BZ-4-04
UK007728

昭和三十年度決算検査報告

会計検査院

R343.8
Ka186k2

国立国会
32.1.25
図書館

UK 7728

昭和三十年度決算検査報告　目次

第一章　総　論……一一
第一節　歳入歳出決算……一一
第一　歳　入……一一
第二　歳　出……一二
第三　国債および借入金……一三
第二節　国庫金および国有財産……一四
第一　国　庫　金……一五
第二　国　有　財　産……一五
第三節　政府関係機関その他の団体……一五
第四節　不当事項および是正事項……一五
第一　概　要……一七
第二　予　算　経　理……一七
第三　工　事……一七
……九
……一〇

第四　物　件……一一
第五　保　険……一三
第六　補　助　金……一四
第七　不　正　行　為……一六
第二章　国の会計……一九
第一節　決算の検査確認……一九
第一　一般会計……一九
第二　特別会計……一九
第三　昭和二十九年度以前の未確認額の検査確認……一九
第二節　国税収納金整理資金受払計算書の検査完了……一九
第一　国税収納金整理資金……一九
第二　昭和二十九年度検査未完了額の検査完了……二四
第三節　決算額と日本銀行証明額との対照……二四
第一　一般会計……二三
第二　特別会計……二三
第四節　予備費の支出に対する国会の承諾……二六
第五節　各所管別の不当事項および是正事項……二九
第一　裁判所……二九
（一般会計）……二九
不当事項……二九
不正行為……二九
職員の不正行為により国に損害を与えたもの〔水戸地方裁判所土浦支部ほか四箇所〕（一）……二九
第二　総理府……三〇
（北海道開発庁）……三〇
（一般会計）……三〇
不当事項……三〇
工事……三〇
直轄工事の施行にあたり処置当を得ないもの〔北海道開発局札幌ほか三開発建設部〕（二）―（八）……三〇
代行工事の施行にあたり処置当を得ないもの〔北海道開発局〕（九）―（三一）……三一
（防衛庁）……三六

（一般会計）……
不当事項……
工事……
工事の施行にあたり処置当を得ないもの〔防衛庁東京、福岡両建設部〕（三三）―（三六）……三七
物件……
搬送電話端局装置の購入にあたり過剰品の活用をはからなかったもの〔防衛庁調達実施本部〕（三七）……四三
不急のトラック6トントラクターを購入しているもの〔同〕（三八）……四四
購入計画が当を得なかったため航空輸送用コンテナーを過大に購入しているもの〔航空自衛隊補給処〕（三九）……四五
不急の通信機器等を購入しているもの〔防衛庁調達実施本部〕（四〇）……四六
航空機部品の購入にあたり処置当を得ないもの〔同〕（四一）……四七
高周波焼入装置の購入価額が高価となっているもの〔同〕（四二）……四八
輸入機械の購入にあたり処置当を得ないもの〔防衛庁技術研究所〕（四三）……五〇
地上管制進入装置の購入にあたり処置当を得ないもの〔防衛庁調達実施本部〕（四四）……五二
不適格な航空ガソリンを検収したもの〔同〕（四五）……五三
不正行為……
職員の不正行為により国に損害を与えたもの〔陸上自衛隊伊丹駐とん部隊第三五三会計隊ほか五箇所〕（四六）―（四八）……五五
第三　法務省……
（一般会計）……
不当事項……
予算経理……
経理のびん乱しているもの〔大津地方法務局ほか二箇所〕（四九）―（五一）……五七
物件……
ふとん綿の購入にあたり検収当を得ないもの〔法務省〕（五二）……五九
役務……
受電装置が不備なため電気料金を多額に支払っているもの〔府中ほか三刑務所〕（五三）……六一
不正行為……
職員の不正行為により国に損害を与えたもの〔神戸地方検察庁ほか九箇所〕（五四）―（五七）……六二
第四　大蔵省……
（一般会計）……
不当事項……六四

租　税……六八
入場税の徴収にあたり処置当を得ないもの〔横浜中税務署〕(五八)……六八
滞納処分に関し処置当を得ないもの〔神田ほか一七税務署〕(五九)―(七六)……六九
租税払もどしに関し処置当を得ないもの〔高松国税局〕(七七)……七一
物　件……七二
未収債権の徴収にあたり処置当を得ないもの〔関東財務局千葉財務部〕(七八)……七二
用途を指定して売り渡した国有財産に関し処置当を得ないもの〔関東財務局ほか三箇所〕(七九)―(八四)……七三
普通財産の管理当を得ないもの〔関東財務局ほか一〇箇所〕(八五)―(九三)……七五
土地建物等の使用料の徴収処置当を得ないもの〔関東財務局ほか三箇所〕(九四)―(九八)……八〇
不正行為……八一
職員の不正行為により国に損害を与えたもの〔北九州財務局佐賀財務部ほか二箇所〕(九九)(一〇〇)……八一
是正させた事項……八二
租　税……八二
青色申告書の提出の承認を取り消させ徴収不足を是正させたもの〔王子ほか九税務署〕(一〇一)―(一一〇)……八二
租税の徴収過不足を是正させたもの〔横浜、神戸両税関、麹町ほか二三三税務署〕(一一一)―(六七七)……八四
租税の徴収上の過誤を是正させたもの〔神田ほか二一税務署〕(六七八)―(六九九)……八九

物　件……九〇
共有船舶利用収入の徴収上の過誤を是正させたもの〔関東、北九州両財務局〕(七〇〇)(七〇一)……九〇
第五　文　部　省……九一
(一　般　会　計)……九一
不当事項……九一
補　助　金……九二
公立諸学校施設整備に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの〔山形県ほか一二都府県〕(七〇二)―(七二一)……九二
義務教育費国庫負担金の精算にあたり処置当を得ないもの〔岩手県ほか一八都府県〕(七二二)―(七二八)……九八
不正行為……一〇〇
職員の不正行為により国に損害を与えたもの〔秋田、金沢両大学〕(七二九)(七三〇)……一〇〇
第六　厚　生　省……一〇一
(一　般　会　計)……一〇一
不当事項……一〇一
予　算　経　理……一〇一
経理のびん乱しているもの〔関東信越地区麻薬取締官事務所〕(七三一)……一〇一

補　助　金……一〇二
国庫補助金等の経理当を得ないもの〔北海道ほか三三都府県〕（七三二）―（八一六）……一〇二
（厚生保険特別会計）……一一四
是正させた事項……一一六
保　険……一一六
健康保険および厚生年金保険保険料の徴収不足を是正させたもの〔札幌社会保険出張所ほか一〇五箇所〕（八一七）―（九二二）……一一六
（船員保険特別会計）……一一二
（国立病院特別会計）……一一三
不当事項……一一三
予算経理……一一三
経理のびん乱しているもの〔国立鯖江病院〕（九二三）……一一三
（一般会計）
（厚生保険特別会計）……一一四
（国立病院特別会計）

不当事項……一一四
不正行為……一一四
職員の不正行為により国に損害を与えたもの〔国立中津療養所ほか二箇所〕（九二四）―（九二七）……一一四
第七　農　林　省……一一六
（一般会計）……一一六
不当事項……一一六
工　事……一三一
直轄工事費の積算が過大となっているもの〔仙台ほか二農地事務局〕（九二八）―（九三一）……一三一
代行工事の施行にあたり処置当を得ないもの〔仙台農地事務局ほか六箇所〕（九三二）―（一〇〇一）……一三三
物　件……一四一
機械の管理当を得ないもの〔京都農地事務局〕（一〇〇二）……一四一
補　助　金……一四二
公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの〔青森県ほか三五都府県〕（一〇〇三）―（一五二五）……一四二
公共事業国庫補助工事の計画が当を得ないもの〔新潟ほか二県〕（一五二六）―（一五二八）……一五三
災害復旧事業の査定額を減額させたもの〔北海道ほか一〇県〕（一五二九）―（一五三八）……一五四

国庫補助金の経理当を得ないもの〔北海道ほか二七府県〕(一五三九)―(一六三一)……一六〇
災害融資金に対する利子補給金の交付当を得ないもの〔北海道ほか二七府県〕(一六三二)―(一七一〇)……一八二
(食糧管理特別会計)……一八八
不当事項……一九一
物件……一九一
外米の購入にあたり処置当を得ないもの〔食糧庁〕(一七一一)……一九一
外国小麦の売渡にあたり処置当を得ないもの〔同〕(一七一二)……一九三
(農業共済再保険特別会計)……一九四
不当事項……一九四
保険……一九四
農業共済保険事業の運営が適切でないもの〔農林省〕(一七一三)―(一九〇二)……一九四
(森林火災保険特別会計)……二〇六
不当事項……二〇七
保険……二〇七
森林火災保険金等の支払にあたり処置当を得ないもの〔林野庁〕(一九〇三)―(一九〇七)……二〇七
(開拓者資金融通特別会計)……二〇九
不当事項……二〇九
その他……二〇九
開拓者資金の貸付に関し処置当を得ないもの〔京都、岡山両農地事務局〕(一九〇八)―(一九一一)……二〇九
(国有林野事業特別会計)……二一〇
不当事項……二一一
予算経理……二一一
経理のびん乱しているもの〔鶴岡営林署〕(一九一二)……二一二
物件……二一四
国有林野整備臨時措置法により売り渡した保安林の立木を他に転売されたもの〔大阪営林局〕(一九一三)……二一四
(一般会計)
(自作農創設特別措置特別会計)……二一四
(国有林野事業特別会計)
不当事項……二一五

不正行為……二一五
職員の不正行為により国に損害を与えたもの〔農林省ほか二箇所〕（一九一四）―（一九一六）……二一五
第八　通商産業省……二一六
（一般会計）……二一六
不当事項……二一六
補助金……二一六
試験研究等に対する国庫補助金の経理当を得ないもの〔通商産業省ほか三箇所〕（一九一七）―（一九二五）……二一七
中小企業協同組合共同施設等に対する国庫補助金の経理当を得ないもの〔東京ほか三通商産業局〕（一九二六）―（一九三二）……二一七
（中小企業信用保険特別会計）……二一九
不当事項……二一九
保険……二一九
中小企業信用保険保険金の支払にあたり処置当を得ないもの〔中小企業庁〕（一九三三）―（一九四五）……二二〇
（特別鉱害復旧特別会計）……二二一
是正させた事項……二二一
補助金……二二一
特別鉱害復旧事業費交付金の精算にあたり処置当を得ないもの〔通商産業省石炭局〕（一九四六）……二二一
第九　運輸省……二二四
（一般会計）……二二四
不当事項……二二四
予算経理……二二四
経理のびん乱しているもの〔群馬県陸運事務所ほか三箇所〕（一九四七）―（一九五〇）……二二六
物件……二二六
不急の通信教育用教材を購入したもの〔運輸省〕（一九五一）……二二七
補助金……二二七
公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの〔愛知県ほか七府県〕（一九五二）―（一九六一）……二二八
災害復旧事業の査定額を減額させたもの〔石川ほか三県〕（一九六二）（一九六三）……二三一
第十　郵政省……二三三
（郵政事業特別会計）……二三三
不当事項……二三三

物　件……契約処置当を得なかったため不経済な購入となっているもの〔郵政省〕（一九六四）……二三五
役　務……郵便専用自動車の配車計画が当を得ないもの〔広島ほか四郵政局〕（一九六五）（一九六六）……二三六
船舶による郵便物の運送が適当でないもの〔郵政省〕（一九六七）……二三七
封鉛の納入場所の指定が適当でなかったため不経済となっているもの〔同〕（一九六八）……二三八
（郵便貯金特別会計）……二三九
（簡易生命保険及郵便年金特別会計）……二四〇
（郵政事業特別会計）……二四一
（簡易生命保険及郵便年金特別会計）……二四一
不当事項……二四一
不正行為……二四一
職員の不正行為により国に損害を与えたもの〔中野昭和通ほか五一郵便局〕（一九六九）―（一九九二）……二四一
第十一　労働省……二四八
（一般会計）……二四八

不当事項……二四八
補助金……二四八
失業対策事業費補助金の経理当を得ないもの〔秋田県ほか九府県〕（一九九三）―（二〇〇四）……二四八
その他……二五一
政府職員等失業者退職手当の誤払となっているもの〔札幌ほか三四五公共職業安定所〕（二〇〇五）……二五一
（労働者災害補償保険特別会計）……二五二
不当事項……二五三
保険……二五三
保険給付の適正を欠いたもの〔盛岡ほか一九八労働基準監督署〕（二〇〇六）―（二〇一二）……二五三
是正させた事項……二五五
保険……二五五
労働者災害補償保険保険料等の徴収不足を是正させたもの〔青森ほか二五労働基準局〕（二〇一三）―（二〇三八）……二五五
（失業保険特別会計）……二五七
不当事項……二五九
保険……二五九

保険給付の適正を欠いたもの〔青森公共職業安定所ほか二九七箇所〕(二〇三九)―(二〇六一)……二五九
是正させた事項……二六一
保険……二六一
失業保険保険料等の徴収不足を是正させたもの〔青森県ほか二七都府県〕(二〇六二)―(二〇八九)……二六一
(労働者災害補償保険特別会計)
(失業保険特別会計)……二六四
不当事項……二六四
不正行為……二六四
職員の不正行為により国に損害を与えたもの〔福岡労働基準局ほか二箇所〕(二〇九〇)(二〇九一)……二六四
第十二 建設省……二六五
(一般会計)……二六五
不当事項……二六九
補助金……二六九
公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの〔北海道ほか三一都府県〕(二〇九二)―(二一三〇)……二六九
災害復旧事業の査定額を減額させたもの〔北海道ほか九県〕(二一三一)―(二一三四)……二七一

公営住宅建設費国庫補助金の経理当を得ないもの〔北海道ほか一県〕(二一三五)―(二一三七)……二七四
不正行為……二七五
職員の不正行為により国に損害を与えたもの〔関東地方建設局富士川工事事務所〕(二一三八)……二七五
是正させた事項……二七六
物件……二七六
建設工事用セメントの購入にあたり処置当を得ないもの〔近畿地方建設局〕(二一三九)……二七六
(特定道路整備事業特別会計)……二七六
不当事項……二七七
工事……二七八
工事の施行が、行し所期の効果をあげていないもの〔九州地方建設局〕(二一四〇)……二七八
第六節 会計事務職員に対する検定……二八〇
第一 出納職員に対する検定……二八〇
第二 予算執行職員等に対する検定……二八二
第三章 政府関係機関その他の団体の会計……二八五
第一節 決算の検査完了……二八五

第一　政府関係機関の会計……二八五
第二　昭和二十九年度検査未完了額の検査完了……二八六
第二節　各団体別の不当事項……二八七
第一　日本専売公社……二八七
不当事項……二八九
不正行為……二八九
職員の不正行為により日本専売公社に損害を与えたもの〔日本専売公社飯塚出張所ほか一箇所〕(二一四一)……二八九
第二　日本国有鉄道……二九〇
不当事項……二九六
工事……二九六
工事の経理が適正を欠いているもの〔日本国有鉄道岐阜、静岡両工事事務所〕(二一四二)(二一四三)……二九六
予定価格の積算が過大なためひいて工事費が高価となっているもの〔日本国有鉄道大阪工事事務所ほか五箇所〕(二一四四)―(二一五一)……二九八
工事の施行にあたり契約処置が適切でないため不経済となっているもの〔日本国有鉄道東京鉄道管理局ほか一箇所〕(二一五二)(二一五三)……三一二

電車線路支持物の基礎工事が設計と相違しているもの〔日本国有鉄道大阪電気工事事務所〕(二一五四)……三一四
工事用交付材料の残材が回収不足となっているもの〔日本国有鉄道岐阜、東京両工事事務所〕(二一五五)(二一五六)……三一五
物件……三一七
予定価格の積算が過大なためひいて購入価額が高価となっているもの〔日本国有鉄道資材局ほか八箇所〕(二一五七)―(二一六一)……三一七
購入処置が適切でないため不経済となっているもの〔日本国有鉄道資材局ほか三箇所〕(二一六二)―(二一六五)……三二四
冷蔵車の製作にあたり交付材料が過大であるため不経済と認められるもの〔日本国有鉄道資材局〕(二一六六)……三三〇
利用可能な手小荷物切符を廃冊処理したもの〔日本国有鉄道営業局〕(二一六七)……三三一
構内営業料および土地建物使用料の決定が当を得ないもの〔日本国有鉄道東京ほか四鉄道管理局〕(二一六八)……三三二
土地の売渡価額が低れんと認められるもの〔日本国有鉄道広島ほか二鉄道管理局〕(二一六九)―(二一七一)……三三六
車両使用料が低れんと認められるもの〔日本国有鉄道各鉄道管理局〕(二一七二)……三四〇
役務……三四一
電車清掃作業請負代金が高価と認められるもの〔日本国有鉄道東京鉄道管理局〕(二一七三)……三四一
不正行為……三四三
職員の不正行為により日本国有鉄道に損害を与えたもの〔日本国有鉄道旭川鉄道管理局〕(二一七四)……三四三

第三　日本電信電話公社……二四三
不当事項……二四三
工事……二四三
工事の設計にあたり関連部門間の連絡を欠いたため不経済となっているもの〔日本電信電話公社近畿電気通信局大阪管理部〕(二一七五)……二四七
工事の施行にあたり予定価格の積算当を得ないため不経済となっているもの〔日本電信電話公社東北電気通信局〕(二一七六)……二四七
契約の方法が適切を欠いたため運送賃が不経済となったもの〔日本電信電話公社〕(二一七七)……二四九
物件……二五〇
自動交換機部品を高価に購入しているもの〔日本電信電話公社〕(二一七八)……二五〇
ケーブルリングの購入にあたり主要材料の積算価格が適切でなかったため高価となっているもの〔日本電信電話公社〕(二一七九)……二五二
不正行為……二五三
職員の不正行為により日本電信電話公社に損害を与えたもの〔日本電信電話公社関東電気通信局管内石岡電報電話局ほか二箇所〕(二一八〇)―(二一八二)……二五五
第四　国民金融公庫……二五五
第五　住宅金融公庫……二五六
第六　農林漁業金融公庫……二五六
不当事項……二五六
その他……二五六
農林漁業資金の貸付後の管理不十分なもの〔農林漁業金融公庫〕(二一八三)―(二一八五)……二五六
第七　中小企業金融公庫……二五六
第八　日本開発銀行……二五六
第九　日本輸出入銀行……二五六
第十　愛知用水公団……二五六
第三節　会計事務職員に対する検定……二五六
第一　出納職員に対する検定……二五六
第二　予算執行職員等に対する検定……二五六
第四節　法令、制度または行政に関する改善意見……二五六
別表……二五七
第一　代行工事の施行にあたり処置当を得ないもの〔総理府(北海道開発庁)〕(九)―(三二)……二五七

第二　租税の徴収過不足を是正させたもの〔大蔵省〕(一一一)―(六七七)……三七七
第三　租税の徴収上の過誤を是正させたもの〔同〕(六七八)―(六九九)……四一二
第四　代行工事の施行にあたり処置当を得ないもの〔農林省〕(九三二)―(一〇〇一)……四一五
第五　公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの〔同〕(一〇〇三)―(一五二五)……四三六
第六　災害融資金に対する利子補給金の交付当を得ないもの〔同〕(一六三二)―(一七一〇)……四九四
第七　農業共済保険事業の運営が適切でないもの〔同〕(一七一三)―(一九〇二)……五〇二
第八　公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの〔運輸省〕(一九五二)―(一九六一)……五三四
第九　公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの〔建設省〕(二〇九二)―(二一三〇)……五三五

付　表……五四三

第一　昭和三十年度一般会計決算未確認額表……五四三
第二　昭和三十年度各特別会計決算未確認額表……五四九
第三　既往年度一般会計決算未確認額表……五五一
第四　昭和三十年度国税収納金整理資金受払計算書検査未完了額表……五五三
第五　既往年度国税収納金整理資金受払計算書検査未完了額表……五五四
第六　昭和三十年度政府関係機関決算検査未完了額表……五五五

第一章　総論

会計検査院は、日本国憲法第九十条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第二十九条の規定に基き、昭和三十年度決算検査報告を作成した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、国の財産に関する事項、会計事務職員に対する検定、主務官庁に対する改善意見の表示等のほか、会計検査院法その他の法律により検査を行なっているものの検査事項を掲記した。

第一節　歳入歳出決算

昭和三十年度歳入歳出決算は、三十一年十月三十一日本院において、これを受領し、その検査を了して三十一年十二月七日内閣に回付した。

一般会計決算額および各特別会計決算額の総計は、左のとおり

	一般会計	特別会計(二五)	総計
	百万円	百万円	百万円
歳入	一、一二六、三八七	一、八七九、八五七	三、〇〇六、二四四
歳出	一、〇一八、一六九	一、七二六、五七二	二、七四四、七四一
歳入超過	一〇八、二一七	一五三、二八五	二六一、五〇二

であって、一般会計の歳入超過は千八十二億千七百余万円に上り、これを前年度の歳入超過千四百四十二億九千八百余万円に比べると三百六十億八千百余万円の減少を示している。

また、各会計間の重複額および前年度剰余金受入等を控除し、純計額を概算するときは、歳入二兆二千二百五十五億円、歳出二兆千六百五十九億円で、前年度に比べると歳入において二千百七億円、歳出において千六百十二億円の増となっている。

第一　歳　入

昭和三十年度一般会計の歳入決算額は、前記のとおり一兆千二百六十三億八千七百万円であるが、収納未済額は百四十四億八千五百余万円で、そのうちおもなものは、公共事業費負担金百十八億九千七百余万円、病院収入七億二千八百余万円、弁償及返納金四億六千八百余万円、国有財産貸付収入三億四百余万円、国有財産売払収入二億九千八百余万円である。いま、一般会計の収納未済額に国税収納金整理資金の取扱分を含めて収納未済額を計算するとその徴収決定済額に対する割合は三・三%に当り、前年度の四・〇%に比べ好転している。

各特別会計の収納未済額は百七十六億二千百余万円で、そのうちおもなものは、食糧管理の食糧等売払代金およびアルコール専売事業の事業収入で延納を認められているものを除くと、厚生保険三十億五千六百余万円、失業保険七億三千五百余万円の保険料収入である。

一般会計および各特別会計の収納未済額に国税収納金整理資金の収納未済額二百六十五億八千九百余万円を合計すると五百八十六億九千五百余万円であるが、他方、既往年度の収納未済額で本年度においてもなお収納にいたらなかったものが七百四十六億三千二百余万円に上っており、そのうち大部分を占めるものは国税収納金整理資金の分五百七十五億六千三百余万円である。

第二　歳　出

昭和三十年度一般会計の歳出決算額は、前記のとおり一兆百八十一億六千九百余万円であるが、予算執行の結果、予算の翌年度に繰り越された額は三百七十八億四千五百余万円、防衛庁および防衛庁施設費二百二十八億五百余万円、公立文教施設整備費補助十七億九千五百余万円、道路事業費二十二億七千五百余万円、賠償等特殊債務処理費十三億八千七百余万円、住宅施設費十一億四千七百余万円であり、また、不用となった額は二百二十七億二千七百余万円で、そのおもなものは、平和回復善後処理費六十五億三千四百余万円、賠償等特殊債務処理費五十四億三千五百余万円、防衛庁四十四億六千七百余万円、安全保障諸費十六億千百余万円、連合国財産補償費十二億六百余万円であるが、平和回復善後処理費、賠償等特殊債務処理費および連合国財産補償費の不用額合計百三十一億七千六百余万円に相当する金額は、賠償等特殊債務処理特別会計法（昭和三十一年法律第五十三号）附則第二項の規定により、賠償等特殊債務処理特別会計の三十一年度の歳入に繰り入れる

ことなっている。

第三　国債および借入金

国債は、昭和三十年度首現在額五千二百三十億九千六百余万円で、これに年度中に戦没者遺族の援護として交付したものなど二十七億二千余万円および借換発行したもの二十二億千九百余万円を加え、償還額等二百四十九億千余万円を控除すると年度末現在額は五千三十一億二千六百余万円となり、年度首に比べると百九十九億七千余万円が減少している。

また、借入金は、年度首現在額五百八十七億四千二百余万円で、年度中に資金運用部の資金から九十九億九千八百万円、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金から五億円、日本銀行から十二億五千余万円、「農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」によりアメリカ合衆国政府から百八十九億千四百余万円、その他三百余万円を借り入れたが、二十九億三千九百余万円を償還したので年度末現在額は八百六十四億六千九百余万円となり、年度首に比べると二百七十七億二千六百余万円が増加している。

なお、融通証券（食糧証券を含む。）および一時借入金は年度末現在額四千五百六十億七千七百余万円で、年度首現在額三千三百八十四億七千七百余万円に比べると千百七十五億九千九百余万円が増加している。

第二節　国庫金および国有財産

第一　国庫金

昭和三十一年三月末における日本銀行政府預金勘定残高は、左のとおり

種別	三十一年三月末現在 百万円	三十年三月末現在 百万円	差引増△減 百万円
当座預金	一一八、二六一	一六〇、〇三六	△四一、七七四
一般資金運用部	一一五、六〇七	一五七、二五五	△四一、六四七
別口預金	二、六五四	二、七八一	△一二六
指定預金	七、八七六	九、五六〇	△一、六八四
小額紙幣引換準備預金	一四、七六五	一三、七六七	九九七
計	一四〇、九〇四	一三〇	△一三〇
		一八三、四九五	△四二、五九一

であって、これを前年同期に比べると、当座預金が著しく減少している。

第二　国有財産

昭和三十年度国有財産増減及び現在額総計算書における年度末国有財産現在額は一兆九千二百五十三億五百余

万円であって、前年度末現在額一兆四千三百三億五千六百余万円に比べると四千九百四十九億四千九百余万円の増を示している。

右は、年度中における増加額が行政財産において二千九百六十五億七千八百余万円、普通財産において二千六百二十六億八千八百余万円計五千五百九十二億六千七百余万円あり、他方、減少額が行政財産において百八十七億七千八百余万円、普通財産において四百五十五億三千九百余万円計六百四十三億千七百余万円あったためである。

いま、その増減のおもなものを示すと、増において出資四百六十億九千百余万円、建物新築百四十六億八千百余万円、工作物新設百八億二千八百余万円等、ほかに価格改定によるもの四千二百四十三億三千五百余万円があり、減において出資金回収百四十二億六千四百余万円等、ほかに価格改定によるもの百六十七億七千二百余万円がある。

また、昭和三十年度国有財産無償貸付状況総計算書における年度末無償貸付額は五十一億千四百余万円であって、前年度末の二億余万円に比べると四十九億千三百余万円の増加を示しているが、これは主として価格改定によるものである。

第三節　政府関係機関その他の団体

昭和三十一年中に、会計検査院法その他の法律によって会計の検査を行なったものは、政府関係機関一〇、国が資本金の二分の一以上を出資している法人の会計および法律によりとくに会計検査院の検査に付するものと定められた会計三九のほか、国から国庫補助を受けている都道府県、市町村、各種組合および外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法（昭和二十八年法律第一号）に基く融資を受けているものなどの会計である。

第四節　不当事項および是正事項

第一　概要

本院において、昭和三十年十二月から三十一年十一月までの間に、国および政府関係機関等の歳入、歳出等に関する計算書および証拠書類を検査したものは十四万七千余冊、三千五百余万枚である。

会計検査に伴い関係者に対し質問を発したものは一万余件である。

このようにして検査した結果、ここに不当事項および是正事項および是正させた事項として記載するものを所管別、政府関係機関別にあげると

所管または政府関係機関	租税	予算経理	工事	物件	役務	保険	補助金	不正行為	その他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
裁判所										
総理府			三五	九				三		四七
法務省		三		一	一			四		九
大蔵省	六一九（五九九）			二三（二）			二七	二	六四四（六〇一）	二九
文部省						一〇六（一〇六）	八五	四		一九七（一〇六）
厚生省		二				一九五	七〇八	三	四	九八九
農林省		一	七四	四		一三	一七（一）			三〇（一）
通商産業省							一二			一七
運輸省		四		一						二九
郵政省				一	四	八四（五四）	一二	二	一	九九（五四）
労働省							四六	一		四九（一）
建設省			一	一（一）				一		一
日本専売公社										
日本国有鉄道			一五	一六	一			一		三三
日本電信電話公社			三	二				三		八
農林漁業金融公庫									三	三
計	六一九（五九九）	一〇	一二八	五八（三）	六	三九八（一六〇）	九〇七（一）	五一	八	二、一八五（七六三）

備考　(ア)　件数は本検査報告の番号の数による。
(イ)　（　）内の件数は是正させた事項の件数をうち書きしたものである。

であって、合計二、一八五件その批難金額概計六十六億円に上っている。

国および政府関係機関等の会計においてこのように不当な経理の多いことは遺憾に堪えないところである。

右二、一八五件について、概括して記述すると次のとおりである。

第二　予算経理

予算の経理については、経理びん乱のほか予算の効率的使用の面も考えられるが、これについては本節第三（工事）、第四（物件）等において記述することとし、本項では経理のびん乱について記述する。

架空の名義によりもしくは正当支払額に付増ししてまたは正当債権者に支払ったこととして資金をねん出し、あるいは物品の売渡代金、病院診療料金等を受領しながら歳入に納付しないで別途に保管し、これをほしいままに物品購入代、修繕費、職員厚生費、会議費、交際費等に充てているものがあり、そのうちには経理もびん乱していてその使途が不明となっていたり、領得されたりしているものがある。

右の違法経理については、毎年度の検査報告に掲記するとともに関係庁に対してもその根絶方を要望してきたところであるが、本年度においてもなお一〇箇所において発見されている。

このような違法な経理の行われるおもな原因は、予算経理について関係法令を軽視したことなどによるものと認められ、関係庁においては責任の追及を厳にするなどその発生の防止に万全を期すべきである。

第三　工事

工事の施行については、計画、設計、工事費の積算が適当でなかったため不経済な結果となったり、監督、検収が不十分なため工事費が過渡となっている事例が毎年多数見受けられるが、本年度検査の結果についてみても同様の事例が多く、工事費予算の効率的使用についてはなお一層の留意が必要である。

すなわち、工事の設計については、現地の状況を十分は握しないで計画、設計したため工事の効果が十分にあがっていないもの、事業効果の少ないものに多額の経費を投入しているもの、既設のものの利用を考慮しないで新設工事を施行し不経済な結果をきたしている事例があり、とくに農林省において都道府県に工事を委託する開墾、干拓等の事業にその例が多い。

また、工事費予定価格の積算にあたっては、契約価格の基準となるものであるから、各要素にわたり十分な配意が必要であるが、現地の実情、工事の実態、市況の調査が不十分なため見積りが適正を欠いている事例が依然多数見受けられ、そのうちには、地質の調査をしていながらその結果を考慮しないで単純な見込で積算していたり、工事に必要な資材で請負人が市販の製品を購入し加工の必要もなく取扱に特別な経費を要しないのに高い経費率によって積算しているものがある。

工事を請負に付するにあたっては、業者の選定が適切でなければならないが、請負人においてそのままこれを下請けに付し、いたずらに中間利得を与える結果となっているものがあり、また、契約の締結にあたり、使用する資材によっては支給扱とした方が有利であるのに、これを請負人持ちとしているため不経済となっているものがある。

工事の監督、検収が形式に流れて適確に行われず、工事の施行が粗漏であったり、出来高が不足しているのにそのまま検収して代金の全額を支払っている事例は本年度においても見受けられ、とくに農林省の代行工事にその事例が多い。

第四　物件

物件の調達、管理および処分については、経費の効率的使用、物件の活用、財政収入の確保等の観点において、その経理に万全を期さなければならないが、本年度検査の結果によれば、調達物件の規格および数量の決定、納地の指定、予定価格の積算、物件の検収、管理および売渡について遺憾な事例が少なくない。

すなわち、調達物件の規格および数量の決定については、特殊銘柄を指定して購入し不経済となっていたり、具体的な使用計画や実際の必要度または保有物件の活用を十分検討しないで調達したため、退蔵または遊休化等の結果をきたしている事例が多い。また、調達物件の納地の指定については、生産と需要の実情は握が十分でなく、納地を集中して指定したため不経済な結果となっているものがある。

予定価格の積算はとくに慎重を要するものであるが、調査不十分なため主要材料の所要量、価格等についての見積りが適確を欠くなど予定価格が過大となり、ひいて契約価額が適正な額をこえたと認められるものが相当ある。

また、検収は、相手方の債務の履行を確認するものであるから適確に行わなければならないことは当然であるのに、ややもすると形式に流れる傾向があり、納入された現品と契約上の規格とが相違しているのにそのまま見のがされていたり、現品の検査を行わないで不良品を受領していたものなどがある。

物件の管理については、国有財産の実態の握と台帳の整備等が不十分で、物件の所在または現況が不明となっているもの、帳簿外、二重記帳または処分済で台帳もっ消未済となっているもの、ほしいままに処分されているのにそのままとなっているもの、無断使用されているものなどがあるほか、国有財産使用料等の徴収について適切を欠いているものが少なくない。

また、物件の売渡にあたり、売渡価格の算定について、各要素についての評価が適正でなかったためひいて売渡価額が低価となっていると認められるもの、または用途を指定して売り渡した物件について、その指定条件に違反して転売されているのにそのまま放置されているものなどが見受けられる。

第五　保険

国が特別会計を設けて経営する各保険事業について検査したところ、保険事業の運営、保険給付、保険金の支払または保険料等の徴収について遺憾な事例が少なくない。

すなわち、保険事業の運営については、農林省所管の農業共済保険事業において、農業共済組合の主要農作物共済掛金の徴収、組合員に対する共済金の支払および保険金の基礎となる被害の評価等に関し処置当を得ないものが多数発見され、保険金の支払については、農林省所管の森林火災、通商産業省所管の中小企業信用両保険事業において、架空の被害に対して保険金を支払うなど保険金支払の対象としてはならないものに対して支払ったり、過大な申請に対してそのまま保険金を支払い過大交付となっているものがあり、労働省所管の労働者災害補償、失業両保険事業において、関係資料を活用するなど十分な調査を行わなかったため受給資格のない者に給付するなど適正を欠いていると認められるものが少なくない。

また、保険料等の徴収については、厚生省所管の厚生保険、労働省所管の労働者災害補償、失業両保険事業において、保険料算定の基礎となる標準報酬月額または賃金総額の握が十分でなかったなどのため保険料等の徴

収不足となっていたものが多額に上っている。

第六　補助金

国が国庫補助金または国庫負担金等として昭和三十年度中に地方公共団体、組合等に交付した金額は、地方交付税交付金および地方譲与税譲与金を除き総額三千三百十四億四千二百余万円に上っている。

これら国庫補助金等のうち公共事業関係のものの経理については、事業主体が補助の対象となる事業費を過大に積算して査定を受けたり、設計どおりの工事を施行しなかったり、また、災害に便乗して改良工事を施行したりして国庫補助金等の交付を受けているなどの不当な事例が多く、これら不当経理の防止対策を樹立し、その絶滅をはかることが緊要であることは本院の毎年指摘してきたところであって、本年度検査の結果によれば、架空工事、二重査定のようなとくに不当なものは見受けられず相当改善の跡はみえたが、いまなお不当な事例が依然として少なくなく、国庫補助金等を除外すべき金額は工事完成後の検査によったものが総額四億千余万円となっている。このほか、災害復旧工事の完成前早期にその査定の内容を検査し工事費を減額是正させたものが農林、建設、運輸各省所管において国庫補助金相当額五億千八百余万円に上っている。

また、公共事業関係以外の国庫補助金等の経理についても、これを市町村等が使用しないで保有していたり、補助の目的に沿わない不適正な方法で配分したり、補助の目的以外に使用していたり、地元負担の全部または一部をしないで事業を実施したため事業量が不足しているなどの不当な事例が依然として多い。また、災害融資金に対する利子補給金の交付を受ける農林中央金庫等の金融機関から低利に融資を受けた農業協同組合等が当該融資金を農林漁業者に貸し付けないで事業資金等に使用していたり、災害に関係のない旧債権の回収に充てているなどの事例も多い。

国庫補助金等を事業主体に交付するにあたっては、国の支出事務を都道府県の職員に委任し、または都道府県を通じて間接に交付する取扱によっているものが多いが、本院において都道府県の三十年度国庫補助金交付に関する経理を検査したところ、委任支出事務の経理において、青森ほか一県で、県財政の一時資金繰りのため主務省からの補助指令がないのに地方公共団体である県に対し小切手を振り出したものが二億九百余万円あり、また、間接に交付する取扱の国庫補助金等においても、千葉県ほか三〇都道府県で、国庫から補助金等を受け入れており、かつ、補助事業も完了しているのに、事務手続の遅延、資金繰りの困難等のため国から受け入れた国庫補助金等を直接補助事業主体に交付しないで二箇月以上を経過していたものが農林省所管分六億四千七百余万円、総理府所管分五千三百余万円、厚生省所管分三千余万円等総計七億三千二百余万円に上っている。さらに、補助事業が年度内に完了していないのにこれを完了したこととして国庫補助金等を支出し雑部金に繰り入れていたものが、二十九年度補助事業について秋田県ほか三九都府県で八十四億七千五百余万円の多額に上っており、

そのうち五千三百余万円は三十一年九月末現在なおそのまま保留されている。

第七　不正行為

会計事務に関係ある職員の不正行為により国または政府関係機関に損害を与えたもので、本検査報告に掲記したものは五一件その被害金額は一億九千七百余万円に上り、昭和三十一年九月末現在補てんされた額は三千三百余万円である。

従来から不正行為は、郵政省の貯金、保険の関係職員にとくに多く見受けられたが、本年度においても郵便貯金の預入金や簡易生命保険保険料を領得するなどの事例が依然として多く、一事項五万円以上のもので五六事項五千二百四十四万余円に及んでおり、まだ改善の跡がみられない。郵政省に次いで不正行為の多いのは、法務省の七事項三千二百十一万余円で、主として地方検察庁の職員が罰金、刑事領置物の換価代金等を領得したものである。不正行為金額においては、農林省の七千十二万余円が最も大きい。

このような不正行為の発生する原因は、不正行為者本人の良心の問題ではあるが、予算執行職員等の地位にある者が会計制度本来の趣旨に沿わない運用をしたり、または監督の任に当る者が部下を過信して内部けん制組織を適確に運用しなかったり、適切な監督を怠っているなど自己の職責を完全に尽さないことに乗ぜられたものもあると認められる。

国および政府関係機関における不正行為は、その庁等の信用にも多大の悪影響を及ぼすものであるから、経理事務執行についての規律の厳守および監督の徹底にはとくに留意を要することは、本院が毎年度の検査報告に記述して注意を促してきたところであるが、まだ前記のように多数の不正行為が発見されているのは誠に遺憾である。

第二章　国の会計

第一節　決算の検査確認

第一一般会計

歳入	決算額	同上のうち未確認額
	円	円
	一、一二六、三八七、〇〇四、二七五・五四	八一、九七一、九五五
歳出	一、〇一八、一六九、三九二、四四八・八二	九、六五〇、八一九、七五一

右決算額は、未確認額を除いてこれを検査確認した。未確認額の内訳は

歳入	円
事由	
前金払の精算未了	七六、四五一、八九六
概算払の精算未了	
質問に対する回答未済	五、五二〇、〇五九
証明済調査中	
回答済調査中	八一、九七一、九五五
犯罪に関し調査中	
計	

歳出	円
前金払の精算未了	一、三五四、一〇四、五九三
概算払の精算未了	一、五九八、二三二、二二五
質問に対する回答未済	三、〇八四、一四八、七八七
証明済調査中	二、九六五、七一五、三五〇
回答済調査中	六四五、六八〇、九八〇
犯罪に関し調査中	二、九三七、八一六
計	九、六五〇、八一九、七五一

であり、その各科目の金額は付表第一のとおりである。

所管および会計名	歳入決算額	歳出決算額	歳入のうち未確認額
総理府及び大蔵省所管			
大蔵省			
付交付金税及び譲与税配	一六、三七六、四一九、〇〇〇	一六、〇八四、四三九、〇〇〇	
貴金属地金	一、六四一、七九五、〇〇〇	一、五七一、八一六、〇〇〇	
国債整理基金	四、七五六、四三二、〇〇〇	四、三六七、七四一、〇〇〇	
外国為替資金	五、六六四、八三二、〇〇〇	五、六六四、八三二、〇〇〇	
産業投資	二、五九〇、四八六、〇〇〇	二、五九〇、四八六、〇〇〇	
経済援助	三、七九八、五六二、〇〇〇	三、七九八、五六二、〇〇〇	
厚生省			
余剰農産物資金融通	一八、九三四、八六五、〇〇〇	一六、三七六、四三九、〇〇〇	
生活保護費	二六、〇四八、八六九、五六六	二六、〇四八、八六九、五六六	
国庫負担金	四二、三三四、四三二、〇八	四二、三三四、四三二、〇八	
医療費	六、七六四、五六七、二〇〇	六、七六四、五六七、二〇〇	
結核予防費	三、七九八、四一六、三五一	三、七九八、四一六、三五一	
精神衛生費	一、六九八、四一六、三五一	一、六九八、四一六、三五一	
原子爆弾被爆者医療費	二五、〇四八、八六九、五六六	二五、〇四八、八六九、五六六	
労働省			
労働保険特別会計	一七、四五六、四三二、〇〇〇	一七、四五六、四三二、〇〇〇	
労働保険特別会計	一、五七一、八一六、〇〇〇	一、五七一、八一六、〇〇〇	
労働保険特別会計	四、三六七、七四一、〇〇〇	四、三六七、七四一、〇〇〇	
労働保険特別会計	五、六六四、八三二、〇〇〇	五、六六四、八三二、〇〇〇	
労働保険特別会計	二、五九〇、四八六、〇〇〇	二、五九〇、四八六、〇〇〇	
労働保険特別会計	三七、〇一二、一九四、〇五〇、〇〇〇	三七、〇一二、一九四、〇五〇、〇〇〇	
労働保険特別会計	四〇、五一七、六六八、〇〇〇	四〇、五一七、六六八、〇〇〇	
労働保険特別会計	五、六六四、八三二、〇〇〇	五、六六四、八三二、〇〇〇	
労働保険特別会計	二、五九〇、四八六、〇〇〇	二、五九〇、四八六、〇〇〇	
労働保険特別会計	三、七九八、五六二、〇〇〇	三、七九八、五六二、〇〇〇	
労働保険特別会計	一、三三一、五七九、〇〇〇	一、三三一、五七九、〇〇〇	
労働保険特別会計	一、六九八、四一六、三五一	一、六九八、四一六、三五一

所管および会計名	決算 歳入額	決算 歳出額	同上のうち未確認額 歳入	同上のうち未確認額 歳出
	円	円	円	円
輸出保険	四、〇三四、七八九、七五四・〇〇	二〇八、五八七、六三五・〇〇		
中小企業信用保険	三、三九、二二五、九七三・〇〇	四五六、五三三、五五五・〇〇		
特別鉱害復旧	六二、一六三、〇四一・〇〇	五八五、七四五、九一七・〇〇		
運輸省				
木船再保険	七三、三三〇、六六八・〇〇	六三、六八二、〇六三・〇〇		
自動車損害賠償責任再保険				
保険勘定	三、九三三、七六五・〇〇	五四〇、三三八・〇〇		
保障勘定	六、八三〇、八五九・〇〇	八九二、六〇二・〇〇		
業務勘定	一八、八〇四、三三八・〇〇	一六、三三五、〇六二・〇〇		
郵政省				
郵政事業	二三、六六八、三三二、三八一・〇〇	一三二、一七、三二〇、五七七・〇九	三八、八一〇、二九四	
郵便貯金	三五、〇四五、八七〇、〇〇〇・〇〇	三五〇四五、八七〇、〇〇〇・〇〇		
簡易生命保険及郵便年金				
保険勘定	九二、三五、二三七、〇八八・〇〇	三四〇、一六、四六二、一五三・〇〇		
年金勘定	一、六二八、四一八、八八六・〇〇	五一八、九二五、〇一五・〇〇		
労働省				
労働者災害補償保険	三〇、一〇二、一六八、〇七六、五三	一九、三〇六、一五二、三七八・〇〇		
失業保険	三八、二六三、三七五、六一〇・〇〇	三三、九一〇、九七八、〇八九・〇〇		
建設省				
特定道路整備事業	三、三〇、七四六、一二五・〇〇	二、七三〇、七四一、二五六・〇〇	一八七、一三〇、四〇〇	
計	一八七九、八五七、五六八、三四四、〇九	一七三六、五三、三〇八、四四三、二五	一、〇〇九、五八五	三三八、四四二、五〇三

右各特別会計決算額は、未確認額を除いてこれを検査確認した。未確認額の内訳は

所管	会計名	歳入出	金額	事由
			円	
大蔵省	外国為替資金	歳出	一二七、九〇八	前金払の精算未了
農林省	農業共済再保険業務勘定	歳出	六、七八六、四〇〇	回答済調査中
	国有林野事業	歳入	一、〇〇〇、〇〇〇	証明済調査中
		歳出	九、五八五	回答済調査中
通商産業省	中小企業信用保険	歳出	五、五八七、五〇〇	質問に対する回答未済
郵政省	郵政事業	歳出	三八、八一〇、二九四	回答済調査中
建設省	特定道路整備事業	歳出	一八七、一三〇、四〇〇	証明済調査中

であり、その各科目の金額は付表第二のとおりである。

第三　昭和二十九年度以前の未確認額の検査確認

昭和二十九年度以前の一般会計および各特別会計の歳入歳出決算のうちの未確認額で、なお検査確認するにいたらないものは、付表第三のとおり一般会計分合計一、六八一、九六五、八四七円であって、その他のものはこれを検査確認した。

第二節　国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

第一　国税収納金整理資金

受入	収納済額		八一六、二七四、五八九、七一五円	受払額	同上のうち検査未完了額 二一七、二二五、四二六円
支払	支払命令済額		一八、五一〇、五六五、二五五		二、六七〇、一八〇
	歳入組入額		七九七、六九六、六五三、八二〇		

右受払額は、検査未完了額を除いてこれを検査完了した。検査未完了額の内訳は

事由	受入	支払
質問に対する回答未済	二〇八、四六四、三四六円	二、六七〇、一八〇円
証明済調査中	四、一八九、八〇〇	
回答済調査中	四、五七一、二八〇	
計	二一七、二二五、四二六	二、六七〇、一八〇

であり、その各科目の金額は付表第四のとおりである。

第二　昭和二十九年度検査未完了額の検査完了

昭和二十九年度国税収納金整理資金受払額のうちの検査未完了額で、なお検査完了するにいたらないものは付表第五のとおり合計一一〇、〇〇〇円であって、その他のものはこれを検査完了した。

第三節　決算額と日本銀行証明額との対照

第一　一般会計

決算額と日本銀行証明額とを対照した結果、歳入において左の不符合がある。

歳入決算額	日本銀行証明額	決算額に対する日本銀行証明額の差減
一、一二六、三八七、〇〇四、二七五・五四円	一、一二六、三八五、二七五、〇七八・一〇円	一、七二九、一九七・四四円

右は、

出納閉鎖期までに日本銀行に払込未済のもの　二、九〇五、二三七・四四円

三十年度歳入を三十一年度歳入として誤納したもの　三、五一三・〇〇

があったため、日本銀行証明額は決算額に対し二、九〇八、七五〇円四四減となっているが、他方、

三十一年度歳入を三十年度歳入として誤納したもの　五、〇五八・〇〇円

旧臨時軍事費特別会計所属の歳入金を三十年度歳入として払い込んだもの　一、一七四、四九五・〇〇

があったため、日本銀行証明額は決算額に対し一、一七九、五五三円増となっている結果、差引前記のとおり一、七二九、一九七円四四の差減を生じたものである。

第二　特別会計

決算額と日本銀行証明額とを対照した結果、歳入において左の不符合がある。

所管および会計名	歳入決算額	日本銀行証明額	決算額に対する日本銀行証明額の差増△減	事由
	円	円	円	
厚生省				
厚生保険	九八、九三五、九〇五、三五九、三八	九八、九三六、九一五、七〇五、三八	三、〇一〇、三四六、〇〇	出納閉鎖期までに日本銀行に払込未済のもの
			△ 八六九、二四〇、〇〇	前年度において出納閉鎖期までに払込未済であったものを三十年度において払い込んだもの
			三、八七九、五八六、〇〇	
農林省				
食糧管理	七九三、四二五、七九一、七七六、〇〇	七九三、四二五、六二八、四四一、〇〇	△ 一六三、三五〇、〇〇	出納閉鎖期までに日本銀行に払込未済のもの
国有林野事業	四八、七八九、九三、九二九、六一	四八、七八〇、一〇四、六三六、六一	△ 九八、二八、三〇三、〇〇	出納閉鎖期までに日本銀行に払込未済のもの

なお、郵政事業特別会計では、他の会計と異なり、その歳入歳出を日本銀行において歳入または歳出として取り扱わないものがあるため、決算額と日本銀行証明額とは符合していない。

第四節　予備費の支出に対する国会の承諾

昭和三十一年度における予備費使用決定額で、三十一年十二月五日までに国会の承諾を受ける手続をとっていないものは左のとおりである。

一、三十年度分

1　一般会計

所管	使用決定額
	千円
皇室費	五、一五七
裁判所	一三〇、〇〇二
総理府	一九、一六八
法務省	一二〇、五五三
大蔵省	一、〇九二、八六八
文部省	九九、二三四
厚生省	四〇、六一九

所管	使用決定額
	千円
農林省	三七五、六四八
通商産業省	九、一三一
運輸省	九三、〇五四
郵政省	二、二〇〇
労働省	九九、四一七
建設省	一、四九〇、九四四
計	三、五七七、九九五

2　特別会計

所管	会計名	使用決定額
		千円
大蔵省	造幣局資金運用部	三、一三五
厚生省	厚生保険日雇健康勘定	一四、二五三
	国立病院あへん	二〇〇、〇〇〇
		一、三一四
		三五八
農林省	森林火災保険	九、六三六

所管	会計名	使用決定額
		千円
	漁船再保険	四八、四四三
	普通保険勘定	三〇〇、〇〇〇
郵政省	郵政事業	九、八一四
労働省	労働者災害補償保険	二二、七三八
	失業保険	一、二三一
建設省	特定道路整備事業	六一〇、九二二

二、三十一年度分

1　一般会計

所管	使用決定額（千円）
皇室費	一九、六二二
総理府	二九、一五三
法務省	八、三四九
外務省	一四三、六七九
文部省	一八、八三一
厚生省	九〇、二二一

2　特別会計

所管	会計名	使用決定額（千円）
大蔵省	造幣局	八、九六六
	印刷局	七、〇七〇
農林省	漁船再保険	五二、八三三
	給与保険勘定	
農林省		一、七二〇、九七一
運輸省		三五八、四九〇
労働省		二、〇九七
建設省		二、〇〇一、九七〇
計		四、三九三、三八三

所管	会計名	使用決定額（千円）
国有林野事業		三七、〇六八
労働省	失業保険	五、八八九
計		一一、八二六

第五節　各所管別の不当事項および是正事項

第一　裁判所

（一般会計）

不当事項

不正行為

（一）　職員の不正行為により国に損害を与えたもの

水戸地方裁判所土浦支部ほか四箇所(注)で、昭和二十七年十月ごろから三十一年一月までの間に、関係職員により保管金をほしいままに領得されたものが一事項五万円以上のもので二事項一、六二八、二九二円（うち三十一年九月末現在補てんされた額八五、五二二円）あるが、そのうち一事項五十万円以上のものをあげると左のとおりである。

（注）　水戸地方裁判所土浦支部、水戸家庭裁判所土浦支部、土浦簡易裁判所、岡山地方裁判所勝山支部、勝山簡易裁判所

庁名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額	補てんされた額（三一、九、三〇現在）
水戸地方裁判所土浦支部、水戸家庭裁判所土浦支部および土浦簡易裁判所	歳入歳出外現金出納官吏 裁判所事務官 小野某	二七、一〇ごろから 三〇、一二ごろまで（年月）	一、二二九、〇八〇円	七〇、〇〇〇円

同人が歳入歳出外現金出納官吏として保管金の出納保管事務に従事中、納付された保釈保証金等を日本銀行に預入しなかったり、または正当な事由なく小切手を振り出して預入金を引き出すなどの方法により領得したものである。

第二　総理府

（北海道開発庁）

（一般会計）

不当事項

工事（二）―（三二）

（二）（八）

直轄工事の施行にあたり処置当を得ないもの

（農林省）（組織）農林本省　（項）北海道土地改良事業費　ほか一科目

北海道開発局札幌ほか三開発建設部で施行した農業水利および開拓事業のうち、工事の出来高が不足しているものがあるのに、現場監督および検収が不十分なため設計どおり完成したものとして経理し工事費の全額を請負人に支払ったものが左のとおり七件四、一九〇、〇五五円ある。

	庁名	工事	請負人	着工年月 完成年月	工事費	出来高不足額
（二）	札幌開発建設部	秩父別地区第一幹線水路	秋島建設株式会社	三〇、七（年月）	一六、六〇六、一〇二円（うち官給材料 一、八五九、一九八）	六二二、六一一円（うち官給材料 二七四、二九二）
	水路延長一、〇〇七メートルの練積石垣三、二八八平米は胴込コンクリート平米当り〇・二四立米または〇・二五立米総量八一二立米を施行したこととしているが、実際はうち三、一四三平米は平米当り〇・二立米程度で総量六六四立米を施行したにすぎない。					
（三）	同	秩父別地区導水路	三井建設株式会社	三〇、八 〃 一一	七、八一九、七九八（うち官給材料 六六一、四〇〇）	四九八、六一〇（うち官給材料 二四七、七六一）
	水路延長一五八メートルの練積石垣一、〇六八平米は胴込コンクリート平米当り〇・二四立米または〇・二五立米総量二六六立米を施行したこととしているが、実際は平米当り〇・一二五立米程度で総量一三三立米を施行したにすぎない。					
（四）	同	沼田地区第一幹線水路	北拓建設株式会社	三〇、八 〃 一二	一五、一五〇、〇四二（うち官給材料 一、八二九、六二五）	八三三、三七〇（うち官給材料 三六九、四一〇）
	水路延長五八八メートルの練積石垣三、一六八平米は胴込コンクリート平米当り〇・二五立米総量七九二立米を施行したこととしているが、実際は平米当り〇・一八立米または〇・二立米程度で総量六〇二立米を施行したにすぎない。					
（五）	旭川開発建設部	近文地区灌漑排水	株式会社広野組	三〇、一〇 〃 一二	一六、八八二、〇四六	五一二、五四〇
	水路延長五一一メートルの側壁練積石垣一、七二八平米は胴込コンクリート平米当り〇・二五立米総量四三二立米を施行したこととしているが、実際は平米当り〇・一九立米程度で総量三二八立米を施行したにすぎず、また、裏込の目つぶし砂利は一一六立米を施行したこととしているが、実際は全く施行していない。					

庁名	工事	請負人	着工年月 完成年月 年月	工事費 円	出来高不足額 円
（六）帯広開発建設部	更別地区幹線明渠排水	株式会社大林組	三〇、六 〃　一二	一七、六七〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇

水路延長三、二三三メートルの斜段工一六箇所の阻水壁コンクリート総量三二四立米は配合比一・三・六のもので施行したこととしているが、実際は不良な骨材を使用し練混ぜおよびつき固めも不十分な粗悪なもので施行しており、また、盛土のつき固めは四、九一一立米を施行したこととしているが、実際は二、七四七立米を施行したにすぎない。

（七）同	音更地区九線農道ほか一	帯広市小田某ほか一会社	三〇、五 〃　一一	七、二〇一、〇一五	五八四、五九五 （ほかに設計過大額一五四、五三七）

道路延長四、八〇五メートルの敷砂利は一、四三九立米、上置土は九九五立米を施行したこととしているが、実際は敷砂利は一、一七一立米、上置土は七九六立米を施行したにすぎず、また、盛土八六六立米は六〇〇メートルの地点から運搬したこととしているが、実際はうち二〇〇立米を運搬しただけで他は切土の流用で足りている。

（八）釧路開発建設部	簡易軌道雪裡線改良ほか二	三井建設株式会社ほか一会社	二九、六 三〇、一二	一五、二〇八、〇九九 （うち二十九年度分八、六一〇、〇〇〇）	六五八、三二九

軌道延長二二、〇八六メートルの敷砂利は七、三〇七立米を施行したこととしているが、実際は四、五九九立米を施行したにすぎない。

計				九六、五三七、一〇二 （うち二十九年度分八、六一〇、〇〇〇 官給材料四、三五〇、二二三）	四、一九〇、〇五五 （うち官給材料八九一、四六三 ほかに設計過大額一五四、五三七）

（九）（三二）代行工事の施行にあたり処置当を得ないもの

（昭和二十九年度）（農林省）（組織）農林本省（項）北海道開拓事業費　ほか三科目
（農林省）（組織）農林本省（項）北海道開拓事業費　ほか一科目

北海道開発局で、事業費の全額を支出し開拓事業の一部を代行工事として北海道に実施させているものがあるが、本院において、昭和三十一年中、これら代行工事施行地区三五五箇所のうち二八・五％に相当する一〇一地区を実地に検査したところ、現場監督および検収が不十分なため工事の施行が粗漏で手直しを要するものや、工事の出来高が不足しているのに設計どおり完成したものとして請負代金の全額を支払っているものが多く、また、工事費の積算においても現地の調査が不十分であったり計算を誤ったため積算が過大となっているものなどがあり、不当金額一工事十万円以上のものを集計すると四〇工事一五、六三七、二四六円に上っている。

北海道における代行工事は、気候、風土、土質等の自然的条件や開拓途上にある多くの未開発地の存することなどにより、工事の種類、施行の方法等も素掘の排水路または切盛だけの道路等単純な土工工事を主とするものが内地に比べ一層多く、したがって、開拓者に現金収入を得させるなどのため工事の大部分を地元の開拓農業協同組合等に施行させているものであるが、その実施状況をみると、工事費の一部を組合に留保しこれを組合の一般経費に充てているものが多く、なかには組合自ら工事を施行しないで建設業者に下請けさせているものもあり、したがって工事の出来高も全般的に不良となっている。とくに、この傾向は抜根、客土、暗きょ排水等開拓者個人の所有耕地に行われる工種よりも農道、明きょ排水等公共的な施設の工事において顕著であ

り、施行の粗漏なものも相当に見受けられた。

しかして、検査の結果明らかになった不当工事のうち、不当金額一工事二十万円以上のものをあげると別表第一のとおり二四件一三、七五一、〇八六円であるが、このように多数発見される不当事項の発生原因としては、支出庁である北海道開発局が現場監督および検収をほとんど行うことなく北海道の請求により工事費と代行料を支払うにとどまり、また、工事を施行する北海道においてもこれが実施を工事現場の所在する支庁に一任し、工事の監督、検査等をほとんど行なっていないことによるものと認められる。

いま、前記不当事項のうち、代表的な事例をあげると次のとおりである（各項末尾の（　）内の数字は別表第一に掲記した番号を示す。）。

(1)　トムラウシ開拓農業協同組合ほか一会社に一三、七七七、〇〇〇円で請け負わせたトムラウシ地区幹線道路工事は、延長七、七七二メートルを新設するもので、うち五、二九六メートルの盛土五、六〇四立米は六〇メートル、砂利八六六立米は二・五キロメートルまたは三キロメートルそれぞれ運搬したこととしているが、実際は盛土は切土の流用で、砂利はその大部分を〇・五キロメートルから一・五キロメートル運搬すれば足りたため一、〇八四、〇〇〇円が設計過大となっている。また、延長二、四七六メートルの切土一、九九八立米、盛土三、八九九立米を施行したこととしているが、実際は切土六〇四立米、盛土二、一〇四立米を施行したにすぎず一、〇二三、〇〇〇円が出来高不足となっている。

なお、同組合は右のうち三、九六七、〇〇〇円で請け負った工事を三、一三九、七五五円で施行し、残額八二七、二四五円は組合の一般経費に充当している。（設計過大、出来高不足）（二三）

(2)　羽幌町開拓農業協同組合に五、三八四、〇〇〇円で請け負わせた羽幌原野地区幹線道路工事は、道路延長一、二八七メートルを新設するもので、うち橋りょう五箇所の橋台および路側の練積石垣一、二五四平米は平米当り胴込コンクリート〇・〇八立米から〇・二三立米総量三〇二立米を施行したこととしているが、実際はうち一、〇〇六平米は平米当り胴込コンクリート〇・〇六立米から〇・一四立米総量九二立米、裏込砂利〇・一立米総量一〇〇立米を施行したにすぎず、二四七平米は裏込砂利平米当り〇・一立米総量二四立米を施行しただけで、胴込コンクリートは全く施行していないなどのため六四六、〇六七円が出来高不足となっている。また、盛土三、一五〇立米は三〇〇メートル運搬することとして立米当り二六四円を積算しているが、実際はうち二、六二四立米は切土の流用が可能で立米当り八八円から二四六円を見込めば足りたなどのため五六二、六〇六円が設計過大となっている。

なお、同組合は工事を四、八四一、一七八円で施行し残額五四二、八二二円は組合の一般経費に充当している。（出来高不足、設計過大）（二七）

(3)　今金町開拓農業協同組合に一、二二八、〇〇〇円で請け負わせた美利河地区幹線道路二十八年災害復旧工事は、道路延長二四〇メートルを復旧するもので、うち練積石垣は四五二平米を控三五センチメートルの玉石を使用し、平米当り胴込コンクリート〇・一五立米総量六九立米、裏込ぐり石〇・四立米総量一八三立米で施

行したこととしているが、実際は三九八平米を控三〇センチメートル程度の玉石の控を面に使用し、胴込コンクリートは土砂交りの骨材を使用した粗悪なもので三分の二程度、裏込ぐり石は平米当り〇・一八立米総量七三立米で施行したにすぎないなど工事の施行が粗漏なため既に各所にき裂を生じ九九八、〇五一円に相当する工事が災害復旧の目的を達していない。(**粗漏工事**)(**二八**)

(防衛庁)

(一般会計)

昭和三十年度における防衛庁関係の支出済歳出額は八百二十六億二千三百余万円で、二百二十八億五百余万円を翌年度に繰り越し、四十八億八千五百余万円を不用額としている。繰越額の多いのは、器材費関係で規格の決定および仕様書の作成に日数を要したこと、艦船建造費関係でその基本設計の研究等に日数を要したこと、また、施設整備費関係で土地の選定とその入手が遅延したことなどによるものである。

検査の結果、不当と認めた事項およびその発生原因についてみると、物資の調達においては、主として時期、数量、規格、価格等についての調査の不十分、各部隊等の実情、使用可能の時期、関係設備の整否についてのは握の不完全または各関係機関相互の連絡調整の不備のまま取り急いで実施に移すことにより発生するものと思料され、また、工事においては、その設計を十分検討しないまま実施に移したり、監督、検収が適切を欠いたことなどのためと認められるから、経費の効率的使用にさらに留意を要する。

なお、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基いて米国から供与された器材と予算との調整は、必ずしも円滑に行われているとは認められず、供与されることが判明しているのにその交付を待たないで購入し、結局、供与品と重複することとなり、さしあたり使用することなく放置されている事例が見受けられるが、供与器材の品目、数量、時期について慎重な考慮を払うべきであり、実際供与されるものについての早期は、握に力を尽し、国内調達との調整にさらに努力が望ましい。

不当事項

工事

(三三)
(三六)　**工事の施行にあたり処置当を得ないもの**

(昭和二十九年度)　(組織)防衛庁　(項)保安庁施設費
(組織)防衛庁　(項)防衛庁施設費

防衛庁の昭和三十年度建設工事関係支出済額八十九億四千二百余万円(うち建設省および北海道開発局に委託施行したもの三十億三千五百余万円)のうち約二五%について実地に検査を実施し、航空自衛隊の急速な拡

充に伴い著しく増加した飛行場滑走路の増設、補修等航空基地関係の工事について重点的に検討したが、その結果、滑走路のこう配変化がはなはだしいもの、凹凸著しく砕石が露出しているものなどその目的に対し不適切と認められるものがある。

これらの原因は、工事の設計にあたり十分検討しないで実施に移すことにあると認められるが、この種工事の経験に乏しい事情はあるとしても、施設の利用上受ける不都合、不経済は少なくないことでもあるから、いたずらに着工を急ぐことなく慎重に検討して施行する要がある。

（貯油槽工事の施行にあたり処置当を得ないもの）

（三三）　防衛庁東京建設部で、昭和二十九年八月、指名競争契約によりトキコ油器株式会社に霞ケ浦貯油槽補修工事を一二、八五七、一〇五円で請け負わせ施行しているが、工事の監督、検収にあたり適切を欠いたため工事の施行目的を達しているとはいいがたいものがある。

右は、二十年ごろから全く使用されていなかった鉄板びょう打構造の容量各二〇〇キロリットルの貯油槽四〇基を使用するため油漏を完全に防止することを目的としてびょう打継目全般にわたり油槽内部からみぞ型鋼を当てて溶接することとし、二十九年十二月設計仕様どおり完成したものとして検収し前記金額を支払ったものであるが、三十年一月貯油を開始したところ漏えいすることが判明し、前記会社に手直しさせることとしたが、設計どおり溶接を行うことは発火の危険があって不可能であるとし、応急処置としてポリエステル樹脂を

塗布し、これをもって手直しを了したこととしたものである。

本件工事は特殊な溶接作業を主とするものであるから、業者の選定にあたってはとくに経験のある業者を指名すべきであるのにその選択が適切であるとは認められず、また、作業に従事する者は一級溶接工の資格を有する者となっているのにその資格を認められない者も作業したばかりでなく、しゅん功検査にあたっても、一基についてだけこれを行なったにとどまり、他の三九基については工事施行中に行われた現場検査の結果を信頼してこれを省略したものであるが、この現場検査にあたっても、漏えい箇所の有無を発見するために使用した粉石けん液の張力、粘度等重要な点が明らかにされていないなど工事監督およびしゅん功検査において適切を欠いたため前記の結果を招来したものと認められる。

（滑走路工事の施行にあたり設計が適切を欠いているもの）

（三四）　防衛庁東京建設部で、昭和三十年八月から三十一年五月までの間に、指名競争契約または随意契約により株式会社地崎組に浜松施設整備のうち滑走路増設その他工事ほか二工事を総額二九三、五〇一、一六七円で請け負わせ施行しているが、滑走路工事の施行にあたり設計当を得ないため約四百五十万円が不経済となっている。

右工事は、陸上自衛隊航空学校が使用していた浜松航空基地施設を航空自衛隊がジェット機飛行場として使用することとなったため滑走路および誘導路の増設延長、改修工事を行うもので、当初の計画は、既設滑走路

一、四〇〇メートルをそのまま使用し、これに接続して新たに一、〇七六メートルを増設することとして新設部分と既設滑走路接続部分とのこう配変化率を許容限度「三〇メートルで〇・一六七%」の範囲で接続する設計としたが、三十年十二月既設滑走路も改修のうえ使用することに変更し、その際右の増設部分がほとんどしゅん功していたので、これを接続するために既設滑走路部分を多量にすき取ることとなったものである。

しかし、本滑走路は「F―86」ジェット戦闘機が使用するための増設改修工事であるから、増設工事着工当初において既設滑走路の改修が将来必要となることは予想されたところであって、当然この見とおしのもとに計画すべきであり、また、増設部分だけで打ち切って既設部分をそのまま使用する場合にも比較的支障のない、かつ、経済的な設計でなければならないもので、このような計画のもとに設計をしておれば、そのこう配は「三〇メートルで〇・〇九%」程度のはるかに良好なこう配で施工することができるばかりでなく改修箇所の切土量が著しく減少し、本件の設計に比べ経済的に施工することができたものである。

いま、仮にこのような設計をしたとすればこう配変化は当局の設計に比べはるかに良好な「三〇メートルで〇・〇九%」程度となり、工事費は少なくとも約四百五十万円を節減することができたものである。

(三五)　防衛庁福岡建設部で、昭和三十年十一月、指名競争契約により株式会社大林組に築城飛行場滑走路その他整備工事を二四五、四一七、〇〇〇円(当初契約額二三八、〇〇〇、〇〇〇円)で請け負わせ施行しているが、設計当を得ないため滑走路面が平滑を欠き航空機タイヤの損耗がはなはだしいなど著しく不経済な結果となってい

る。

右工事は、延長一、六〇〇メートル、幅員四〇メートルの既設アスファルト滑走路を補修し、その両端を二五〇メートルずつ延長してコンクリート舗装するなどの工事で、うち滑走路補修工事は三十一年一月末までの工期で、既設アスファルト滑走路の凹凸、き裂を補修し、厚さ約一センチメートルから一五センチメートルの舗装を行うものであるが、このうちシールコートおよびアスファルトコンクリート工事一七、六四五、一〇〇円についてみると、その設計は舗装の下部をアスファルトコンクリートで施行し、十分転圧のうえ上部にシールコートとしてアスファルト、チップ(細砕石)を交互に二回散布するもので、これに使用するチップの粒度は一五ミリメートルふるい通過一〇〇%、一〇ミリメートルふるい通過九五%から一〇〇%、五ミリメートルふるい通過五%までとし、仕上げの厚さを一・二ミリメートルから二ミリメートルとしている。

しかし、下層のアスファルトコンクリートを仕様書に従って十分転圧した上に、このように大部分を五ミリメートルから一〇ミリメートルの粒度の大きいもので、しかも最高厚さ二ミリメートルに仕上げるのは無理な設計であり、防衛庁で飛行場設計の指針としている「デザイン・オブ・コンクリート・エアポート・ペーブメント」によっても、また、運輸省航空局の設計も同様に二ミリメートルから五ミリメートルのチップを使用することとしている状況で、本件のように大きな粒度での設計はあまりその例をみないところであり、結局、実際に施行された舗装面が全般に平滑を欠きチップの落着きが悪く、他方、これを使

用した航空機のタイヤの損耗が著しくなっている。その原因は、主として粒度の大きいチップで施行したためと思料される。いま、「T―33」ジェット練習機のタイヤについてその使用実績をみると、従来タイヤ一本当り降着回数平均二〇回程度であったものが、三十一年二月一四回、三月一〇回、四月一二回および五月一三回で二月から五月までの平均は一二回程度となっており、業者の負担で二ミリメートルから五ミリメートル程度のチップ約八十立米を使用して一部応急処置をした六月以降においても、補修前の回数を下回っている状況である。

(電力引込線工事需要者負担金の精算にあたり処置当を得ないもの)

(三六) 防衛庁福岡建設部で、昭和三十年一月、大分弾薬支処電力引込線工事の需要者負担金の概算払として七、二一三、〇〇〇円を九州電力株式会社大分支店に支払っているが、同会社が所定の工事をしていないのにそのままま精算を了しているものがある。

右は、同会社に大分弾薬支処の電力専用線設備として、延長約七千百メートルの間に、三相交流三、〇〇〇ボルトの受電に必要な三八平方ミリメートル硬銅線を架設させる工事に対し支払った需要者負担金で、同年二月同会社が所定の工事を完成したものとして概算支払額と同額で精算を了したものであるが、三十一年五月本院会計実地検査の際の調査によると、同会社はこの工事を施行しないで、別に同会社が三十年一月同弾薬支処弾薬庫建設工事の請負業者との臨時電力供給契約により二、五〇〇、〇〇〇円で架設した六〇平方ミリメートル送電線を本件工事に充てていたのに、工事完成の確認を行わないで同会社の請求書どおり精算を了したもので処置当を得ない。

なお、本件送電線は三、〇〇〇ボルトで受電するものとして三八平方ミリメートル線を架設する計算で前記金額を算出したものであるが、同弾薬支処はその後受電圧が三、〇〇〇ボルトから六、〇〇〇ボルトに改められており、したがって送電線も二二平方ミリメートル線で十分足りる計算となるのであわせて注意したところ、同建設部では送電線を二二平方ミリメートル線に変更のうえ、改めて同会社に工事を行わせ、その差額一、四五六、〇〇〇円は三十一年九月歳入に納付した。

物　件　(三七)―(四五)

(三七) 搬送電話端局装置の購入にあたり過剰品の活用をはからなかったもの

(組織)防衛庁　(項)防衛庁

防衛庁調達実施本部で、陸上幕僚監部の要求により、昭和三十一年二月、随意契約または指名競争契約により富士通信機製造株式会社ほか一会社から搬送電話端局装置「JTC―一一」一三台を単価二、五四〇、〇〇〇円総額三三、〇二〇、〇〇〇円で購入しているが、本装置の構成品の一部に通信補給処の在庫品を充当すれば約千万円に相当するものは購入の要がなかったものである。

右装置は、搬送電話端局「ＪＣＦ―一」のほか発動発電機、試験装置、蓄電池、セレン整流器等から構成され、使用に際してはこれら構成品を単にケーブルで連結するだけのものであるが、現に立川市所在の通信補給処に在庫となっている余剰器材類について検討すると、単体としてまたは器材の構成品として本件「ＪＴＣ―二一」にそのまま活用することができるものとして、(ア)搬送電話端局「ＪＣＦ―一」については二十九年三月三台を供与されそのまま保管されており、(イ)発動発電機「ＪＰＥ―七五」については、単体のものが十五万編成の装備に要する分に対し予備を考慮してもなお五六台は過剰となっているほか、過剰品として右補給処に在庫となっているほか、過剰品として右補給処に在庫となっている無線中継端局装置等の構成品でこの装置に充当することができるものが八一台ある。

よって、これら過剰の在庫品を充当すれば前記のとおり約千万円に相当するものは購入の要がなかったものである。

(三八)　不急のトラック6トントラクターを購入しているもの

(組織)防衛庁　(項)防衛庁

防衛庁調達実施本部で、陸上幕僚監部の要求により、昭和三十一年一月、随意契約により三菱ふそう自動車株式会社からトラック6トントラクター八〇両を単価四、六六〇、〇〇〇円価額三七二、八〇〇、〇〇〇円で購入しているが、調達計画当を得なかったためそのうち三二両(価額一四九、一二〇、〇〇〇円)が未使用のまま保管されている。

本件車両は施設部隊において20トンセミトレーラーのけん引に使用するもので、その装備定数も双方同数であって、相互関連して調達すべきものであるが、本件購入のうちの三二両に見合う20トンセミトレーラーについては、三十年九月十七日道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)が改正され、現有トレーラーが制限軸重を超過することなどのため、現在の仕様によって調達することは不適当となったので、改めて技術研究所において改良型を試作することとしその調達を取りやめたものであるのに、同省令改正後の九月末前記会社に対し本件トラック6トントラクター八〇両の発注内示を行い調達を実施したため、結局は行購入となり各補給処等に保管する結果となっている。

(三九)　購入計画が当を得なかったため航空輸送用コンテナーを過大に購入しているもの

(組織)防衛庁　(項)防衛庁

航空自衛隊補給処で、航空幕僚監部の指示により、昭和三十一年三月、一般競争契約により新明和興業株式会社から航空輸送用コンテナー一九四組を単価四二、四〇〇円価額八、二二五、六〇〇円で購入しているが、ずさんな計算によって購入数量を決定したため過大な購入となっている。

右コンテナーは、航空自衛隊において航空機部品等を空中輸送する場合の容器として使用する目的で購入したものであるが、その購入数量は当初三十年度の航空機による貨物輸送実績三八〇ロングトンの全量を本容器で輸送する計算により重量ロングトン当りの容積を一〇メヂャートン、本件コンテナーの補給処、部隊間の回

転回数を年四回とし、中箱一個を一組(中箱一個の内容積〇・二七メガトン)として総量三六七組(中箱三六七個)を購入することとし、単価二二、〇〇〇円価額八、三七四、〇〇〇円の購入予算を前記補給処に示達したが、同補給処ではその後中箱三個を一組(単価四二、五〇〇円)として購入することに変更し、これによれば同一容量では一二三組(価額五、二二七、五〇〇円)で足りるのに、この計算とは無関係にその数量を一九四組(中箱五八二個分)と過大に決定して前記価額で購入したものである。

このように所要量の計算とは無関係に購入数量を増加して示達予算の大部分を支出するにいたったのは妥当とは認められないばかりでなく、当初の購入数量の決定にあたっても、輸送器材のうちには在来こん包のまま輸送したり、空こん包容器を利用するものがきわめて多いのに年間輸送実績の全量を本件容器で輸送することとしたり、重量トン当りの容積や補給処、部隊間の回転回数についても調査不十分なため実情とは著しく遊離した計算によっているなどその処置当を得ない。

本品は、初めて採用するものであって、その適正所要量の正確なは握は困難であったとしても緊要不可欠なものではないからその購入にあたっては逐次追加購入するなどの方法を考慮するのが相当と認められる。

(四〇)　不急の通信機器等を購入しているもの

(組織)防衛庁　(項)防衛庁

防衛庁調達実施本部で、航空幕僚監部の要求により、昭和三十年三月から三十一年二月までの間に、随意契約または指名競争契約により東京芝浦電気株式会社ほか二〇会社から帰投装置等二六品目一八九点の通信機器類を総額一三、五六七、二七〇円で購入しているが、設置場所や関係設備について十分検討すれば取急ぎ購入の要はなかったものである。

右通信機器類は、松島、築城、防府各基地用として購入したものであるが、松島、築城両基地の分は契約当時基地の返還期日について確実な見とおしもなく、かつ、本件通信機器を設置する通信所の建設計画もないのに購入して各基地に納入させたもので、基地の返還が遅延したり、通信所建設工事が未着工であるなどのため本件通信機器類を設置することができないものであり、また、防府基地の分は未使用のままとなっているもので、いずれも各基地の倉庫に保管されている。この種機器類は、温湿度の影響を受け易く保管が困難であるばかりでなく、今後使用する場合には他に転送を要することも考えられ、発注から納入までに格別長期間を要するものではなく工事の設計に着手してから発注しても十分間に合うものであるから、このように取急ぎ購入したのは適切でない。

(四一)　航空機部品の購入にあたり処置当を得ないもの

(組織)防衛庁　(項)防衛庁

防衛庁調達実施本部で、航空幕僚監部の要求により、昭和三十一年三月、指名競争契約により三国商工株式会社から「C―46」輸送機の機体部品を総額一〇七、五六二、五一七円で購入しているが、内容を十分検討しない

で調達したため、現有「C―46」輸送機の型式に適合しない部品等が八四品目価額一一、四一六、三〇八円ある。

右は、航空自衛隊で供与された「C―46」輸送機D型の整備に必要な部品の調達にあたり、この機種の部品製造が既に中止されているため一般市場の在庫品から購入することとし、主としてシビル・エア・トランスポート会社(台湾所在)の資料を基礎として調達品目を決定し購入したものであるが、前記シビル・エア・トランスポート会社の資料には現有機種とは異なるA型等の部品が含まれている。しかし、米国空軍から交付されている本機の技術命令書において各部品品目につきその機種別適用区分を示しているから、これと対照すれば右のような不適格品は容易に識別することができたものと認められ、しかも、前記資料は実際に適合しないものである旨の米国商社からの申出により本件入札参加を辞退したものもある状況であるのに、調査検討もしないで同会社の資料をそのまま採用したため、本件購入品目のうちに技術命令書にないものがあったり、A型用部品等八四品目一一、四一六、三〇八円を含む結果となっている。

右のうち四六品目四、一五六、七七二円については、本院の注意により三十一年九月までに無償交換、一部改修、契約解除等の処置をとり、残余の三八品目価額七、二五九、五三六円については実用上支障なく使用可能である旨の報告に接したが、技術命令書において適格品として明示されていないものである。

(四二)　高周波焼入装置の購入価額が高価となっているもの

(組織)防衛庁　(項)防衛庁

防衛庁調達実施本部で、陸上幕僚監部の要求により、昭和三十一年一月、随意契約により株式会社日本電子光学研究所代理日新通商株式会社東京支店から高周波焼入装置一組を価額八、五九〇、〇〇〇円で購入しているが、その契約方法が適切でなく、また、予定価格の積算も当を得なかったため少なくとも約百十万円が高価となっている。

右装置は、最大出力八五キロワットの高周波焼入装置で、陸上自衛隊施設補給処における各種施設器材の修理用として購入したものであるが、随意契約によった理由は、仕様書によって前記日本電子光学研究所以外は製作することができないと認めたためであるとしているが、この調達を要求した陸上幕僚監部において本件装置構造の仕様を便宜同研究所の製品にならって作成しただけのものであるから、要求性能の範囲内において仕様を共通なものに改めることも可能と認められ、同幕僚監部においても同研究所ほか二会社においてその製作が可能であるとして三会社による指名競争を希望していたものであるのに、これを十分検討することなく随意契約によったのは当を得ない。

また、本件予定価格八、五九〇、〇〇〇円のうち材料費五、五三六、六七五円の積算についてみると、とくに製造業者およびその品種を指定したタンクコンデンサー、真空管冷却用ポンプ、焼入冷却水用ポンプ、フィラメントトランス、高圧変圧器の五点はいずれもその製造会社の販売価格に比べ一・一倍から三・二倍、タイマー、位相調整器および型代は一・六倍から三・七倍となっており、また、加熱用コイルは前記研究所の提出した見積り

に比べ五倍となっていて、その他の材料については当局の算定を認めたとしても合計四、五九九、六七五円が相当と認められ、約九十三万七千円が過大に積算されたこととなっている。

これについて当局は、製造業者の一般管理費および営業費が当局の標準率一三%により算定した額を上回るのでその超過額を材料費に含めて認めたものであるとしているが、右標準率はこの種の電気機器購入の場合の一般管理費等の率として一般に用いているもので、とくに本件において前記材料費に含めたものを合わせ三八・五%の多額な一般管理費等を認める要はないものである。

いま、材料費については前記四、五九九、六七五円により、加工費その他についても過大な積算と認められるものがあるがこれを採用して予定価格を積算したとすれば七、四六八、二一八円となり、結局、本件購入価額は少なくとも約百十万円高価となる計算である。

(四三)　輸入機械の購入にあたり処置当を得ないもの

(組織)防衛庁　(項)防衛庁

防衛庁技術研究所で、昭和三十年六月から三十一年三月までの間に、随意契約により丸文株式会社ほか二会社からアンペックス五〇〇型マグネチックテープレコーダーほか一〇品目を総額一六、六二四、九〇〇円で購入しているが、予定価格の決定当を得なかったため約二百三十万円が高価な購入となっていると認められる。

右は、主として航空機および通信機の研究用機械器具類をそれぞれ外国メーカーの本邦における代理店から

購入したものであって、その予定価格はCIFまたはC&F価格に国内諸掛等および販売手数料を加算して算出したものであるが、そのCIFまたはC&F価格については代理店が各製作会社の価格表どおりの価格で提出した見積りをそのまま採用している。しかし、この種製品については製作会社の価格表は小売販売価格を表示しており、製造業者からの卸値がこれより値引があることは常識であって、予定価格は実際の国内到着価格を基準とすべきものである。いま、本件購入品目のうちアンペックス五〇〇型マグネチックテープレコーダーについてみると、その予定価格は本品の横浜着CIF価格を製作会社の価格表に基いた代理店丸文株式会社の見積りをそのまま採用して一八、六八四ドル五八(六、七四九、八〇四円)とし、これに国内諸掛等一、〇六一、九三二円、会社の販売手数料二〇二、四九四円を加算した八、〇一四、二三〇円を八、〇〇八、〇〇〇円と査定して算出しているが、実際の横浜着価格は一五、八六四ドル四四(五、七三一、〇二八円)であって予定価格に採用した横浜着価格一八、六八四ドル五八との間に著しい開差がある状況で、その他の一〇品目についても、本品と同様予定価格が実際のCIFまたはC&F価格と相当開差を生じ著しく実情を離れたものとなり、総額約二百三十万円が高価に購入されたこととなっている。

なお、調達実施本部では三十年六月以降この種契約についてはCIFまたはC&F価格に変動があった場合は契約金額を変更することに改めている。

(四四)　地上管制進入装置の購入にあたり処置当を得ないもの

(組織)防衛庁　(項)防衛庁

防衛庁調達実施本部で、航空幕僚監部の要求により、昭和三十年十二月、随意契約によりギルフランブラザース社代理大倉商事株式会社からG・C・A(地上管制進入装置)一機を価額一九七、九〇〇、〇〇〇円で購入しその全額(うち三十一年度分八五、一七五、五〇九円)を支出しているが、検収が適切に行われなかったなどのため三十一年十一月にいたるも使用するにいたっていない。

本件装置は、悪天候の場合等に航空機を安全に滑走路上に誘導着陸させるための装置であって、航空幕僚監部では将来の維持補修を考えて国内の会社に製作させることとしたが、この計画を変更して米国ギルフランブラザース社から前記会社を通じ購入したもので、現品は同年六月横浜に到着したが、その受領に際し検収官吏は単に米国空軍の合格証明書を確認しただけで現品については検査を行わず、約二箇月間浜松基地に放置していたが、右合格証明書が発行された当時本件装置は電源および通信関係器材が欠品で完成していないこと、したがって、総合試験は行われていないことが判明していた事情もあり、その処置当を得ない。現に、九月にいたって本院の注意により前記大倉商事株式会社とようやく別途に横浜、浜松間の輸送、組立調整の契約を締結し、点検したところ、本件装置の構成品である無線機七台が不良であり、予備品に相当数不足があること、また、レーダー部門は元来悪天候の際使用するものであるのに雨天時に動作不良であることなどの事態が判明したものである。

なお、本件G・C・Aはその調達要求前の三十年二月に在日米軍事顧問団から同性能のG・C・A二機を供与する旨の文書の交付を受けていたのであり、このように取急ぎ購入する要があったものとは認められないもので、現に、三十一年四月および六月に二機が供与され、本件調達品と合わせ三機が浜松、築城両基地に未使用のまま保管中であり、さらに、三十一年三月初旬には在日米軍事顧問団から二機追加供与の通知を受けている状況である。

(四五)　不適格な航空ガソリンを検収したもの

(組織)防衛庁　(項)防衛庁

防衛庁調達実施本部で、航空、陸上両幕僚監部の要求により、昭和三十年五月、指名競争契約により大協石油株式会社から航空自衛隊用として91航空ガソリン六五〇キロリットルを価額一九、九二五、一九八円で、また、陸上自衛隊用として80航空ガソリン三九〇キロリットルを価額一一、七四〇、一六四円でそれぞれ購入しているが、いずれも検収処置が適切を欠き不良品を受領している。

右ガソリンは、航空自衛隊では「T―34」メンター練習機に、陸上自衛隊では「L―5」連絡機、「L―19」連絡機に使用するものであるが、航空自衛隊において三十年十二月から三十一年一月までの間に、浜松、防府両基地でメンター機が本件ガソリンを使用して訓練中、相次いで故障を生じ、また、陸上自衛隊においては、納入

後約一箇月を経過した三十年八月、小月駐とん部隊に納入保管中の本件ガソリンを使用したところ品質に疑念を生ずるにいたったため、防衛庁技術研究所において、80航空ガソリンについては三十年十月から十一月までの間に、91航空ガソリンについては三十一年一月から三月までの間に規格試験を行なったが、その結果は、左のとおり

品目	（保管箇所）	実在ガム（mg/100cc）	試験項目 酸化安定度試験（五時間） 沈でん量（mg/100cc）	潜在ガム（mg/100cc）	四エチル鉛含有量（cc/U.S.gal）
試料 91航空ガソリン	（浜松基地隊）	一七・七	一〇八・三	一〇三・四	五・八
試料 80〃	（千歳駐とん部隊）	二四・二	三五・一	一九一・五	〇・六四
同	（旭川〃）	二一・〇	三〇・〇	一九四・四	〇・六八
規格 91航空ガソリン		三・〇以下	二・〇以下	六・〇以下	四・六〇以下
規格 80〃					一・〇〇以下

規格限界点を著しく超過していて使用に耐えないものであることが判明し、航空、陸上両幕僚監部の残量それぞれ一四二キロリットルおよび二三七キロリットルについて使用を中止するにいたったものである。本院において、三十一年四月当局立会のもとに採取した本件91航空ガソリンの試料について、五月および六月、東京大学および工業技術院に試験を依頼した結果は、実在ガム一七・二ミリグラム、一六時間の酸化安定度試験による沈でん量一六〇・三ミリグラム、潜在ガム一〇五・二ミリグラム、四エチル鉛含有量五・三〇ccであって、規格に対して実在ガムは五倍、潜在ガムは一七倍に達し、航空ガソリンとしては全く使用に耐えないものであることが確認された。

本件航空ガソリンの検収は、三十年六月から七月までの間に、検査担当官を工場に出張させて工場側の試験担当者と立会のうえ、調達実施本部所定の抜取試料について仕様書に規定した規格試験を行なった結果合格品としたものであるが、ガム質の主たる生因である不飽和炭化水素分が貯蔵中に新たに生成することはなく、四箇月から半年余保管している間に一六時間の酸化安定度試験に合格したもののガムがこのように著しく増加することは考えられず、また、四エチル鉛の定量試験の誤差はきわめてわずかなものであるから、検査を適確に行なったとすれば本件納入品が不適格品であることは検収の際容易に検知することができたものと認められ、結局、検収試験が不十分であったと認めるほかはない。しかして、本品はその製造方法が接触分解式であって不飽和炭化水素が多量に存在するおそれが十分あるのであるから、検収にあたってはとくにこの点について注意しなければならなかったものである。

不正行為

（四六）（四八）

職員の不正行為により国に損害を与えたもの

陸上自衛隊伊丹駐とん部隊第三五三会計隊ほか五箇所（注）で、昭和二十八年十二月から三十一年一月までの間

に、関係職員により前渡資金をほしいままに領得されたものが一事項五万円以上のもので六事項三、二八四、六四八円（うち三十一年九月末現在補てんされた額五〇一、一三〇円）あるが、そのうち一事項五十万円以上のものをあげると左のとおり三件二、一五六、一二一円（うち三十一年九月末現在補てんされた額四〇八、八九九円）である。

（注）陸上自衛隊伊丹駐とん部隊第三管区総監部付中隊、同第一〇三固定通信大隊運用中隊、同第三五三会計隊、姫路駐とん部隊業務隊、米子駐とん部隊第三五六会計隊、航空自衛隊浜松基地隊会計隊

	庁名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額	補てんされた額（三二、九、三〇現在）
（四六）	陸上自衛隊伊丹駐とん部隊第三五三会計隊	一等陸士 永海某	三〇年三月から八まで	五一四、〇九〇円	一二五、三八七円

同人が分任資金前渡官吏の補助者として俸給等の支払事務に従事中、支払決議書の金額を付増しするなどの方法により領得したものである。

（四七）	陸上自衛隊姫路駐とん部隊業務隊	三等陸曹 日野某	二八、一二から三〇、七まで	一、〇八一、八四九	一六二、〇〇〇

同人が給与主任官および出納員の補助者として俸給等の支払事務等に従事中、基準給与簿に付増しするなどの方法により領得したものである。

（四八）	陸上自衛隊米子駐とん部隊第三五六会計隊	二等陸曹 森木某	二九、三〇、四から七まで	五六〇、一八二	二二二、五一二

同人が分任資金前渡官吏または給与主任官および出納員の補助者として俸給等の支払事務等に従事中、基準給与簿に付増しするなどの方法により領得したものである。

計　二、一五六、一二一　四〇八、八九九

第三　法務省

（一般会計）

不当事項

予算経理

（四九）（五一）

経理のびん乱しているもの

（部）雑収入　（款）諸収入　（項）物品売払収入
（組織）法務本省　（項）法務本省　ほか一科目
（組織）法務局　（項）法務局　ほか一科目
（組織）矯正官署　（項）少年院　ほか一科目

大津地方法務局ほか二箇所で、架空の物品購入代等の名義で支払に立てて資金をねん出し、予算外の経費に使用するなど経理のびん乱しているものが次のとおりである。

（四九）　大津地方法務局で、昭和二十九年一月から三十一年二月までの間に、架空の名義によりもしくは正当支払額に付増しして物品購入代、修繕費等計八七九、五九八円を支出し、または不用品の売渡代金のうち一三、二〇〇円を歳入に納付しないで合計八九二、七九八円（うち二十八、二十九両年度分四四〇、六六七円）の資金をねん

出してこれを別途に経理し、うち五〇七、五七一円を交際費、接待費に、一一七、七七四円を諸会議費に、二四〇、五四九円を物品購入代等に使用し、三十一年八月本院会計実地検査当時残額二六、九〇四円を現金で保有していた。

（五〇）神奈川少年院で、昭和三十年五月から三十一年六月までの間に、架空の名義によりまたは正当支払額に付増しして物品購入代を支出し、これを接待費等に使用したものが五三、一一〇円あり、また、物品の購入等に際し、実際と異なる納入名義人、購入品目、印鑑により証拠書類を作成し、会計検査院に事実と相違した計算証明をしたものが四六件二〇二、五三九円（うち三十一年度分三件九、〇六〇円）あるほか、領置金として保管している収容者の携有金や差入金をほしいままに他に流用していたものが七六件六七、九〇五円ある。

（五一）宮川医療少年院で、昭和二十九年四月から三十一年六月までの間に、架空の名義によりもしくは正当支払額に付増しして物品購入代、物件修繕代、護送旅費、宿日直手当計一五七、五六四円を支払い、または不用物品の売渡代金のうち八、九六七円を歳入に納付しないで合計一六六、五三一円（うち二十九年度分五五、八六〇円、三十一年度分一六、七七一円）の資金をねん出し、これを別途に経理して予算外の経費に充てたほか、二十八年九月から三十年八月までの間に、収容者の主食用精米について台風による被害米で使用可能なものを廃棄したこととしたり、米麦の混合比率を操作するなどして八九六キログラムを浮かし、うち六〇五キログラムを接待用等に使用している。

しかして、別途に経理した資金一六六、五三一円については、当局の説明によれば、うち一二二、二〇四円を収容者の間食代や退職者に対する記念品購入代および正規の命令によらないで出張させた者に対する旅費等に充てたこととしているが、これを証する資料も整備されていないため事実を確認することは困難な状況である。

なお、三十一年七月、本院会計実地検査当時残額四四、三二七円および精米の残量二九〇キログラムを隠匿保有していた。

物　件

（五二）ふとん綿の購入にあたり検収当を得ないもの

（組織）矯正官署　（項）刑務所収容費

法務省で、昭和三十年八月、随意契約により三菱商事株式会社からふとん綿五二、〇〇〇貫を貫当り七四五円価額三八、七四〇、〇〇〇円で購入しているが、検収不十分なため契約上の規格品に比べ約四百二十万円低額と認められる下級品が納入された結果となっている。

本件ふとん綿は、刑務所等の収容者用に充てる目的で購入したものであって、契約で定められた規格はオムラ綿級以上八〇％およびゾーダ綿級以上二〇％の混合とし、加工にあたっても落綿、化繊等の混入を認めない

ことなっているものであるが、本件物品が納入された東京拘置所ほか六四箇所のうち、豊多摩ほか五刑務所で任意に抽出した納入品の一部につき、本院において大阪市立工業研究所に依頼して分析試験を行なった結果によると、約定混入率八〇％のオムラ綿級品は全く使用されておらず、七七％から九二・七％はオムラ綿に比べ品質の劣るゾーダ綿で、残余の七・三％はとくに混入の認められていない化繊および不純物であることが判明した。

本件物品を検収するにあたって、検査担当官は、見本品と現品とを対照する程度の外観検査を行うにとどめ、契約に定めた原綿の混合割合については分析試験等適宜な検査を行わなかったため前記のような下級品を納入されるにいたったもので、購入品が全部このようなものであるとし、当局が調査した原綿価格により製綿を評価すれば、買当り六六三円四三価額約三千四百五十万円となり、本件購入価額三八、七四〇、〇〇〇円との間に約四百二十万円の開差がある。

右のほか、前記の物品と同時に同会社から少年院および少年鑑別所の収容者用としてふとん綿六、四七〇貫を買当り八六〇円価額五、五六四、二〇〇円で購入しているが、その規格はオムラ綿級以上のもの一〇〇％を使用し、前記と同様落綿、化繊等の混合を認めないこととなっているのに、明徳少女苑に対する納入品について分析試験をしたところ、実際はゾーダ綿九二％、化繊および不純物八％であって、購入品の全部を前記同様の計算によって評価すれば、約百二十万円低額と認められる下級品を購入した計算となっている。

役　務

（五三）　受電装置が不備なため電気料金を多額に支払っているもの

（組織）矯正官署　（項）刑務所　ほか二科目

府中ほか三刑務所（注）で、昭和三十年度中に使用した電気料金として一五、八〇九、六九四円を支払っているが、受電装置の不備を放置していたため、力率（供給電力に対する有効電力）についての料金計算において同年度中だけでも年額約八十九万円が不経済に支払われている。

右力率についての料金計算は、電気供給規程によって力率が八五％を基準として増減した場合その増減率に応じ毎月の基本料金がその割合で割引または割増されるものであるが、同規程によれば、原則として力率を八五％以上に保持することとなっており、このため必要があれば進相装置を施設することとなっているものである。現に、大阪ほか二七刑務所では既に改善処置を講じているのであるが、前記四刑務所においては、力率が五七％から八三％となっていて毎月割増料金を徴せられており、しかもこの事態を承知していながら装置の不備を放置していたものである。

いま、力率改善用コンデンサーを施設（これに要する工事費約七十九万円）したとすれば、力率は八五％以上一〇〇％まで向上させることができるものであるから、仮にこれを九〇％に改善したとしても三十年度中だけで

も八九二、八一三円を節減することができた計算となる。

（注）府中、神戸、岐阜、福岡各刑務所

不正行為

（五四）（五七）職員の不正行為により国に損害を与えたもの

神戸地方検察庁ほか九箇所で、昭和二十四年十二月から三十一年六月までの間に、関係職員により、罰金、科料等として納付された現金および収入印紙もしくは刑事領置物の換価代金をそれぞれ正規の取扱をしないでほしいままに領得されたもの、または歳入歳出外現金および登録税として納付された収入印紙をほしいままに領得されたものなどが一事項五万円以上のもので七事項八、七一五、三三四円、刑事領置物である貨物自動車一台ほか三九七点価額約二千三百四十万円（うち三十一年九月末現在補てんされた額四五〇、〇六六円、貨物自動車一台ほか二七九点価額一三、二七〇、一七四円）あるが、そのうち一事項五十万円以上のものをあげると左のとおり四件八、一〇九、五三三円、貨物自動車等約二千三百四十万円（うち三十一年九月末現在補てんされた額八八、七〇五円、貨物自動車等一三、二七〇、一七四円）である。

（注）神戸、青森両地方検察庁、岡山地方検察庁倉敷支部、佐賀地方検察庁伊万里支部、倉敷、伊万里、青森、滝川各区検察庁、松山地方法務局三崎出張所、神戸入国管理事務所

	庁名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額	補てんされた額（三二、九、三〇現在）
			年月	円	円
（五四）	神戸地方検察庁	検察事務官 平野　某	二六、八から 三〇、一二まで	二、三二七五、六一一 ほかに貨物自動車一台 ほか三九七点価額 約二千三百四十万円	〇 ほかに貨物自動車一台ほか 二七九点価額 一三、二七〇、一七四
（五五）	岡山地方検察庁倉敷支部および倉敷区検察庁	徴収主任 分任収入官吏 検察事務官 藤内　某	二六、一二ごろから 三〇、六まで	二、〇二七、一四五	〇
（五六）	青森地方検察庁および青森区検察庁	歳入歳出外現金出納官吏 検察事務官 花田　某	二四、一二から 三〇、一〇まで	二、一七二、七七七	八八、七〇五
（五七）	神戸入国管理事務所	出納員 法務事務官 吉成　某	二七、一〇から 三一、六まで	一、五三四、〇〇〇	〇

同人が証拠品係等として勤務中、単独でまたは部外者と共謀して刑事領置物の換価代金を領得したり、または庁外保管委託中の刑事領置物を持ち出し売却するなどの方法により領得したものである。

同人が歳入歳出外現金出納官吏から納付された罰金等の現金および収入印紙等を領得したものである。

同人が徴収主任、分任収入官吏として勤務中、納付義務者から納付された罰金等の現金および収入印紙等を領得したものである。

同人が歳入歳出外現金出納官吏として勤務中、正当な事由がないのに小切手を振り出して預入金を引き出したり、または証拠品係から受け入れた刑事領置物の換価代金を日本銀行に預入しないで領得したものである。

同人が外国人の出入国に関する在留許可および変更、更新等の手数料の取扱ならびに歳入歳出外現金出納官吏の補助者または出納員として保管金の出納保管事務に従事中、申請人等から納付された手数料または仮放免保証金を領得したものである。

	庁名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額	補てんされた額（三二、九、三〇現在）
			年月	円	円
	計			八、一〇九、五三三 ほかに貨物自動車等 約二千三百四十万円	八八、七〇五 ほかに貨物自動車等 一三、二七〇、一七四

第四　大蔵省

（一般会計）

（租税について）

昭和三十年度における国税収納金整理資金への受入金の徴収決定済額は八千五百六十一億五千百余万円、収納済額は八千百六十二億七千四百余万円であって、その収納割合九五・三%は前年度の九四・五%に比べやや好転しており、収納済額も前年度に比べ八十七億二千九百余万円増加している。収納未済額は二百六十五億八千九百余万円（既往年度分を加えたものにおいては百九十九億四百余万円）の減少となっているが、不納欠損額は百三十二億八千七百余万円で、前年度に比べ二十八億三千八百余万円増加している。なお、本資金から三十年度一般会計歳入へ組み入れた額は七千七百五十五億千二百余万円、三十年度交付税及び譲与税配付金特別会計歳入へ組み入れた額は二百二十一億八千三百余万円である。

本年度の国税収納金整理資金に対する検査は主として所得税および法人税の賦課ならびに徴収上の処置等に重点を置いて実施したものであるが、課税資料の収集活用が不十分なため課税漏れを生じたり、不注意により法規の適用を誤って徴収過不足を生じたりしていたものが依然として見受けられ、徴税事務の一層適確な処理が望まれるところである。

（国有財産の管理および処分について）

国有財産の管理および処分に関する検査は、旧軍用財産である機械器具の管理処分、未利用不動産の管理等に重点を置いて施行した。その結果は概要次のとおりである。

(1)　処分収入および利用収入

全国一〇財務局の昭和三十年度における国有財産の処分収入および利用収入の徴収決定済額は百六億五千四百余万円、これに対する収納未済歳入額は八億四千百余万円で徴収決定済額の七%余に当り、前年度の一二%余に比べて低率となったが、既往年度分の収納未済歳入額五億七千百余万円を加えると収納未済歳入額は十四億千三百余万円に達する状況で、そのおもなものは国有財産の使用料五億六千百余万円、土地および建物の売渡代金二億八千八百余万円、船舶の売渡代金一億二千七百余万円である。このように収納未済歳入額の多いのは、債務者の資力不足がおもな原因と認められるが、使用料については徴収決定の処置が遅延したこともその一因と認められる。

右のほか、三十年度末までに徴収決定すべき使用料で、徴収処置を講じていなかったものが約五億五千五百万円（うち三十年度分約二億二千万円）に上っているが、そのうち約四億百万円（うち三十年度分約一億千七百

万円）は物納財産の使用料で売渡の際一括徴収する方針をとっていたなどのため徴収決定未済となっているものである。

(2)　国有財産台帳の整備

財産管理の基本となる国有財産台帳の整備については、連年その促進方につき当局に対し注意を喚起したところであり、本年度においてもその整備状況について調査したところ、売り渡した財産が依然として台帳に記載されているもの、建物、機械器具等で盗難、亡失等によって現物がないのに台帳にそのまま記載されているもの、財産が二重に記載されているもの、機械器具等が現存するのに台帳に記載されていないものなどがあって、その整備がまだ不十分であるのは遺憾である。これらは現場、現況をは握していないことおよび台帳事務を掌る課と財産を直接管理処分する課との間または財務局、財務部、出張所間の事務連絡が不十分であることによるとみられるが、これについては一段の努力を要する。

(3)　普通財産の管理

全国一〇財務局で管理している普通財産のうち旧軍用財産および旧雑種財産については、使用料の徴収処置をとっていないもの、財産の現況をは握していないものなど依然として管理不十分と認められるものが多数あり、なお、一段の努力が望ましい。

旧軍用財産の三十年度末現在額は土地一七九、七三五、五五二坪、建物延四、八六六、五三五坪、機械器具一、三八五、六三二個等となっているが、正規の貸付手続をとらないで使用させているもの、使用料の徴収決定を長期にわたり遅延しているもの、一定の用途を指定して売り渡しながらその用途に供されずまたは転売されているのに適宜な処置を講じていないものなどがあるほか、とくに機械器具等については調査不十分なため貸付中の機械を無断で処分されたもの、物件が所在不明となっているのに長期にわたってそのまま放置しているものなどが多数ある状況である。

旧雑種財産の三十年度末現在額は土地九〇、一六九、八三九坪、建物延一五一、一五七坪等となっており、うち土地八二、八八七、八五四坪、建物延五〇、一一七坪等は未利用として整理されているが、現地の調査をしないで放置しているもの、長期にわたり使用料徴収の手続を講ぜず使用されているもの、物件の所在不明のままとなっているものなどが多数ある状況である。

船舶共有持分は、三十年度末一九〇隻分九十一億千五百余万円で、三十年度中に徴収決定した持分の償却額および金利の額は十二億二千五百余万円であって、海運市況好転を反映し、前年度の五億千四百余万円に比べると七億千百余万円の増加となり、また、収納未済歳入額累計も一億四千余万円で、前年度の五億三千百余万円に比べ著しく減少した。本年度においても共有船舶収支決算の審査に重点を置き検査を施行したところ、総益金を誤って決定したものなどがあったが、総じて改善の跡が認められた。

(4)　国有財産に関しとくに整理促進を要するものについて

日本国有鉄道が連合国軍の要求に基き終戦処理費支弁により建設、改造等を行なった連合国軍専用財産のうち、施設関係の建物、線路その他約十二億円（日本国有鉄道の調査による二十六年四月三十日現在の評価額）は、その大部分が二十六年から二十八年までの間に返還されており、そのうちには国有財産も少なくないと認められるのにその引継を受けて国有財産台帳に記載することなく日本国有鉄道の管理に任せており、また、防衛庁で使用している普通財産は土地一〇、四〇一、三五七坪、建物延三九九、〇四四坪等に達しているが、これらは二十五年八月以降逐次使用しているものであるからすみやかに同庁へ所管換すべきであるのに、その手続を了したものは一割程度にすぎず、残余は未整理のまま現在にいたっているが、いずれも正規の手続を講ずべきものである。

不当事項

租税（五八）―（七七）

（五八）　入場税の徴収にあたり処置当を得ないもの

国税収納金整理資金

横浜中税務署で、株式会社オデヲン座に対する入場券用紙の交付にあたって処置当を得なかったため、昭和三十一年十月末現在入場税九、六〇八、八八六円が徴収困難となっているものがある。

右は、同会社が二十九年八月以降入場税の滞納額が逐次累増し、納付誓約も履行せず、担保の提供も困難な状況であったから、入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）第十九条第三項の規定により入場券用紙の交付を停止すべきであるのに交付を継続し、二十九年八月から三十一年一月までの入場税のうち九、六〇八、八八六円が徴収困難となったものであって、特別の事由がないのに漫然と長期にわたり入場券用紙の交付を継続し、多額の滞納金額を生ぜしめるにいたったことは処置当を得ない。

なお、同税務署で、右と同様、桑島某（横浜国際劇場）の二十九年八月から三十一年一月までの入場税のうち六、〇七七、一七八円が徴収困難となっているものがある。

（五九）
（七六）　**滞納処分に関し処置当を得ないもの**

（部）租税及印紙収入　（款）租税

国税収納金整理資金

納税者が督促状の指定期限までに税金を完納しないときは納税者の財産を差し押えることができるのであるが、各税務署の実情をみると、差し押えるべき財産があるのにすみやかに差押えをしなかったり、不動産の差押登記の嘱託にあたって記載事項が不備で返れいされたのにそのまま放置していたりしたなどのため財産を滞納者により処分され、しかも、滞納者は無財産または所在不明となり、やむを得ず滞納処分の執行停止の処理

をしなければならなくなったものなどが多く見受けられる。

いま、本院会計実地検査の結果判明したおもなものをあげると神田ほか一七税務署において左のとおり一八件一一、五四二、二六四円ある。

	税務署	滞納元年度および税目等	滞納金額	滞納者
			円	
（東京国税局）				
（五九）	神田	二六年度法人税等	一、一七八、三七四	松本金属株式会社ほか一名
（六〇）	芝	二七年度所得税等	三一四、六三〇	藤田某
（六一）	四谷	二四年度所得税等	六四〇、六三〇	矢口某ほか一名
（六二）	品川	二四年度所得税等	三八九、二二八	岩崎某
（六三）	蒲田	二五年度法人税等	五〇五、九二二	有限会社福島屋
（六四）	墨田	二四年度所得税等	三九〇、九七〇	平野某
（六五）	江戸川	二三年度所得税等	五五四、五二〇	板橋某
（六六）	武蔵野	二五年度再評価税	四九五、一七〇	正田某
（関東信越国税局）				
（六七）	土浦	二四年度所得税等	九五七、九一〇	後藤某
（六八）	下館	二六年度法人税等	六四〇、一〇〇	利根山商事株式会社
（大阪国税局）				
（六九）	南	二四年度法人税	五一三、五九七	内外衣料株式会社（旧金沢産業株式会社）
（七〇）	北	二八年度法人税等	五〇九、九一二	第一自動車工業株式会社
（七一）	神戸	二六年度所得税等	四二〇、七三〇	坂口某

（札幌国税局）				
（七二）	岩見沢	二五年度源泉徴収所得税等	九五二、九八二	古林土建工業株式会社
（七三）	滝川	二六年度源泉徴収所得税等	六六六、九〇七	今野鉱業株式会社ほか一名
（名古屋国税局）				
（七四）	昭和	二八年度所得税等	七九六、八四七	松岡某
（七五）	一宮	二六年度所得税等	五九四、七一五	高津某
（福岡国税局）				
（七六）	博多	二五年度所得税等	一、〇一九、一二〇	小原某

二十七年三月滞納処分の執行を停止し、三十年十月不納欠損処分をしたものであるが、執行停止前後の調査不十分なため、滞納者が二十五年九月以降所有していた宅地二六坪は二十九年十一月一、二八八、九八〇円で売却され徴収不能となったものである。

計　一一、五四二、二六四

（七七）　租税払もどしに関し処置当を得ないもの

国税収納金整理資金

高松国税局で、昭和三十一年三月、四国電力株式会社に対し、同会社が二十七年十月から二十九年三月までの三事業年度中に納付した所得税で各事業年度の法人税額から控除することができなかった額三、〇六一、二六二円を還付し、これに対する還付加算金九五四、八九〇円を支払っているが、高松税務署の還付手続が著しく遅延したため約八十万円多額に還付加算金を支払う結果となっている。

右は、同会社が、二十八年五月、十一月および二十九年五月、前期三事業年度分法人税額の確定申告書とともに法人税額から控除すべき所得税額について所得税額の還付請求書をそれぞれ提出していたのであるから、

各事業年度分請求書受理後遅滞なく還付手続をとるべきであったのに、高松税務署において長期にわたってその手続をとらなかったため多額の還付加算金を支払う結果となったもので処置当を得ない。

いま、仮に各事業年度分当該請求書受理後三箇月以内に処理を了し還付したとすれば、還付加算金約八十万円は支払う要がなかったものである。

物　件　（七八）―（九八）

（七八）　未収債権の徴収にあたり処置当を得ないもの

（部）雑収入　（款）国有財産利用収入　（項）国有財産貸付収入

関東財務局千葉財務部で、昭和二十一年三月以降学校法人聖書農学園に使用させていた千葉市所在元下志津陸軍飛行学校ほか一箇所の土地二四九、二三四坪、建物延五、二七三坪等（二十七年四月以降土地一五九、二四一坪、建物延四、七六九坪等）のうち土地一二三、二八〇坪、建物延一、九九五坪等を陸上自衛隊に使用させるため三十年三月返還させているが、当時既往貸付料の収納未済額があったのに防衛庁から同学園に対し支払われた返還地域内にある農地造成等の補償費のうちからその全額を回収しなかったため、三十一年九月末現在貸付料一、〇〇〇、〇〇〇円が収納未済のままとなっている。

右は、三十年四月、防衛庁が補償費一四、八三五、七七九円のうち一一、七八〇、八一三円を支払った際、同学園に対する二十五年四月以降の貸付料未納額六、六五七、〇五八円の全額をこの補償費から収納することは同学園の移転等の経費支弁に支障を生ずるとして三十年四月五、六五七、〇五八円だけを収納したものであるが、十月にいたり防衛庁から同学園に対し右補償費のうちさらに三、〇〇〇、〇〇〇円が支払われたのであるから、遅くともその際は防衛庁と連絡のうえ未収債権の回収をはかるべきであったと認められるのに、これを怠ったため三十一年九月末現在まだ前記貸付料の残額一、〇〇〇、〇〇〇円が収納未済のままとなっている状況である。

なお、右のほか同学園に対する三十年四月から三十一年三月までの貸付料一、一〇一、五三二円は九月末現在収納未済であり、また、三十年度末までの延滞金約六十万円は徴収決定未済のままとなっている。

（七九）（八四）　用途を指定して売り渡した国有財産に関し処置当を得ないもの

用途を指定して売り渡した国有財産で、その用途に供されず転売されたりなどしているのに昭和三十一年九月末現在まだ適宜な処置がとられていないものがあり、そのおもな事例をあげると左のとおり六件売渡価額五、四三四、二六六円になっている。

庁名	区分	数量	所在地（口座名）	売渡先	売渡年月 代金収納年月 転売年月	売渡価額 転売価額	転売先	指定用途
					年月	円		
（七九）関東財務局	土地	二、四一四	東京都（元相模陸軍造兵廠蒲田出張所）	プラチナ産業株式会社	二五、五 二六、一〇	九八九、八七一	（未利用）	工場拡張用地として物件引渡後一〇年間使用

庁名	区分	数量	所在地（口座名）	売渡先	売渡年月 代金収納年月 転売年月	売渡価額 転売価額	転売先	指定用途
					年月	円		
三十年三月本院会計実地検査の際未利用であったので注意したが、その後一年余を経過した三十一年九月の検査の際においても、三十年八月ごろ木造鉄板ぶき平家二むね五〇坪が建築されただけで、工場建設はその後進ちょくせず放置されている。								
（八〇）	関東財務局	土地（囲障三〇間を含む。）	四〇三	東京都（元陸軍衛生材料廠）	用賀工業株式会社	二六、一二 二七、一二 二八、一〇ごろ	二六四、四二八 一、六〇五、三〇〇	東邦薬品株式会社ほか一名	倉庫、事務所および工場敷地として物件引渡後一〇年間使用
（八一）	同 横浜財務部	土地 建物	六九二 一八六	横須賀市（元海軍電測学校）	南陽水産株式会社	二四、九 二六、四 二八、一一および二九、三	二二八、一七二 一、一三〇、九七六	京浜急行電鉄株式会社	水産加工場および冷凍冷蔵設備として物件引渡後一〇年間使用
（八二）	東海財務局 津財務部	建物	六〇五	三重県鈴鹿市（元第二海軍航空廠鈴鹿支廠補給工場）	中央興業株式会社	二六、三 〃　四 不明	二、一一七、五〇〇 不明	不明	車両製造工場増設資材として所有権移転後一〇年間使用
中央興業株式会社はその所在が不明であり、物件も移築場所（大阪市西成区）には存在せず転売されたものと認められるが、転売年月および転売価額は不明である。								
（八三）	北陸財務局	建物	七二一	金沢市（元山砲兵第十六聯隊）	石川県薪炭農業協同組合	二四、八 〃　〃 〃　〃	九二六、九六〇 一、一五〇、〇〇〇	桜町某	精米、精粉工場および薪炭倉庫として所有権移転後一〇年間使用
（八四）	同	同	三五五	金沢市（元輜重兵第五十二聯隊）	同	二六、七 〃　九 〃　七	九〇七、三三五 一、一〇〇、〇〇〇	本田鉄工株式会社	農産物加工場および薪炭倉庫として所有権移転後一〇年間使用

備考（ア）数量欄の単位は土地は坪、建物は延坪とする。
（イ）転売価額は当局の調査報告額による。

（八五）（九三）

普通財産の管理当を得ないもの

（一）機械器具について

（八五）（九〇）本院において、昭和三十一年中、旧軍用財産のうち機械器具の管理に重点を置きおもな管理箇所について調査したところ、保管人等によりほしいままに処分されているのにそのままとなっているもの、または無断使用されているものなどが依然として発見され、それぞれ是正処置を促したが、そのおもな事例をあげると次のとおり六件である。

（八五）関東財務局で、昭和二十二年八月以降東京都立衛生研究所ほか三名に東京都新宿区所在元第六陸軍技術研究所の給水施設（土地二一坪、建物七坪、機械器具七二個）を使用させているが、その三十一年三月末までの使用料約五十三万円は九月末現在まだ徴収決定されていない。

（八六）東海財務局熱田出張所で、昭和二十三年十二月以降森某に名古屋市所在元愛知時計電機株式会社明徳工場（官設民営工場）所属の機械二五個を使用させていたが、二十四年二月ごろ右機械のうち二四個（当局の評価による二十四年二月の時価一、五一八、一〇〇円）はほしいままに他に処分されているのに、三十一年九月末現在まだ求償の処置がとられていない。

國立國會圖書館

（八七）　東海財務局熱田出張所で、旧軍が株式会社豊田自動織機製作所（栄生工場）に貸与していた元名古屋陸軍造兵廠ほか一箇所所属の機械三七個を、終戦後は同会社に無償で保管させているとして整理しているものがあるが、同会社は昭和二十三年六月に連合国軍からの使用許可をとり、その後は逐次前記機械を使用しまたは他に貸し付けているのに、三十年二月にいたってようやく国有財産台帳に引継漏れを発見して記載しただけで貸付等正規の手続をとっていないばかりでなく、使用開始時から三十一年三月末までの使用料約百三十万円は九月末現在まだ徴収決定されていない。

（八八）　東海財務局熱田出張所で、名古屋市所在元名古屋陸軍造兵廠高蔵、熱田両製造所所属の変電施設（機械器具二〇個およびこれらを収容する土地、建物）および電力線路（延長四、一三〇メートル）を未利用施設として整理しているが、国自体が照明用として使用しているほか、昭和二十五年四月以降鍛治要工業株式会社ほか三名がそれぞれ使用しているのにその三十一年三月末までの使用料は九月末現在まだ徴収決定されていない。

なお、鍛治要工業株式会社ほか三名に対する三十一年三月末までの使用料を概算すると約百三十万円となる。

（八九）　東海財務局熱田出張所で、昭和二十二年十二月以降株式会社名古屋製陶所に名古屋市所在元愛知時計電機株式会社明徳工場（官設民営工場）所属の機械四個を使用させていたところ、二十四年三月にいたり使用を辞退してきたのでその後引続き同会社に保管させていたものであるが、右機械四個（当局の評価による三十一年七

月の時価五三三、三〇〇円）は所在不明となっているのに九月末現在まだ求償の処置がとられていない。

（九〇）　北九州財務局長崎財務部佐世保出張所で、昭和二十六年四月以降井上某に佐世保市所在元佐世保海軍施設部所属の機械三個を使用させていたが、二十七年四月から三十一年三月末までの使用料約十九万円が徴収決定されていないばかりでなく、右機械三個（台帳価格三六七、四八四円）はその主要部分が紛失しているのに三十一年九月末現在まだ求償の処置がとられていない。

（九一）　本院において昭和三十一年中、関東財務局ほか七箇所（注）管内所在の旧雑種財産土地六、一三三件一、〇二一、八八九坪、建物三〇七件延三一、四九二坪のうち土地一、〇四二件六二一〇、四〇二坪、建物一四三件延二三、七九三坪について実地に調査したところ、右八箇所を通じ、

（ア）	正規の貸付手続をとらないで使用させ、使用料も徴収していないもの	土地	二一四件
		建物	九六六坪
（イ）	所在または現況が不明となっているもの	土地	四三
		建物	延一三四、三六九
（ウ）	処分済等のもので台帳まっ消未済となっているもの	土地	一二五
		建物	五
（エ）	所管換等の手続がとられていないもの	土地	延三五、〇五四
		建物	一、七〇三
		土地	一二〇
		建物	二三
		土地	延二四二、六六七
		建物	一、五一二
		土地	九七
		建物	三五
		土地	延七二、四七二
		建物	七、五一五

があり、これらについては早期に現地調査を実施して国有財産台帳の整備をはかるとともに財産の正常かつ効率的な運用を期する要があると認められる。

いま、本院会計実地検査の結果判明したもののうちおもな事例は別項（**九五**）、（**九六**）に記載したもののほか次の五事項である。

(1) 関東財務局で、昭和十九年十二月、内閣から引き受けた東京都中央区所在の宅地一、五一三坪、建物延一、三五五坪を二十三年七月以降新月島寮居住者組合（代表者安江某）に使用させているが、使用料の徴収処置も講じないでそのままとなっている。

(2) 関東財務局横浜財務部で、大正十三年二月および昭和五年三月、神奈川県から引き受けた横浜市中区所在の宅地四、四二五坪は、終戦時ごろから民家が無断で建築され、三十一年二月当時約六十戸が建ち並んでいるのに適宜な処置も講じないでそのままとなっている。

(3) 関東財務局で、大正十三年十月、陸軍省から引き受けた東京都港区青山南町一丁目五五番地四八に所在することとなっている宅地九八五坪（台帳価格一〇、三四二、五〇〇円）は、東京都および東京法務局の公図等により調査するも該当するものはなく、現況不明のままとなっている。

(4) 関東財務局で、昭和十四年三月、東京府から引き受けた東京都新宿区新宿一丁目および二丁目に所在することとなっている宅地七四六坪（台帳価格八、九五二、〇〇〇円）は、東京都および東京法務局新宿出張所の公図等により調査するも該当するものはなく、現況不明のままとなっている。

(5) 近畿財務局神戸財務部で、昭和十七年五月、脱落地発見として記載した尼崎市西字平左衛門新田先所在の雑種地二、二九八坪（台帳価格一、一四九、〇〇〇円）は、海中に没し、尼崎製鉄株式会社が工場拡張のため土地造成中の地域に含まれている模様であるが、現況不明のままとなっている。

（注）関東財務局（うち東京都内中央区ほか六区）、同局王子出張所（うち東京都内北区ほか三区）、同局横浜財務部（うち横浜市内中区ほか八区および川崎市ほか一市）、同局横浜財務部横須賀出張所、近畿財務局（うち大阪市内東区ほか七区および堺市ほか二市）、同局京都財務部（うち京都市内上京区ほか七区）、同局京都財務部舞鶴出張所（うち舞鶴市）、同局神戸財務部（うち神戸市内生田区ほか五区および西宮市ほか三市）

（九二） 関東財務局水戸財務部で、大正十一年四月、茨城県から引き受けた北茨城市中郷町所在の雑種地（海浜地）三九、一〇一坪のうち九、八二一坪の地上には終戦時ごろから民家が無断で建築され、昭和三十一年四月本院会計実地検査当時約百戸が建ち並び一部落をなしており、また、残地のうちにも畑地等として使用されているものが相当あるのに適宜な処置も講じないでそのままとなっている。

なお、右宅地として使用されている部分の使用当初から三十一年三月末までの使用料を概算すると約百万円となる。

（九三） 関東財務局で、昭和二十五年三月、東京都港区所在元歩兵第一〇一聯隊の土地五七八坪および建物（焼損れんが造）一六九坪を、社団法人有隣福祉協会に二十四年五月から二十五年三月までを期間として貸し付けたが、二十七年十二月にいたり賃貸契約を解除し本件物件の返還請求をしただけで、その後適宜な処置も講じないでそのままとなっている。

なお、本件土地、建物は、三十一年九月末現在においても小泉某ほか三名（有隣福祉協会関係者等）が居住している状況である。

（九四）―（九八）

土地建物等の使用料の徴収処置当を得ないもの

（部）雑収入　（款）国有財産利用収入　（項）国有財産貸付収入

国有財産の使用料の徴収については、本院の注意によって逐年好転しているが、毎年定期に徴収すべきであるのに、数年にわたって徴収決定を怠っていたり、まだ正規の貸付契約のないまま使用させその使用料相当額を徴収していないものがある。

いま、本院会計実地検査の結果判明したもののうち、昭和三十一年九月末現在まだ徴収決定していないおもな事例をあげると左のとおり五件二〇、六七七、八三一円である。

庁名	区分	数量	所在地（口座名）	使用者	使用料を徴収すべき期間	使用料
（九四）関東財務局	土地	三〇、六四四	横須賀市（元横須賀海軍軍需部）	東京湾倉庫株式会社	三〇年四月から三まで	一三、五三三、〇二五円
	建物	一六、九六二				
	工作物					
（九五）同横浜財務部	土地	一、六三九	横浜市（元オランダ政府貸付地ほか一箇所）	財団法人横浜山手病院	三一、一から三まで	一、八六五、五〇〇
（九六）同		一八二	同（脱落地発見として台帳に記載したもの）	湘南スレート工業株式会社	三一、四から三まで	三四一、四八二
同			同			
（九七）同千葉財務部	工作物		習志野市（元鉄道第二聯隊材料廠ほか一箇所）	日本国有鉄道千葉鉄道管理局	三一、四から三まで	四、一八一、九四一
（九八）同水戸財務部	土地	二二、六五七	水戸市（元水戸練兵場）	茨城県	三一、七から三まで	七五五、八八三
計						二〇、六七七、八三一

備考　（ア）数量欄の単位は、土地は坪、建物は延坪、工作物は一式とする。

（イ）使用料は当局計算の見込額を掲げてある。なお、数量は貸付期間中の最終のものを示す。

不正行為

（九九）―（一〇〇）

職員の不正行為により国に損害を与えたもの

北九州財務局佐賀財務部および須磨、広島東両税務署で、昭和二十六年七月から三十一年五月までの間に、関係職員により歳入金、国税収納金等をほしいままに領得されたものが一事項五万円以上のもので三事項二、六八〇、三六一円（うち三十一年九月末現在補てんされた額一〇七、九〇三円）あるが、そのうち一事項五十万円以上のものをあげると左のとおり二件二、二四七、七〇六円（うち三十一年九月末現在補てんされた額五七、四四八円）である。

	庁名	不正行為をした職員		不正行為期間	不正行為金額	補てんされた額（二二、九、三〇現在）
				年　月	円	円
（九九）	北九州財務局佐賀財務部	管財課 分任収入官吏 大蔵事務官	二六、 三〇、	七から 四まで	一、三四二、三一九	五七、四四八
	同人が管財課徴収係に勤務中、納付者から旧公団等債権の回収金等を領収し、これを国庫に払い込まないで領得したものである。					
（一〇〇）	須磨税務署	庶務課 分任収入官吏 分任国税収納官吏 大蔵事務官	二八、 三一、	五から 五まで	九〇五、三八七	〇
	同人が庶務課徴収係に勤務中、納税者から所得税等を領収し、これを国庫に払い込まないで領得したものである。	福　満　某				
	計				二、二四七、七〇六	五七、四四八

是正させた事項

租　税（一〇一）―（六九六）

（一〇一）
（一一〇）

青色申告書の提出の承認を取り消させ徴収不足を是正させたもの

国税収納金整理資金

青色申告書を提出することについて承認を受けた法人のうちで、その帳簿書類に取引の全部または一部を隠ぺいしまたは仮装して記載するなど青色申告法人としての実質を失っているものに対し、法人税の課税にあたって依然として青色申告法人としての特典を認めていたものが左のとおり王子ほか九税務署において一〇件あるが、右はいずれも法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第二十五条第七項第一号または第三号の規定に該当するものであるから、青色申告書の提出の承認を取り消すべきものと認め注意したところ、それぞれ承認を取り消し、価格変動準備金の損金繰入、欠損繰もどし等を否認し、法人税額を追加徴収することとし、昭和三十一年十一月末までに一〇、〇〇四、四五〇円を徴収決定した。

税務署	年度	不実記載等のあった事業年度	青色申告取消年月	追徴法人税額	納税義務者
		年　月	年　月	円	
（東京国税局）					
（一〇一）王子	三〇	二七、 二八、	一から 一二まで	三一、七	一九六、六四〇	有限会社篠塚製作所
（大阪国税局）						
（一〇二）西	三〇	二六、 〃 二八、 二九、	一から 一二まで 一から 一二まで	三一、八	六、二五六、二一〇	大日本除虫菊株式会社
	たな卸資産計上漏れ等不実の記載があったので注意したところ、青色申告書の提出の承認を取り消し、価格変動準備金勘定繰入額一三、六四〇、七八〇円を所得に加算し、輸出所得の特別控除額一、二五四、九六七円を所得から控除しないこととしたものである。					
（一〇三）山城田辺	二九	二七、 二九、	四から 三まで	三一、四	一二六、〇〇〇	今西林産工業株式会社
（一〇四）龍野	二九、三〇	二六、 二八、	一〇から 三まで	〃 三	二二九、六九〇	森口製粉製麺株式会社

	税務署	年度	不実記載等のあった事業年度	青色申告取消年月	追徴法人税額	納税義務者
	（仙台国税局）		年 月	年 月	円	
（一〇五）	古川	三〇	二六、四から二九、三まで	三一、三	一一七、二七〇	株式会社佐藤呉服店
	（名古屋国税局）					
（一〇六）	名古屋西	三〇	二七、八から三〇、七まで	三一、七	三〇〇、五九〇	松岡ブラシ工業株式会社
（一〇七）	名古屋中	〃	二八、一から二九、一二まで	三〇、九	四九四、一八〇	株式会社山徳製作所
（一〇八）	熱田	二九、三〇	二七、七から二九、六まで	三一、七	七二七、六三〇	村木鑿泉探鉱株式会社
（一〇九）	一宮	三〇	二七、六から三〇、五まで	〃 五	一、〇四五、六七〇	筧末毛織株式会社
（一一〇）	岡崎	三〇	二五、四から二八、三まで 二九、四から三〇、三まで	三一、九	五一〇、五七〇	三河特殊紡織株式会社
	計				一〇、〇〇四、四五〇	

定期預金計上漏れ、架空借入金計上等不実の記載があったので注意したところ、青色申告書の提出の承認を取り消し、価格変動準備金勘定繰入額二、一〇〇、〇〇〇円および貸倒準備金勘定繰入額一五〇、〇〇〇円を所得に加算したものである。

（一一一）
（六七七）　**租税の徴収過不足を是正させたもの**

（部）租税及印紙収入　（款）租税

国税収納金整理資金

租税の徴収過不足をきたしていたものに対し、本院会計検査の結果是正させたものは、過不足の税額一事項十万円以上のもので集計すると別表第二のとおり五六七件徴収不足四三七、九四一、四七一円、徴収過一二、七三九、六八〇円であって、これを態様別にみると次のとおりである（各項末尾の（）内の数字は別表第二に掲記した番号を示す。）。

（一）　個人の取引関係等の調査不十分なもの　一三九件　徴収不足　九〇、七三七、四四〇円

（一一一）
（二四九）　右は、麹町ほか一一八税務署（別表第二（一）参照）で、所得税、相続税等の個人課税において、

（ア）　国もしくは法人等との取引関係または所有権移転登記等の調査不十分なため、不動産所得、事業所得、譲渡所得、再評価差額等に対する課税漏れをきたしたもの（一一一）―（二〇一）、

（イ）　法人税、物品税等の関連資料の調査不十分なため、配当所得、不動産所得、事業所得等の課税漏れをきたしたもの（二〇二）―（二二四）、

（ウ）　会社の設立資金、不動産買得資金、貸付資金等の出所の調査不十分なため、事業所得、譲渡所得、受贈財産等の課税漏れをきたしたもの（二二五）―（二三三）などである。

（二）　法人の経理内容等の調査不十分なもの　九二件　徴収不足　一四九、六九六、四一〇円　徴収過　四、二四七、〇七〇円

（二五〇）
（三四一）　右は、麹町ほか七二税務署（別表第二（二）参照）で、法人税の課税において、

（ア）国または法人との取引関係等の調査不十分なため収入金の計上漏れをそのままにしていたもの（二五〇）―（二六〇）、
（イ）たな卸資産の評価減に対する処理を誤ったもの（二六一）―（二六四）、
（ウ）未確定経費、過大に計上した債務等を否認せず、または確定した経費の損金計上漏れをそのままにしていたもの（二六五）―（二七五）、
（エ）役員報酬または役員賞与に対する処理を誤ったもの（二七六）―（二八二）、
（オ）資本的支出、繰延資産等に対する処理を誤ったもの（二八三）―（二八八）、
（カ）確定した事業税について損益の処理を誤ったもの（二八九）―（二九二）、
（キ）債権償却引当金に対する処理を誤ったもの（二九三）―（三〇八）、
（ク）回収可能の債権を貸倒れとして処理したもの、または貸倒れが確定している債権を誤って否認したもの（三〇九）―（三一六）、
（ケ）前期以前の否認金等に対する当期の処理を誤ったもの（三一七）―（三三〇）
などである。

（三）法令の適用を誤ったもの　一五五件　徴収不足　八八、〇六九、二三〇円
（三四二）　徴収過　八八、四九二、六一〇円
（四九六）

（ア）右は、麹町ほか九九税務署（別表第二（三）参照）で、法人税等の課税において、
（イ）損金に計上された法人税または犯則者納金を否認しなかったもの（三四二）―（三四四）、
非青色申告法人について貸倒準備金、特別修繕引当金、退職給与引当金もしくは価格変動準備金を是認し、または青色申告法人についてこれらの繰入限度額を誤り、もしくは法定の要件をみたしていないのにこれらを是認したもの（三四五）―（三七三）、
（ウ）欠損繰もどし済の金額を繰越欠損金として控除したもの、または繰もどし未済の金額を控除しなかったもの（三七四）―（三七九）、
（エ）繰越欠損金の控除において、非青色申告法人と青色申告法人との区分または経過規定の適用を誤り、控除することができないものを控除し、または控除すべきものを控除しなかったもの（三八〇）―（四〇三）、
（オ）欠損繰もどし控除において非青色申告法人と青色申告法人との区分もしくは繰りもどすことができる金額を誤り、または法定の要件をみたしていないのにこれを是認したもの（四〇四）―（四一二）、
（カ）利益配当金等の益金不算入に関する処理を誤ったもの（四一三）―（四二八）、
（キ）交際費の損金不算入に関する処理を誤ったもの（四二九）―（四三一）、
（ク）積立金額または留保金額の課税において経過規定の適用もしくは非同族会社と同族会社との判定を誤ったもの、または同族会社と判定しながら課税しなかったもの（四三二）―（四四七）、
（ケ）非青色申告法人について輸出所得の特別控除を認め、または青色申告法人についてその控除額を誤ったもの（四四八）―（四五一）、
（コ）貸倒準備金の取くずしをすべき場合に取くずしをしていないのにこれを是認したもの（四五二）―（四六二）、
（サ）過少申告加算税額または重加算税額を徴収すべきであるのにこれをしていないもの（四六三）―（四七五）、

（シ）同族会社の行為または計算に対する処理を誤ったもの（四七六）―（四八一）
などである。

（四）課税資料についての通報連絡または活用の不十分なもの　一一四件　徴収不足　七三、六八五、八六九円

（四九七）（六一〇）で、所得税等の課税において、

右は、麹町ほか一〇二税務署（別表第二（四）参照）で、所得税等の課税において、

（ア）法人税の課税上生ずる認定賞与、認定配当または資産の譲渡による法定再評価の結果生じた譲渡所得、山林所得の資料について税務官署間または署内各課係間の通報連絡をしなかったもの（四九七）―（五八五）、

（イ）署内の調査資料または他署から送付された取引資料等を十分活用しなかったもの（五八六）―（六〇八）、

（ウ）他税務官署に関係のある課税資料についての通報連絡をしなかったもの（六〇九）（六一〇）

である。

（五）源泉徴収所得税に関する調査不十分なもの　三〇件　徴収不足　二五、五三五、二一一円

（六一一）（六四〇）で、

右は、日本橋ほか二七税務署（別表第二（五）参照）で、

（ア）配当、給与または報酬に対する源泉徴収所得税について徴収義務者の納付未済のものに対し強制徴収をしていなかったもの（六一一）―（六二九）、

（イ）納付額に対する監査不十分なため納付不足のあるもの（六三〇）―（六三九）、

（ウ）正当の事由がなく納付が遅延していたのに源泉徴収加算税を徴収していなかったもの（六四〇）

である。

（六）その他の過誤によるもの　三七件　徴収不足　一〇、二一七、三一一円

（六四一）（六七七）で、

右は、横浜、神戸両税関、麹町ほか三〇税務署（別表第二（六）参照）で、

（ア）法人税等の課税標準額または税額の算出にあたって誤算したもの（六四一）―（六五〇）、

（イ）積立金額または留保金額の課税において同族関係者についての調査不十分なため同族会社を非同族会社と誤ったもの（六五一）（六五二）、

（ウ）法人税の課税上社外流出の認定賞与と処理すべきものをしなかったため源泉徴収所得税の課税漏れとなったもの（六五三）―（六六八）、

（エ）物品税の課税標準額の決定を誤ったもの（六六九）（六七〇）、

（オ）輸入免税をしたものについて用途外使用の事実があるのに課税しなかったもの（六七一）（六七二）

などである。

（六七八）（六九九）

租税の徴収上の過誤を是正させたもの

（部）租税及印紙収入　（款）租税
　国税収納金整理資金

租税の徴収上の処理を誤っていたものに対し、本院会計実地検査の結果是正させたものは、一事項十万円以上のもので集計すると、別表第三のとおり神田ほか二一税務署において二二件一三、三七三、七七六円であって、これを態様別にみると（各項末尾の（　）内の数字は別表第三に掲記した番号を示す。）、

（ア）所得税の修正申告により確定した租税債権について徴収決定をしていなかったもの（六七八）、

（イ）租税債権確保の処置を講じていなかったもの（六七九）―（六八六）、

（ウ）相当の所得または財産があるなど滞納処分の執行停止の事由に該当しない者に対し執行停止をしていたもの（六八七）―（六九八）、

（エ）再評価資産を譲渡しているのに再評価税の延納分を繰上徴収していなかったもの（六九九）

である。

物　件

（七〇〇）
（七〇一）

共有船舶利用収入の徴収上の過誤を是正させたもの

（部）雑収入　（款）国有財産利用収入　（項）共有船利用収入

関東ほか二財務局が昭和三十年度中に審査決定した共有船主九〇名（共有船舶一五六隻）の収支決算書のうち五三名（九七隻）の内容について調査したところ、前年度に比べ改善の跡が認められたが、なお、共有船舶収支決算査定にあたり、本船の直接収入を脱漏していたもの、船舶修繕積立金の経理を誤ったもの、店費への除加算を誤ったものなどがあったのにその修正が十分でなかったり、総益金の配分にあたり、その方法を誤ったものがあったため、国配分金利および償却額に異動を生じ、徴収決定不足となっていたものがあり、これを是正させたものが一船主十万円以上のもので関東、北九州両財務局において四船主分四、五九三、三三三円ある。そのおもな事例をあげると次のとおりである。

（七〇〇）関東財務局で、平和汽船株式会社の昭和二十九年十月から三十年三月までの事業年度分共有船舶収支決算査定において、快速丸の前期分修繕費一二、〇二〇、〇〇〇円を当期分船費に計上し、また、役員賞与四九〇、〇〇〇円を店費に計上したのをそのまま容認していたので注意したところ、三十一年五月国金利として五二三、〇〇〇円の追加徴収決定を了した。

（七〇一）北九州財務局で、鶴丸汽船株式会社の昭和二十九年四月から三十年三月までの事業年度分共有船舶収支決算査定において、第二金山丸については運賃収入として計上すべき九五〇、〇〇〇円があり、宝満山丸ほか五隻については船費から除算すべき中間検査修繕積立金五、五二五、五三八円があり、また、店費への除加算を誤った経費等があったのに、その審査を誤っていたので注意したところ、三十一年六月国金利および償却額として三、四一六、三三三円の追加徴収決定を了した。

第五　文部省

（一般会計）

昭和三十年度収納済歳入額は七十二億四千百余万円、支出済歳出額は千二百六十一億三千三百余万円で、これに対する本院の検査は国立学校の収納済歳入額七十一億七千三百余万円、支出済歳出額三百十二億二千五百余万円ならびに義務教育費国庫負担金七百六十一億四千四百余万円および公立諸学校等施設整備に対する国庫補助金

等六十一億八千四百余万円に重点を置いて実施した。

国立学校の経理については、国の収入金を歳入に納付することなく領得されたりまたは歳出予算の不足に充当したり、国有財産等の管理の妥当を欠いているものがあるほか、人件費を他の科目から支出したりまたは予算をこえて薬品等を納入させているものなどがある。

義務教育費国庫負担金の三十年度中の概算払額は三十一年十月末現在なお精算されていない状況であるが、三十年度で精算された二十九年度分国庫負担金についてみると、国庫負担の対象から除外すべき給与費を含めたまま精算しているなどの事例があり、また、公立諸学校等施設整備に対する国庫補助金等についても超過交付と認められるものなどがある。

不当事項

補助金（七〇二）―（七二八）

（七〇二）
（七二一）

公立諸学校施設整備に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの

（部）雑収入　（款）諸収入　（項）弁償及返納金
（組織）文部本省　（項）公立文教施設整備費補助　ほか一科目

昭和三十年度における公立小中学校建物整備費補助金二、九二六、七〇八、八五〇円、公立特殊教育施設整備費補助金一三九、六〇六、四五〇円、公立諸学校危険校舎改築費補助金一、九一九、九六二、六三五円、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金七一九、三九八、四〇〇円は、地方公共団体延三、八五〇が事業主体となって施行する公立諸学校延五、七八五校の施設整備に対し交付されたもので、これら国庫補助金または国庫負担金（以下「国庫補助金」という。）の経理の実態に関し、本院が実地について検査したものは岩手県ほか一七都府県所在の延五四六校六四一、九五七、三五五円（ほかに三十一年度への繰越額二七五、八一九、四四五円）であって、学校数において九・四％、金額において一〇・六％（ほかに三十一年度への繰越額一四・五％）にすぎないが、その結果によると、事業主体が国庫補助金の申請にあたり、その配分の基本となる生徒（児童）数または保有坪数を事実と異なる計数によったり、生徒（児童）数の推定を誤ったり、戦災によるり災坪数を事実と違えたり、戦災未復旧坪数を過大にしたり、対象外の工事費を実施工事費に含めたり、実際の事業費が決定事業費に達しなかったりなどしている事態があるのに申請のまま国庫補助金を交付しまたは交付金額のまま精算しているものが山形県ほか一二都府県で延三七校五三、九一五、二六五円（ほかに二十九年度以前支出済額二七、九九六、七四七円、三十一年度への繰越額八、八六一、〇〇〇円）あり、その結果国庫補助金を除外すべきであると認められるものが四五、八一二、六二七円ある。

このような事態の生じた原因としては、事業主体が実態を正確には握しないで事実と異なる申請をし、また、これを直接指導監督する各都府県教育委員会の処置も適切でなく、文部省もまたこれら教育委員会に依

存し過ぎて現地の調査を十分に行わないため指導監督の不十分と相まって実体のは握にも欠け、適確な審査が行われないまま事業主体の申請を承認し、所定の配分基準に反して相当額以上に国庫補助金を交付し、交付後の実際の使用についても指導監督が十分でなかったことなどが考えられる。

この種事例については既に昭和二十八、二十九両年度の検査報告に掲記して当局の注意を喚起し、漸次改善の方向にあるとは認められるが、なお、相当に手落の認められることは遺憾である。

いま、前記不当と認められるもののうち、おもな事例をあげると左のとおり二〇件二五、九三三、六〇〇円である。

（一）精算にあたり処置当を得ないもの

	府県名	事業主体	工事	国庫補助（負担）基本額	国庫補助（負担）額	摘要
				円	円	
（七〇二）	山形県	酒田市	松陵小学校戦災復旧	二、一〇八、八〇〇	一、〇五四、四〇〇	
（七〇三）	千葉 〃	市川 〃	南行徳小学校危険校舎改築	五、〇九〇、四〇〇	一、六九六、八〇〇	
（七〇四）	大阪府	大阪 〃	生野南小学校戦災復旧	二、二四一、三〇〇	五、六三〇、六〇〇	
（七〇五）	岡山県	岡山 〃	岡南小学校戦災復旧	七、八一六、〇〇〇	三九〇、八〇〇	
計				一九、三三一、〇〇〇	八、七六二、六〇〇	

	府県名	事業主体	工事	国庫補助（負担）基本額	国庫負担基本額	国庫負担基本額から除外すべき額	同上に対する国庫負担金相当額	摘要
				円	円	円	円	
（七〇六）	山形県	酒田市	松陵小学校戦災復旧	二、〇五六、〇〇〇	一、〇二八、〇〇〇	二、〇五六、〇〇〇	一、〇二八、〇〇〇	（未復旧り災坪数を過大にしているもの
（七〇七）	千葉 〃	山武郡九十九里町成東町学校組合	鳴浜中学校整備	九三三、四〇〇	四六一、一〇〇	九〇二、四〇〇	四五〇、七〇〇	保有坪数を過少にしているもの
（七〇八）	神奈川 〃	横浜市	松本中学校整備	五、二七九、四〇〇	二、六三九、七〇〇（うち二十九年度支出済額五三七、九〇〇）	五六〇、〇〇〇	同	
（七〇九）	山梨 〃	甲府 〃	琢美小学校戦災復旧	二、八一四、二〇〇	一、四〇七、一〇〇	一、七三二、〇〇〇	八八六、〇〇〇	同
（七一〇）	静岡 〃	沼津 〃	静浦西小学校戦災復旧	三、四三七、七〇〇	一、七一八、八〇〇	七五八、〇〇〇	三七九、〇〇〇（不確実な児童数を見込んでいるもの	
				一四、五〇九、七〇〇	七、二五四、八〇〇（うち二十九年度支出済額五三七、九〇〇）	六、〇四七、四〇〇	三、〇三三、七〇〇	
計						一、七三三、〇〇〇	八六六、〇〇〇	同
						七五八、〇〇〇	三七九、〇〇〇（不確実な児童数を見込んでいるもの	
						六、〇四七、四〇〇	三、〇三三、七〇〇	

（二）決定交付または精算にあたり処置当を得ないもの

(1) 公立小中学校建物整備費補助金

	県名	事業主体	工事	国庫負担基本額	国庫負担基本額から除外すべき額	同上に対する国庫負担金相当額	摘要
				円	円	円	
（七〇六）	山形県	酒田市	松陵小学校戦災復旧	二、〇五六、〇〇〇	二、〇五六、〇〇〇	一、〇二八、〇〇〇	（未復旧り災坪数を過大にしているもの
（七〇七）	千葉 〃	山武郡九十九里町成東町学校組合	鳴浜中学校整備	九三三、四〇〇	九〇二、四〇〇	四五〇、七〇〇	保有坪数を過少にしているもの
（七〇八）	神奈川 〃	横浜市	松本中学校整備	五、二七九、四〇〇	五六〇、〇〇〇	二八〇、〇〇〇	同
（七〇九）	山梨 〃	甲府 〃	琢美小学校戦災復旧	二、八一四、二〇〇	一、七三二、〇〇〇	八八六、〇〇〇	同
（七一〇）	静岡 〃	沼津 〃	静浦西小学校戦災復旧	三、四三七、七〇〇	七五八、〇〇〇	三七九、〇〇〇（不確実な児童数を見込んでいるもの	
				一四、五〇九、七〇〇	六、〇四七、四〇〇	三、〇三三、七〇〇	
計					二、一一八、〇〇〇		（生徒等の数を過大に推定するなどしているもの

(2) 公立特殊教育施設整備費補助金

	府県名	事業主体	工事	国庫負担基本額	国庫負担基本額から除外すべき額	同上に対する国庫負担金相当額	摘要
				円	円	円	
（七一一）	大阪府	大阪市	大阪市立ろう学校	二、九七八、六〇〇	四、三五六、〇〇〇	二、一八、〇〇〇	（生徒等の数を過大に推定するなどしているもの

府県名	事業主体	工事	国庫負担基本額	国庫負担額	国庫負担基本額から除外すべき額	同上に対する国庫負担金相当額	摘要
			円	円	円	円	
（七一二）香川県	香川県立ろう学校	七、〇七〇、〇〇〇	三、五三五、〇〇〇（うち二十九年度支出済額一、三四五、三三五）	三、五三五、〇〇〇	六、七三〇、八〇〇	三、三六五、四〇〇（生徒等の数を過大に推定するなどしているもの）	
計		一九、〇四八、六〇〇	九、五二四、三〇〇（うち二十九年度支出済額一、三四五、二三五）	一〇、九六六、八〇〇	五、四八三、四〇〇		

(3) 公立諸学校建物戦災復旧費補助金

都県名	事業主体	工事	国庫負担基本額	国庫負担額	国庫負担基本額から除外すべき額	同上に対する国庫負担金相当額	摘要
			円	円	円	円	
（七一三）千葉県	千葉県千葉県銚子高等学校	三、三四一、一〇〇	一、六三一、〇〇〇（うち三十一年度へ繰越額六三、〇〇〇）	一、六三一、〇〇〇	一、三八一、六〇〇	六九、三〇〇（一部の生徒数および一部の保有坪数によって国庫負担金を算定しているもの）	
（七一四）同	同 千葉工業高等学校	六、五四四、八〇〇	三、一七二、四〇〇（うち三十一年度へ繰越額二、七二二、四〇〇）	三、一七二、四〇〇	三、七九七、六〇〇	一、八九八、八〇〇 保有坪数を過少にしているもの	
（七一五）東京都	東京都東京都小石川工業高等学校	四、四三三、七〇〇	二、二一一、三〇〇（うち三十一年度へ繰越額一、五四八、三〇〇）	二、二一一、三〇〇	四、四三三、七〇〇	二、二一一、三〇〇（戦災によるり災坪数を過大にしているもの）	
（七一六）同	同 板橋高等学校	五、七二二、〇〇〇	二、八五六、〇〇〇（うち二十九年度支出済額一、八八四、〇〇〇）	二、八五六、〇〇〇	五、七二二、〇〇〇	二、八五六、〇〇〇 同	
（七一七）同	同 杉並高等学校	四、八〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇（うち二十九年度支出済額一、八八四、〇〇〇三十一年度へ繰越額四、九四二、七〇〇）	二、四〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇 同	
計		二四、七三三、六〇〇	一二、三六一、七〇〇	一二、三七一、九〇〇	一九、九八〇、九〇〇	九、九八五、四〇〇	

(4) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金

県名	事業主体	工事	国庫負担基本額	国庫負担額	国庫負担基本額から除外すべき額	同上に対する国庫負担金相当額	摘要
			円	円	円	円	
（七一八）高知県	香美郡山北村ほか五ケ村学校組合	大忍中学校二十八年度災害復旧	五、〇八八、五〇〇	三、三九二、三〇〇（うち二十八年度支出済額二、四四三、〇〇〇二十九年度不用額九四九、三〇〇）	五、〇八八、五〇〇	三、三九二、三〇〇（危険校舎を災害に便乗して災害による被害があったものとしているもの）	
（七一九）鹿児島〃	肝属郡吾平町	鹿屋農業高等学校吾平分校三十年度災害復旧	二、三六一、九〇〇	一、五七四、五〇〇	三、五八、三〇〇	三八、九〇〇（補助対象外の工事費を実施工事費に含めているもの）	
（七二〇）同	同	吾平中学校三十年度災害復旧	九五六、八〇〇	六四三、八〇〇	三七〇、六〇〇	二四七、一〇〇 同	
（七二一）同	同	吾平小学校三十年度災害復旧	九四七、〇〇〇	六三一、三〇〇	四一八、三〇〇	二七八、九〇〇 同	

県名	事業主体	工事	国庫負担基本額	国庫負担額	国庫負担基本額から除外すべき額	同上に対する国庫負担金相当額	摘要
計			九、三五四、二〇〇円	六、三四一、九〇〇円	六、三三五、七〇〇円	四、一五七、二〇〇円	うち二十八年度支出済額二、四四三、〇〇〇円　二十九年度不用額九四九、三〇〇円

なお、右のほか三十年度で決定を受け全額を三十一年度へ繰り越した戦災公立学校の復旧費補助金で、り災坪数の確認を誤り補助の要がないと認められるのに交付の決定をしたものが三件六、一〇二、二〇〇円ある。

(七二二)
(七二八)　**義務教育費国庫負担金の精算にあたり処置当を得ないもの**

(組織)文部本省　(項)義務教育費国庫負担金

文部省で、義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三号)に基き、都道府県に対し義務教育諸学校の教職員給与費国庫負担金として昭和二十九年度中に六八、六〇三、六六七、三五一円を概算払し、三十年度に精算して一、二三九、六二六、七九七円を追加交付しているものがあるが、この精算額のうち交付箇所において四一%、金額において四四%に当る岩手県ほか一八都府県三〇、九一一、九三二、四七八円を実地に検査した結果、そのすべてにわたり実態の調査不十分等のため精算額が妥当と認められないものがあり、超過交付となるものが岩手県ほか一五都府県で二三、七五二、九三七円、交付不足となるものが山形ほか二県で一六四、五一二円ある。

右は、文部省が国庫負担金の精算にあたり、その基本となる県の実支出額としたもののうち盲ろう学校教職員給与費等が実際の支出額と相違しているものがあり、また、国庫負担の対象額から除外する額の査定に際し国庫負担の対象とすべきでない退職手当、地方公共団体職員の旅費、教育委員会で事務をとっている教職員の給与で控除不足となっているものなどがあるほか、盲ろう学校の義務制教員給与費の算定に際し実際と異なる給与支給延人員をもって誤った計算をしたなどの事例により前記のような結果を生じたものである。このような事態は、結局、国庫負担金確定額を決定するために都府県教育委員会から提出された基礎資料に多くの過誤があり、文部省のこれに対する調査または指導等にも不十分な点があったためと認められる。

いま、前記不当と認められた事項のうち、おもな事例をあげると左のとおりである。

都府県名	国庫負担金交付済額	同上中超過交付となる額	摘要
	円	円	
(七二二)　秋田県	一、一七三、六八五、一四八	五、四五七、六一三	県教育委員会で事務をとっている教職員の給与および地方公共団体職員の旅費を含めるなどしていたもの
(七二三)　千葉〃	一、六九九、五三八、一六三	四、七一四、四二一	県教育委員会で事務をとっている教職員の給与を含めたり、盲ろう学校の義務制教員給与費を実際と異なる給与支給延人員で算定するなどしていたもの
(七二四)　東京都	四、五六一、七八〇、七九一	一、八一一、九二八	盲ろう学校の義務制教員給与費を実際と異なる給与支給延人員で算定するなどしていたもの
(七二五)　石川県	八三一、二七〇、八七九	一、〇〇五、〇〇〇	県教育委員会で事務をとっている教員の給与を含めたり、盲ろう学校の義務制教員給与費を実際と異なる給与支給延人員で算定するなどしていたもの
(七二六)　山梨〃	八二〇、一六六、四六四	一、四三一、〇八七	県教育委員会で事務をとっている教職員の給与を実際より少額にして控除するなどしていたもの

	都府県名	国庫負担金交付済額	同上中超過交付となる額	摘要
（七二七）	京都府	一、四七〇、三八四、二九七円	九、二〇八、六三五円	専任の警備員の日宿直手当を含めていたもの
（七二八）	岡山県	一、二八六、〇八二、七九六	三九四、一五九	県職員の旅費を含めたり、盲ろう学校の義務制教員給与費を実際と異なる義務制教員数で算定するなどしていたもの
	計	一一、八四二、九〇八、五三八	二三、三九二、八四三	

不正行為

（七二九）
（七三〇）

職員の不正行為により国に損害を与えたもの

秋田、金沢両大学で、昭和二十九年九月ごろから三十一年四月までの間に、関係職員により歳入金をほしいままに領得されたものが左のとおり二件二、一三一、二五二円（うち三十一年九月末現在補てんされた額二四四、五〇〇円）ある。

	庁名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額	補てんされた額（三一、九、三〇現在）
（七二九）	秋田大学	学芸学部雇那小屋某	三〇、三から三一、二まで	七一一、八〇〇円	二四四、五〇〇円
		同人が学芸学部事務部総務係に勤務し、分任収入官吏の補助者として授業料等の収納事務に従事中、学生から収納した授業料等を正規の受入手続をとらないで領得したものである。			
（七三〇）	金沢大学	会計課雇西野某	二九、九ごろから三一、四まで	一、四一九、四五二	〇
	計			二、一三一、二五二	二四四、五〇〇

同人が会計課出納係に勤務し、診療料金の徴収、国庫納付等の事務に従事中、国民健康保険組合等から付属病院を経て受領したり、未納金の納入督促のため出張した会計課職員から引継を受けたり、または自ら出張するなどして受領した診療料金を正規の受入手続をとらないで領得したものである。

第六　厚生省

（一般会計）

不当事項

予算経理

（七三一）　経理のびん乱しているもの

（組織）厚生省地方官署　（項）麻薬取締官事務所

関東信越地区麻薬取締官事務所で、昭和三十年四月から三十一年九月までの間に、麻薬取締旅費二、五三五、三七五円、諸謝金三六九、〇〇〇円、庁費等一六一、七〇六円計三、〇六六、〇八一円（うち三十一年度分一、〇九三、五一五円）を正規の手続によらないで別途に経理し、旅費、捜査費、報償費等の経費に二、八九五、四六九円、適正を欠くと認められる経費に一四八、五五一円を使用したもので、残余の二二、〇六一円については使途

UK 7728

不明であった。

なお、三十一年十一月、前記不適正経費および使途不明分を合わせた一七〇、六一二円は全額国に返納された。

補助金

（七三二）
（八一六）

国庫補助金等の経理当を得ないもの

（組織）厚生本省　（項）保健所費補助　ほか八科目

（一）保健所、結核等予防事業に対する国庫補助金の経理当を得ないもの

（七三三）
（七六〇）

保健所法（昭和二十二年法律第百一号）に基く事業その他公衆衛生関係の予防事業に対する国庫補助金について、厚生省は厚生省所管国庫補助金等交付規則（昭和二十九年厚生省令第一号）を定め、これに基き、定められた種目の経費につきそれぞれ算定基準により算定した額（当該事業の実支出額が算定額を下回るときはその実支出額）の合計額から事業に伴う収入額を控除した額を国庫補助基本額として精算することになっているが、本院において三十一年中これが経理の精算状況について北海道ほか三一都府県につきその実地を検査したところ、国庫補助基本額に補助の対象とならない経費を含めたり、事業に伴う収入を過少に算出したり、または算定基準額に誤算があることなどにより、既に提出した精算書では補助不足となっていたものが補助超過となったりまたは補助超過がさらに多くなり国庫補助金の返納を要するものが北海道ほか二三都府県において二〇、七九七、九一五円あり、そのうち一事項二十万円以上のものをあげると左のとおり二九件一九、六四四、四二〇円である。

(1)　保健所費補助金

道県名	補助団体	事業年度	国庫補助基本額	国庫補助金交付済額	国庫補助金本額から控除すべき額	国庫補助金交付済額中返納を要する額	摘要
			円	円	円	円	
（七三二）	北海道	北海道	二九	二六三、五五三、七五八	九〇、三一二、〇九〇	三、九六一、九〇三	補助対象外の人件費、旅費を含めていたもの
（七三三）	〃	青森県	〃	五一、四三四、九九九	一八、一七二、〇一〇	二、二四四、一〇二	同
（七三四）	〃	岩手	〃	六八、六〇四、三四六	二三、五六八、五九一	一、七三〇、八五八	補助対象外の人件費、旅費を含めるなどしていたもの
（七三五）	〃	秋田	〃	六九、七一〇、一五四	二四、二四四、七八九	二、〇〇五、七九三	補助対象外の人件費、旅費を含めていたもの
（七三六）	〃	福島	〃	九六、三六九、八〇〇	三四、九五七、八六一	六三四、三八四	同
（七三七）	〃	茨城	〃	七八、〇四二、六九八	二八、三一七、〇三八	一、一九八、七五八	同
（七三八）	〃	富山	〃	五一、三一三、〇〇九	一七、六六七、五八八	三、二八七、七一二	同
（七三九）	〃	石川	〃	三七、七三五、三七八	一三、一六四、三八九	一、〇一三、三一三	同
（七四〇）	〃	長野	〃	一〇九、四〇五、一七三	三七、八七〇、六二五	二、九五一、四一六	補助対象外の人件費を含めていたもの
（七四一）	〃	岐阜	〃	六二、六六八、八三三	二二、八九九、三八二	二、二六八、六七二	補助対象外の人件費、旅費等を含めていたもの
（七四二）	〃	愛知	〃	一二七、三五、六一〇	四八、一七八、一七五	九三五、三一八	同
（七四三）	〃	鳥取	〃	五一、八三〇、〇四四	一八、二〇三、八一三	一、六四一、一三三	同

(2) 結核予防費補助金

	都道府県名	補助団体	事業年度	本国庫補助基額	交国庫補助金	除本国庫補助基額から交付済額控除	返交付済額納付国庫補助金を要額す	摘要
				円	円	円	円	
（七四四）	大分県	大分県	二九	六、六三五、三五三	三、五三六、三五三	三、一二九、九七七	七四三、七四五	補助対象外の人件費、旅費等を含めて補助いたもの
（七四五）	〃	〃	〃	九、一三〇、六九三	三、三〇四、四七七	一、八七七、三二〇	六三、四〇四	同
（七四六）	〃	〃	〃	七、六〇五、三四三	二、六八〇、六三一	三七七、〇〇三	九、一三六	補助対象外の人件費を含めていたもの
（七四七）	〃	〃	〃	四七、〇〇〇、三四七	二六、五〇、九八	二、四八六、三四六	四六、三〇三	補助対象外の人件費、旅費等を含めて補助いたもの
（七四八）	〃	〃	〃	四七、七一〇、四二六	二六、二三六、〇〇〇	二、〇〇〇、三三三	五九、八四〇	人件費を付増計上していたもの
（七四九）	佐賀県	佐賀県	〃	六七、六五、七七四	三三、三三、〇一八	三、三一二、七七	一、〇三三、七三一	補助対象外の人件費、旅費を含めていたもの
（七五〇）	大分県	大分県	〃	六〇、七九三、四三三	三〇、七八四、三三	二、九三四、四四四	六三、九二六、三六五	同
	計			一、五五、五四、六六九	四七、三四、〇七三	一、五五、四、六六九	四七、三四、〇七三	
（七五一）	東京都	東京都	二九	三〇、〇四四、三三	九、三七、九四五	一、〇〇三、七七	四〇三、九二	交付基準による算定額を誤算していたもの
（七五二）	富山県	富山県	〃	四一、九六〇、五三	一二、六八、三三四	四六〇、六五	三三、三三三	同
	計			七一、〇六、三三	二二、〇四、三三四	一、四六〇、六五	三三、三三三	

(3) 性病予防費補助金

	都道府県名	補助団体	事業年度	本国庫補助基額	交国庫補助金	除本国庫補助基額から交付済額控除	返交付済額納付国庫補助金を要額す	摘要
				円	円	円	円	
（七五三）	秋田県	秋田県	二九	三、六一、六四	九七、〇四一	四六〇、九六一	三六、四三	収入の一部を脱漏して補助対象外の経費を含めたもの
（七五四）	富山〃	富山〃	〃	一、三三、三〇〇	七七、三〇三	五七、九三	三六、六三一	補助対象外の経費を含めていたもの
（七五五）	三重〃	三重〃	〃	二、〇九、八四	八四、五三四	九三、〇九三	五、二六	同
（七五六）	京都府	京都府	〃	八、一三四、四〇	三三、四三六	五五、五四六	二、〇五三、三五	収入の一部を脱漏して補助対象外の経費を含めたもの
（七五七）	高知県	高知県	〃	二、八六、四一〇	八三、三四	四六、三三	三六、〇六	交付基準による算定額を誤算したもの事業収入の一部を脱漏していたもの
（七五八）	同	同	三〇	二、三七、〇三六	九四、三六	四六、三三	三六、三三	同
（七五九）	熊本県	熊本県	二九	三、三、五七、七四	一、三五、二八	四五、七四	一六、三三	補助対象外の経費を含めていたもの
	計			二一、八三、四六	八、三四、三五	一〇、六八、一七四	二、九三四、四六	

(4) 精神衛生費補助金

	県名	補助団体	事業年度	本国庫補助基額	交国庫補助金	除本国庫補助基額から交付済額控除	返交付済額納付国庫補助金を要額す	摘要
				円	円	円	円	
（七六〇）	三重県	三重県	二九	八、三五、八五	四、三五、〇〇	八四九、三五	三五、二六	の支出済額を過大に計上していたもの

このような事態については、二十七年度以降毎年度の検査報告において指摘してきたところであるが、なお

このような事例が見受けられるのは、前記規則が定められ、これを補助条件としているのにこれについての厚

生省の指導および監督が適切を欠き、かつ、精算の審査についても注意が不十分であることによるとともに補助団体においても財政貧困等のため正当交付額以上に国庫補助金を受けようとする傾向があることによるものである。

（二）　結核療養所整備費補助金の経理当を得ないもの

（七六一）　青森県で、地方公共団体である県が昭和二十九年度に施行した結核療養所整備事業に対して国庫補助金八、五七四、七〇〇円を交付しているが、補助対象外の工事費九六六、九三五円を国庫補助基本額に含めたまま精算をしたため四四四、四五三円が超過交付となっている。

右は、同県が県立青森療養所の結核病床一〇〇床等の増設を計画し総事業費一七、二九一、三七八円で申請どおり完成したものとしているが、三十一年七月本院会計実地検査の際の調査によると、右総事業費のうちには申請外の炊事とう七五・五坪の建築費二、八六九、二四二円が含まれており、これは同療養所の結核病床二五〇床（新設分一〇〇床を含む。）および併設の精神病床九五床、伝染病床三二床計三七七床全部の給食を行うための工事であるから、結核病床に対応する本件炊事とう工事費分一、九〇二、三〇七円は補助の対象として認めるとしても、他の九六六、九三五円は補助の対象とすべきものでない。

（三）　簡易水道整備費補助金の経理当を得ないもの

（七六二）　新潟県で、刈羽郡刈羽村が昭和二十九、三十両年度に施行した簡易水道整備事業費六、〇二五、二七〇円につき同村に対し二十九年度国庫補助金一、五〇〇、〇〇〇円を交付しているが、実際に要した工事費を付増しし

たまま精算したためうち六三八、九二〇円が超過交付となっているものがある。

右は、同村が工事施行にあたって財源に窮したため鋳鉄管の一部をエタニット管に、また、管径、管長の一部を変更し、工事を二期に分割して第一期分を一、八五〇、〇〇〇円で同年度中に、また、第二期分を一、五五〇、〇〇〇円で三十年度にいずれも株式会社植木組に請け負わせて施行し、ほかに直営施行分四四、三二〇円を含め計三、四四四、三二〇円の工事費で計画全地域の工事を了していたにもかかわらず、前記六、〇二五、二七〇円を要したものとしていたものである。

（四）　生活保護費負担金の経理当を得ないもの

（七六三）（七八九）　地方公共団体が国庫負担金の交付を受けて行う生活保護事業のうち、とくに医療扶助の面において扶助費支出額は毎年累増の傾向にあり、その原因は医療扶助人員の増加等にもあるが、扶助決定の基礎となる受給世帯の収入認定のうちに適正を欠いているものもあることがその一因と予想されたため、本院において昭和三十年中その適否について調査を行なった結果調査対象千三百余件の医療扶助単給世帯のうち約六割について超過交付の状態が見受けられたので、昭和二十九年度決算検査報告（一二四ページ以下参照）に掲記し注意を喚起したところである。

これに関しては、厚生省において、各都道府県に対し被保護世帯における勤労収入の一斉調査に関する通

ちょうを発するなど対策を講じているが、本院において、三十一年中、北海道および前年検査を実施しなかった青森県ほか三〇府県の七〇七福祉事務所における三十年度分生活保護費負担金を検査の対象とし、その四五%に当る三二二福祉事務所で入院者のうち継続六箇月以上の医療扶助単給世帯の常よう被用者二、〇三九名について個別に調査したところ、なお、収入認定額が過少であったため医療扶助費国庫負担金の超過交付となっているものが前記三二道府県のすべてに見受けられ、その金額は一九、九〇五、〇七五円に上っているが、そのうちおもなものをあげると左のとおり二七件一九、五一七、七二一円である。

	道府県名	調査件数	不適正件数	収入認定差額	超過国庫負担金相当額
				円	円
（七六三）	北海道	一三三	九〇	三、六五〇、八六三	二、二八〇、四一九
（七六四）	青森県	六一	一四	六九九、〇八八	四六九、四〇六
（七六五）	岩手 〃	三八	二二	六七一、九七二	三四八、二〇四
（七六六）	秋田 〃	五三	三四	八八三、四四二	五六九、六〇四
（七六七）	福島 〃	六四	三〇	六七〇、〇〇〇	四四一、〇九五
（七六八）	群馬 〃	八三	五八	一、四〇六、八八三	九二八、〇三六
（七六九）	埼玉 〃	一二八	五九	一、七九三、五八九	一、一九七、六五四
（七七〇）	新潟 〃	五一	二八	九六一、八三〇	五九二、三八四
（七七一）	富山 〃	五四	二八	七二二、八五四	四四六、三三八
（七七二）	長野 〃	六三	三三	九一〇、五一六	五七六、二〇二
（七七三）	岐阜 〃	二八	一六	六一五、八二八	三九三、六三五
（七七四）	愛知 〃	七六	五二	一、四四一、一八三	一、〇〇八、五六五
（七七五）	三重 〃	七三	四二	八五三、二四四	六一四、九三七
（七七六）	京都府	九五	三一	七五三、五二一	五二八、六四九
（七七七）	大阪 〃	二三六	一一四	三、五七四、二七一	二、三五五、九六七
（七七八）	兵庫県	六三	五二	二、二六五、五九一	一、五一四、一六九
（七七九）	奈良 〃	三三	一四	四五五、七五八	三一二、六〇〇
（七八〇）	和歌山 〃	六九	一七	五九六、七六二	四三六、九四四
（七八一）	鳥取 〃	三九	二五	四〇八、七〇一	二七二、二五四
（七八二）	島根 〃	二五	一五	三〇八、三五二	二一七、七三四
（七八三）	岡山 〃	八九	四三	八三七、三七八	六〇五、六七一
（七八四）	山口 〃	七二	三九	一、四一一、一〇四	九一九、〇一二
（七八五）	福岡 〃	一四五	五七	一、七二三、九七九	一、二一一、二五五
（七八六）	佐賀 〃	三六	一二	三六五、八七八	二五二、〇九二
（七八七）	長崎 〃	五三	二〇	四九八、四八九	三六一、四二〇
（七八八）	熊本 〃	五五	二二	六〇九、一五七	三五三、六九七
（七八九）	大分 〃	二八	一六	四〇一、六一三	三〇九、七七八
	計	一、九四三	九九三	二九、四九一、八四六	一九、五一七、七二一

このような事態を生じたのは、収入認定にあたり被保護者の申告、雇主の証明に不実な点があったりまたは保護の実施機関の調査が不十分であったことに基因するものと認められるが、とくに比較的収入の多い医療扶助単給世帯は、生活保護を受けることにより収入額と生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条の規定による最低生活費基準額との差額を一部自己負担額として医療機関に支払わなければならない関係もあって、依然として収入を過少に申告し正当扶助額以上に扶助費を受けようとする傾向があり、他方、保護の

実施機関において、このような事態を発見してもこれを厳重に指摘することが実際上困難な事情にあるとして申告をそのまま容認する傾向も見受けられる。

（七九〇）―（七九六）　（五）　児童保護費負担金の経理当を得ないもの

県または市町村が昭和二十九年度に支弁した金額に対する国庫負担金の交付基準は、厚生省において国庫負担基本額の限度を定め実支弁額がこれを上回る場合は限度額を、また、下回る場合はその実支弁額をそれぞれ国庫負担基本額とし、もし同法第五十六条の規定に基く徴収金がある場合には右限度額または実支弁額から徴収決定済額を控除したものを基本額とし、その十分の八相当額を国庫負担金として交付しているが、児童福祉施設は毎年増加の傾向にあるので、これに伴う国庫負担金も漸次増大するすう勢にかんがみ、その経理の適否につき本院において三十一年中に北海道ほか二九府県および管内二一九市町村の会計実地検査を施行したところ、実支弁額が右の限度額をこえているのにその実支弁額を、また、実支弁額が限度額以下である場合実支弁額を過大に計上したものを国庫負担の基本額としたり、または徴収金を控除する際に徴収決定済額によらなければならないのに収入済額によっていたなどのため、国庫負担金の超過交付となり、または超過交付額がさらに多くなり国庫負担金の返納を要するものが石川県ほか三府県において五、五〇〇、〇八〇円あり、そのうち一事項二十万円以上のものをあげると左のとおり七件五、二二二、二七一円である。

	府県名	事業主体	施設種別	国庫負担基本額	国庫負担金交付済額	国庫負担基本額から控除すべき額	国庫負担金交付済額中返納を要する額	摘要
				円	円	円	円	
（七九〇）	石川県	石川県	養護施設ほか九	六五、二五一、六二六	五二、一二二、七四	八九八、二二	六二九、四四三	国庫負担基本額の算定にあたり、計算を誤ったりまたは徴収金の一部を脱漏していたことによるもの
（七九一）	京都府	京都府	養護施設ほか七	九二、三五一、一四四	七二、三二一、三〇四	三、二六二、〇〇三	九一九、九九〇	実支弁額が限度額以上であるのに実支弁額を基本額としたりまたは徴収金の一部を脱漏していたことによるもの
（七九二）	香川県	香川県	養護施設ほか九	三四、八四三、五二九	二七、五三一、一〇二	三、二六七、〇一〇	二、二六九、八九五	実支弁額を過大に計上したりまたは徴収金の一部を脱漏していたことによるもの
（七九三）	同	観音寺市	保育所	一、四一三、三五九	一、一三〇、六〇七	三九一、五六七	三一三、二五三	実支弁額を付増ししていたことによるもの
（七九四）	同	三木町	同	三、二六三、八八	二、五三五、四六六	五四四、一八七	三八七、七〇五	同
（七九五）	同	林村	同	七七七、六三四	五八二、〇四〇	三九六、四二一	三一七、〇七〇	同
（七九六）	同	安原〃	同	一、三二一、八八七	九七六、〇九二	四八二、九一六	三八四、九一五	補助対象外の経費を含めていたことによるもの
	計			一九七、九三五、四六七	一五六、一六八、七八五	九、二四二、三三六	五、二二二、二七一	

このような事態については、昭和二十九年度決算検査報告においても指摘したところであるが、なお関係当局における書面の審査が形式的であるものもあってその実態を十分調査しなかったことおよび一部補助団体において依然として正当交付額以上に国庫負担金を受けようとする傾向があることによるものと認められる。

（七九七）
（八一六）
（六）　国民健康保険助成交付金の経理当を得ないもの

国民健康保険助成交付金の経理状況につき昭和三十一年中に施行した本院会計実地検査において二十九年度に助成交付金を交付した五、二八一保険者のうち、北海道ほか三〇府県で、その約八％に当る四四五保険者につき調査した結果、交付条件に適合していないのに適合しているとしてなされた申請および交付条件に適合してはいるが算定の基礎となる保険料収納額、一般会計繰入金等が事実と相違していた申請に対し本件交付金を交付し、他方、保険者の精算において超過額がないものとしたり、または超過額を過少に精算していたことにより超過交付となりもしくは超過交付額がさらに多くなっているものが北海道ほか一三府県において一、九七三、〇〇〇円あり、そのうち一事項二十万円以上のものをあげると左のとおり二〇件一〇、一四二、〇〇〇円である。

	道府県名	保険者	助成交付金交付済額	正当交付額	超過交付額	摘要
			円	円	円	
（七九七）	北海道	留萌市	二、九〇六、〇〇〇	〇	二、九〇六、〇〇〇	保険料収納割合が五一％で交付条件に適合しないことによるもの
（七九八）	同	雄武町	一、八六〇、〇〇〇	八四三、〇〇〇	一、〇一七、〇〇〇	保険料調定額、同収納額および一般会計繰入金等が相違していたことによるもの
（七九九）	同	音別村	一、一六四、〇〇〇	九五四、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	同
（八〇〇）	同	白老町	三、二六四、〇〇〇	二、六〇六、〇〇〇	六七八、〇〇〇	一般会計繰入金が相違していたことによるもの
（八〇一）	同	天塩 〃	三、三一〇、〇〇〇	二、七三四、〇〇〇	四七六、〇〇〇	保険料収納額および一般会計繰入金等が相違していたことによるもの
（八〇二）	同	平取（旧平取村） 〃	四、一六四、〇〇〇	三、九四八、〇〇〇	二一六、〇〇〇	一般会計繰入金が相違していたことによるもの
（八〇三）	同	美幌 〃	三、〇三八、〇〇〇	二、七五四、〇〇〇	二八四、〇〇〇	保険料収納額および一般会計繰入金が相違していたことによるもの
（八〇四）	同	芽室 〃	六、三三四、〇〇〇	五、四七七、〇〇〇	七四七、〇〇〇	保険料収納額および一般会計繰入金等が相違していたことによるもの
（八〇五）	岩手県	矢巾（旧徳田村）村	一、五六四、〇〇〇	一、三三一、〇〇〇	二三三、〇〇〇	一般会計繰入金が相違していたことによるもの
（八〇六）	埼玉 〃	狭山（旧堀兼村）市	一、一〇三、〇〇〇	九八一、〇〇〇	一二二、〇〇〇	同
（八〇七）	同	名栗 村	八九九、〇〇〇	六九九、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一般会計繰入金および療養給付費が相違していたことによるもの
（八〇八）	新潟県	潟東（旧大原村） 〃	八八九、〇〇〇	六八三、〇〇〇	二〇六、〇〇〇	一般会計繰入金および保険料調定額、同収納額が相違していたことによるもの
（八〇九）	同	白根（旧茨曾根村）町	一、〇四八、〇〇〇	八〇四、〇〇〇	二四四、〇〇〇	一般会計繰入金が相違していたことによるもの
（八一〇）	富山県	城端 〃	四、一一八、〇〇〇	三、八一九、〇〇〇	二九九、〇〇〇	同
（八一一）	岐阜 〃	那加 〃	一、〇九六、〇〇〇	五九七、〇〇〇	四九九、〇〇〇	保険料を徴収していなかったことによるもの
（八一二）	三重 〃	荻原 村	七〇七、〇〇〇	四二六、〇〇〇	二八一、〇〇〇	一般会計繰入金および療養給付費が相違していたことによるもの
（八一三）	京都府	精華（旧精華村）町	六三三、〇〇〇	三五五、〇〇〇	二七七、〇〇〇	一般会計繰入金が相違していたことによるもの
（八一四）	和歌山県	打田（旧田中村） 〃	一、八六七、〇〇〇	一、六五九、〇〇〇	二〇八、〇〇〇	同

	道府県名	保険者	助成交付金交付済額	正当交付額	超過交付額	摘要
			円	円	円	
（八一五）	香川県	香川町（旧香川国民健康保険組合）	二、七五、〇〇〇	二、五三、〇〇〇	五三、〇〇〇	（一般会計繰入金が相違していたことによるもの
（八一六）	長崎〃	吉井〃	一〇四六、〇〇〇	七二四、〇〇〇	三三二、〇〇〇	（保険料調定額、同収納額および一般会計繰入金が相違していたことによるもの
	計		四三、七〇三、〇〇〇	三三、五七、〇〇〇	一〇、一四三、〇〇〇	

このような事態については、二十八、二十九両年度の検査報告においても指摘したところで、当局の改善への努力はうかがわれるが、なおこのような事例があるのは本件助成交付金の算定の基礎となる一般会計繰入金の範囲についての解釈が保険者に徹底していなかった向もあるとともに交付方式が複雑である関係もあり、また、保険者において正当交付額以上に交付を受けようとする傾向も依然として跡を絶たないことと相まって、不当事項が繰り返されているものと認められる。

（厚生保険特別会計）

昭和三十年度における健康勘定の損益計算書によると、利益の部、保険料収入等四百七十三億五千六百余万円で、差引五億七千四百余万円の損失となっているが、この損益計算には一般会計繰入金十億円および土地建物等評価差益七億四千九百余万円を利益として計上しているので、これを控除して計算すると同年度損失は二十三億二千三百余万円となり、前年度の四十億千八百余万円の損失に比べやや減少している。

このように損失の減少したのは、収入面において、三十年六月から保険料率の引上げを行なったこと、前年度に比べ被保険者数および標準報酬月額がそれぞれ約一・二%および四・六%増加したことなどにより保険料収入が五十四億二千七百余万円（一三・八%）増加したのに対し、支出面において診療報酬請求明細書の審査を強化して不正な請求を排除したり、被保険者の受診率の上昇が鈍化したなどにより保険給付費の増加が前年度の増加額百二十四億四千二百余万円に比べ三十七億八千五百余万円（八・八%）の増加にとどまったことによる。

しかしながら、貸借対照表における未収金三十八億八千余万円のうちには二十八年度以前の分が十四億九千百余万円含まれており、これは不納欠損のおそれがあると認められるもので、これを考慮すれば欠損額はさらに増大するので留意を要するところである。

しかして、本院においては、このような現状にかんがみ、赤字発生原因の一端が保険料徴収事務の執行面において努力が十分でなかったことにあると思料し、保険料算定の基礎となる標準報酬月額の実態をは握する方針のもとに厚生年金保険事業をもあわせて検査を実施した結果、定時決定時における標準報酬月額が過少であったり、改定すべき標準報酬月額がそのままとなっていたり、被保険者の資格取得届が提出されていなかったり、強制適用事業所で適用漏れとなっているものがあったなどのため保険料の徴収不足となっているものについて、こ

れを是正させたものが一億六千六百余万円に達している。

このような事態を生じたのは、主として事業主において、届出義務を怠ったり、届出に不実な点があったことなどによるものであるが、一方、実施機関側においても事業主についての調査および指導監督が十分でなかったことによるものと認められる。

また、保険料の収納が適切に行われないため収納未済額は三十年度分十五億三千九百余万円あり、前年度に比べ改善の跡はうかがわれるが、既往年度分の収納未済額とともにその収納についてなお一層の努力が望ましい。

是正させた事項

保険

（八一七）（九二二）　**健康保険および厚生年金保険保険料の徴収不足を是正させたもの**

（健康勘定）（款）保険料収入（項）保険料収入
（年金勘定）（款）保険料収入（項）保険料収入

政府管掌健康保険および厚生年金保険事業の保険料算定の基礎となる標準報酬月額決定の実態につき、北海道ほか三八都府県において二八保険課および七八社会保険出張所管内の二二一、五七一事業所のうち四、九七三事業所について個別に調査した結果、保険料の徴収不足をきたしているものが右都道府県のすべてに見受けられ、これを徴収決定させたものが、二、三二七事業所で健康保険保険料において一一七、三八二、四八七円、厚生年金保険保険料において三九、一〇五、二四九円計一六六、四八七、七三六円あり、これを右の保険課または社会保険出張所ごとに集計すると左のとおりである。

庁名（所在都道府県名）	徴収不足 健康保険保険料	徴収不足 厚生年金保険保険料	徴収不足 計	納付義務者数
（八一七）札幌社会保険出張所（北海道）	六一九、九二五円	一五五、八八〇円	七七五、八〇五円	二三
（八一八）函館　〃（同）	一、五七九、九七〇	五六〇、七五〇	二、一四〇、七二〇	三五
（八一九）旭川　〃（同）	一九〇、二七五	六六、二一〇	二五六、四八五	一四
（八二〇）釧路　〃（同）	一、六〇五、九八五	一八八、三五〇	一、七九四、三三五	一一
（八二一）岩見沢　〃（同）	六八、〇一〇	二九、四六〇	九七、四七〇	五
（八二二）室蘭　〃（同）	一、七二五、八八五	二七三、八八〇	一、九九九、七六五	一二
（八二三）小樽　〃（同）	一〇三、六〇〇	二一、八八〇	一二五、四八〇	一三
（八二四）青森県民生労働部保険課	二、四五二、七八〇	九五四、二三〇	三、四〇七、〇一〇	二八
（八二五）岩手県厚生部保険課	三、〇三八、一〇〇	一、〇七九、〇九〇	四、〇五五、一九〇	一〇三
（八二六）秋田県厚生部保険課	一、七七八、〇八〇	一、三六二、六三〇	三、一四〇、七一〇	四四
（八二七）福島県厚生部保険課	一、四四三、二〇五	五八〇、七〇五	二、〇二三、九一〇	三九
（八二八）平社会保険出張所（福島県）	三三七、四九五	一七七、九六五	五一五、四六〇	一四
（八二九）茨城県民生労働部保険課	二、三八九、四五五	七八六、六八五	三、一七六、一四〇	二七
（八三〇）群馬県社会部保険課	一、一三四、九二五	四〇五、〇〇〇	一、五三九、九二五	二〇
（八三一）桐生社会保険出張所（群馬県）	五八七、八〇〇	二三二、五〇〇	八二〇、三〇〇	一五
（八三二）埼玉県民生労働部保険課	三七三、一七〇	三七〇、七四〇	七四三、九一〇	二五
（八三三）熊谷社会保険出張所（埼玉県）	二〇三、五九五	八二、三八〇	二八五、九七五	一四

	庁名（所在都道府県名）	徴収不足 健康保険保険料 円	徴収不足 厚生年金保険保険料 円	徴収不足 計 円	納付義務者数
（八三四）	麹町社会保険出張所（東京都）	二、四九四、三六〇	三、一六七、八七〇	五、六六一、二三〇	二七
（八三五）	神田　〃　（同）	六八一、四三五	八五七、〇二五	一、五三八、四六〇	一三
（八三六）	港　〃　（同）	一、一五九、七四〇	一、三一七、二七〇	二、四七六、〇一〇	一三
（八三七）	日本橋　〃　（同）	一、七五五、〇一五	二、一八九、三四〇	三、九四四、〇五五	二四
（八三八）	京橋　〃　（同）	二、〇三六、五九〇	二、五五三、三三五	四、六〇九、八九〇	一九
（八三九）	上野　〃　（同）	一、一一五、一六五	一、四三五、三五五	二、五五六、〇二〇	一四
（八四〇）	足立　〃　（同）	五四二、二九〇	七二八、〇二〇	一、二七〇、三一〇	一三
（八四一）	江東　〃　（同）	三、一二八、八三五	三、八九三、七五五	七、〇二二、五九〇	三二
（八四二）	墨田　〃　（同）	一、三六六、三八五	一、七六六、六六五	三、四三三、五五〇	四〇
（八四三）	板橋　〃　（同）	一、三四六、七一〇	一、六七四、〇九五	三、〇二一、七八〇	三〇
（八四四）	池袋　〃　（同）	二八六、七七〇	三六六、七八〇	八五三、三五〇	八
（八四五）	新宿　〃　（同）	四七九、二七〇	六八四、四四〇	一、二〇五、一七〇	一二
（八四六）	渋谷　〃　（同）	一、四五九、三八五	一、八七八、五六五	四一九、一八〇	四二
（八四七）	品川　〃　（同）	八九二、一九五	一、〇八七、〇四五	一、九四五、八五〇	九
（八四八）	大田　〃　（同）	一、八五二、七五〇	二、三〇五、三六〇	四五二、六一〇	二四
（八四九）	立川　〃　（同）	五〇二、七五五	六四五、一九五	一四二、四四〇	一二
（八五〇）	横浜中　〃　（神奈川県）（同）	四七一、六六〇	五七三、四五〇	一、四七〇、一七〇	一八
（八五一）	横浜南　〃　（同）	六一〇、一三〇	七三四、九四〇	一、〇七九、〇八〇	一五
（八五二）	鶴見　〃　（同）	三〇〇、二二五	三五八、三五五	五八、一三〇	一三
（八五三）	川崎　〃　（同）	一、一九五、九五〇	一、三九七、六四〇	二〇一、六九〇	一八
（八五四）	平塚　〃　（同）	九五三、〇四〇	一、一五九、六一〇	二〇六、五七〇	二六
（八五五）	新潟　〃　（新潟県）	四、一九六、六六〇	五、五〇六、一三〇	一、三〇九、四七〇	二六
（八五六）	長岡　〃　（同）	三八七、一五〇	一四八、二四〇	五三五、三九〇	一三
（八五七）	高田　〃　（同）	七四六、九八五	二九四、六七〇	一、〇四一、六五五	二一
（八五八）	富山県厚生部保険課	一、九一四、四九〇	五六六、九七〇	二、四八一、四六〇	二七
（八五九）	石川県厚生部保険課	一、二五三、八五〇	五一一、〇二〇	一、七六四、八七〇	一九
（八六〇）	山梨県厚生労働部保険課	五七九、六九九	二三四、三四二	八一四、〇四一	二九
（八六一）	長野県社会部保険課	一、一六八、四一五	四〇五、二〇〇	一、五七三、六一五	二五
（八六二）	岡谷社会保険出張所（長野県）	三二六、五〇〇	一二五、九二〇	四五二、四二〇	一六
（八六三）	岐阜県民生部保険課	二一四、八七五	七〇、七七〇	二八五、六四五	一一
（八六四）	多治見社会保険出張所（岐阜県）	六一、九一五	二九、六七〇	九一、五八五	一
（八六五）	静岡　〃　（静岡〃）	八三四、五一〇	二〇七、二二五	一、〇四一、七三五	一八
（八六六）	沼津　〃　（同）	一、五〇一、三六五	四九二、四八〇	一、九九三、八四五	二六
（八六七）	浜松　〃　（同）	七五二、七〇五	二六一、五七〇	一、〇一四、二七五	一五
（八六八）	中村　〃　（愛知県）	一二一、五五〇	三一、〇五〇	一五二、六〇〇	八
（八六九）	熱田　〃　（同）	二〇八、八二五	六七、〇五〇	二七五、八七五	一〇
（八七〇）	一宮　〃　（同）	一三六、二一五	五三、〇四〇	一八九、二五五	八
（八七一）	岡崎　〃　（同）	二五一、六二五	八一、四五〇	三三三、〇七五	八
（八七二）	豊橋　〃　（同）	一五七、一二五	四二、九九〇	二〇〇、一一五	一六
（八七三）	鶴舞　〃　（同）	一三七、三九五	三三、一二〇	一七〇、五一五	六
（八七四）	大曾根　〃　（同）	二一八、五一〇	六三、一五〇	二八一、六六〇	七
（八七五）	笠寺　〃　（同）	四二九、三二〇	一二一、九七五	五五一、二九五	一三
（八七六）	三重県民生労働部保険課	一二四、一八五	五〇、四九〇	一七四、六七五	八
（八七七）	四日市社会保険出張所（三重県）	四六二、四二〇	一五二、七九〇	六一五、二一〇	二五
（八七八）	滋賀県厚生労働部保険課	三六九、九〇〇	一二二、四九〇	四九二、三九〇	一〇
（八七九）	上京社会保険出張所（京都府）	九〇九、九三〇	三〇六、六六〇	一、二一六、五九〇	三〇

	庁名（所在都道府県名）	徴収不足 健康保険保険料 円	徴収不足 厚生年金保険保険料 円	徴収不足 計 円	納付義務者数
（八八〇）	中京社会保険出張所（京都府）	四六一、三五五	一九二、五二〇	六五三、八七五	一一
（八八一）	下京　〃　（同）	七六六、五六〇	三三六、四三〇	一、一〇二、九九〇	一五
（八八二）	大手前　〃　（大阪府）	三八七、五四〇	九七、五三〇	四八五、〇七〇	一六
（八八三）	今里　〃　（同）	九三一、一〇五	三五二、四一〇	一、二八三、五一五	二四
（八八四）	天満　〃　（同）	八二〇、四七〇	一六九、六九〇	九九〇、一六〇	二七
（八八五）	淀川　〃　（同）	五二二、三〇〇	一八四、六一〇	七〇六、九一〇	一六
（八八六）	福島　〃　（同）	六七三、三三〇	一五二、〇一〇	八二五、三四〇	一七
（八八七）	堀江　〃　（同）	一、四六五、三六五	四四一、九一〇	一、九〇七、二七五	二二
（八八八）	天王寺　〃　（同）	一、〇二一、九五〇	二九九、二一〇	一、三二一、一六〇	三一
（八八九）	難波　〃　（同）	三五五、六一〇	一三〇、七一〇	四八六、三二〇	五
（八九〇）	城東　〃　（同）	七四五、四四〇	二一八、一七〇	九六三、六一〇	二六
（八九一）	三宮　〃　（兵庫県）	二、七二四、五七五	七〇〇、八〇〇	三、四二五、三七五	一七
（八九二）	須磨　〃　（同）	三、二一四、九〇〇	八八五、二一六〇	四、一〇〇、一六〇	二〇
（八九三）	尼崎　〃　（同）	四、二六〇、九二五	七三〇、九七〇	四、九九一、八九五	一一
（八九四）	姫路　〃　（同）	三、三七三、二三五	九〇二、〇〇〇	四、二七五、二三五	二三
（八九五）	明石　〃　（同）	五九九、九二〇	一九〇、七八〇	七九〇、七〇〇	一一
（八九六）	奈良県厚生労働部保険課	一、〇三三、四七五	三八〇、三三〇	一、四一三、七九五	二九
（八九七）	和歌山県民生部保険課	二、三四六、九九〇	八六八、二一〇	三、二一五、二〇〇	五一
（八九八）	鳥取県民生労働部保険課	一、二三三、二六五	四〇三、七六〇	一、六二七、〇二五	二八
（八九九）	島根県厚生部保険課	一、三七四、四六八	五三九、五八二	一、九一四、〇五〇	三〇
（九〇〇）	岡山県民生労働部保険課	一、五二七、四四〇	四九三、〇一〇	二、〇二〇、四五〇	三七
（九〇一）	倉敷社会保険出張所（岡山県）	二、三三〇、三七〇	八〇六、八五〇	三、一三七、二二〇	三六
（九〇二）	広島　〃　（広島〃）	一、五六八、三六五	四三五、三〇〇	二、〇〇三、六六五	三三
（九〇三）	福山　〃　（同）	一、七六七、五九五	四五〇、七二〇	二、二一八、三一五	二三
（九〇四）	呉　〃　（同）	二一〇、二〇五	七五、二七〇	二八五、四七五	八
（九〇五）	山口県労働民生部保険課	一、二九二、六七五	四四三、五八〇	一、七三六、二五五	四二
（九〇六）	下関社会保険出張所（山口県）	四、〇四四、〇〇五	一、二五〇	五、三九四、六三〇	五二
（九〇七）	徳山　〃　（同）	二、四六四、八一〇	七七七、四八〇	三、二四二、二九〇	四四
（九〇八）	徳島県厚生労働部保険課	一、六九八、七七五	七四七、一五〇	二、四四五、九二五	三五
（九〇九）	香川県民生労働部保険課	一、六〇〇、一九〇	五八六、六八〇	二、一八六、八七〇	三八
（九一〇）	愛媛県民生部保険課	八〇五、三四〇	二九八、一七〇	一、一〇三、五一〇	二〇
（九一一）	今治社会保険出張所（愛媛県）	二八七、六六〇	一二八、二四〇	四一五、九〇〇	一〇
（九一二）	高知県厚生労働部保険課	二、五九二、五九五	九三四、一七〇	三、五二六、七六五	五二
（九一三）	博多社会保険出張所（福岡県）	四七〇、三一五	一四〇、四〇〇	一、〇七〇、六六五	一四
（九一四）	直方　〃　（同）	三二九、九一五	二八〇、〇〇〇	四三二、三三五	一二
（九一五）	小倉　〃　（同）	七九〇、六六五	八四、七五〇	三五四、七八〇	七
（九一六）	八幡　〃　（同）	二八六、八九〇	六七、八九〇	四七、〇四〇	七
（九一七）	久留米　〃　（同）	一七八、四四〇	五八九、二九〇	三、二四九、六四五	二九
（九一八）	佐賀県厚生部保険課	二、六六〇、三五五	一、七一〇、八三〇	八、一三四、五六五	一八
（九一九）	長崎県民生労働部保険課	六、四二三、七三五	一六八、五一〇	九七〇、九二〇	一〇
（九二〇）	佐世保社会保険出張所（長崎県）	八〇二、四一〇	六四二、九六〇	二、八三九、六八〇	三九
（九二一）	熊本県民生労働部保険課	二、一九六、七二〇	四七五、八六〇	一、六一九、八〇〇	二七
（九二二）	大分県厚生部保険課	一、一四三、九四〇	三九、一〇五、二四九	一六六、四八七、七三六	二、三二七
	計	一二七、三八二、四八七			

（船員保険特別会計）

昭和三十年度損益の状況は、保険料収入等利益四十三億三千三百余万円、保険給付費等損失三十三億千七百余万円で、差引十億千六百余万円の利益（土地建物評価差益七千百余万円を除く。）となっている。

しかしながら、本特別会計は、健康、年金、労働者災害補償、失業の各社会保険を総合してこれを一括経理し、各保険に相当した勘定区分を付していないが、損益計算上明らかな健康および労働者災害補償保険部門の給付と保険料に積算された当該部門の保険料率から計算した保険料収入とを比較すると二億千三百余万円の損失となる。

このように健康および労働者災害補償保険部門が欠損となっているおもな原因は、受診率の上昇等保険給付費の増大にもよるが、厚生省において保険料算定の基礎となる標準報酬月額の算定方法につき具体的方針を明示しなかったこともあって、地方行政庁においては、漁船船員の標準報酬を単に船主団体との協議により実際より低く決定している実情であり、また、汽船船員についても報酬の範囲についての取扱が実際に即しない傾向があり、保険料の徴収不足をきたしていることによる。

また、保険料の収納率は九〇・七％（既往年度分を含み八六・三％）で、他の社会保険に比べ著しく低率であり、未収金五億九千八百余万円のうちの既往年度分二億三千四百余万円には不納欠損のおそれがあるもの一億二千八百余万円を含んでいる。

なお、前記のように保険料の徴収不足および収納率不良のため健康および労働者災害補償保険部門において資金の不足をきたし、年金部門の積立金とすべき一億七千七百余万円をこれに充当している状況である。

（国立病院特別会計）

不当事項

予算経理

（九二三）　経理のびん乱しているもの

（款）病院収入　（項）料金収入

国立鯖江病院で、診療料金の一部を病院運営上必要な経費に充てることとして、昭和二十七年七月から三十年八月までの間に、患者から納入された診療料金の一部を歳入に納付しないで五五八、〇九二円の資金を保有し、うち五一八、二九七円を医師用住宅の借上料、会議費等に使用したものがあり、残額三九、七九五円は現金で保有していたが三十一年六月歳入に納付された。

なお、右に関連し右金額のほか九四七、三一三円を別項（**九二四**）記載のとおり関係職員により領得されたものがある。

（一般会計）
（厚生保険特別会計）
（国立病院特別会計）

不当事項

不正行為

（九二四）
（九二七）

職員の不正行為により国に損害を与えたもの

国立鯖江病院ほか三箇所で、昭和二十六年七月から三十一年四月までの間に、関係職員により収入金、前渡資金をほしいままに領得されたものが左のとおり四件六、八六五、一三三円（うち三十一年九月末現在補てんされた額九〇三、七四七円）ある。

庁名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額	補てんされた額（三一、九、三〇現在）
		年　月	円	円
（九二四）国立鯖江病院	庶務課厚生事務官相馬某	二六、七から三〇、八まで	九四七、三一三	四一、〇〇〇

同人が庶務課医事主任として勤務中、窓口収納係から領取した入院患者の診療費を収入官吏に引き継がないで領得したものである。

（九二五）国立中津療養所	庶務課雇杉本某	三〇、三から三一、四まで	七八二、一〇三	二四、二三三

同人が庶務課歳入係として勤務中、入院患者の診療費を収入官吏に引き継がないで領得したものである。

（九二六）高知県厚生労働部保険課	分任収入官吏地方事務官井上某	三〇、一一から三一、四まで	八七八、七四〇	九、五〇〇

同人が分任収入官吏として保険課に勤務中、事業主から領取した健康保険保険料および厚生年金保険保険料を国庫に払い込まないで領得したものである。

（九二七）熱田社会保険出張所	徴収課出納員雇丸岡某ほか四名	二九、四から三〇、四まで	四、二五六、九七七	八二九、〇一四

丸岡雇が出納員として徴収課に勤務中、事業主から領収した健康保険保険料等を収入官吏に引き継がないで領得したり、給付課雇鬼頭某が単独でまたは丸岡雇らと共謀のうえ架空の脱退手当金請求書を作成し、これにより所長を欺いて支給決定させ脱退手当金を領得したものである。

計	六、八六五、一三三	九〇三、七四七

第七　農林省

（一般会計）

昭和三十年度歳出決算額は九百六十二億二千九百余万円で、そのうち国が直轄または都道府県に委託して施行する土地改良、開拓、干拓等の事業および機械の整備等に使用したものは百四十二億六百余万円であり、また、地方公共団体等の施行する事業に対する国庫補助一四七費目五百二十六億八千五百余万円のうち土地改良、地盤変動対策、林道開設、漁港修築および災害復旧等公共事業関係は四九費目三百五十二億七千余万円となっている。

（直轄工事について）

各農地事務局の施行した直轄工事については、農業水利、開拓、干拓等の工事を施行する八二事業所のうち五三事業所の会計実地検査を施行したところ、工事の出来高については著しく改善されたと認められるが、なお、請負工事費の積算にあたり現地の調査が十分でなかったり、機械の修理費やしゅんせつの送砂距離を過大に見込んだなどのため積算過大となっているものや、現場に適しない機械や性能が悪く使用に耐えない機械を現場に搬入するなど不経済な結果をきたしているものがある。

（代行工事について）

国営土地改良事業の一部を都道府県に施行させている代行工事については、開墾、干拓等の全国における工事現場一、二一七箇所のうち四〇〇箇所（うち北海道の分については三一ページ参照）を実地に検査したところ、開拓者の営農に支障がないのに既存の県道または市町村道等を拡幅したり、付近に利用することができる既存道路があるのにさらに新路線を開設したり、土地改良の補助事業で施行するのが適当と認められる既存の畑地の開田を代行工事として施行したり、耕作に不適な高冷地を開拓しようとして多額の経費を投入しているなどその計画当を得ないと認められるものが多数見受けられたほか、工事の施行が粗漏で手直しを要するもの、出来高が不足しているものまたは設計の過大なものも多数に上っている。

（公共事業に対する国庫補助の経理について）

地方公共団体および農業協同組合等が施行した土地改良、地盤変動対策、林道開設、漁港修築および災害復旧等各種補助工事の不当事項については、既に昭和二十六年度以降の検査報告において連年にわたり多数指摘してきたところであるが、三十一年中、全国の工事現場五二、一一三箇所のうち八%に相当する四、二〇〇箇所を実地に検査したところ、相当改善の跡が認められるが、なお不当な事例が少なくなく、国庫補助を除外すべき額一工事十万円以上のものだけでも一、〇三二工事三億三千百余万円に上り、しかもその大部分はいずれも事業主体が正当な自己負担をしていないものであって、そのうちには国庫補助以下で工事を施行しているものさえ多数見受けられた。

しかして、公共事業関係補助工事の不当事項については、工事完成後においてはその是正が困難な場合が多く、むしろ工事完成前に査定の内容を検査し、早期に注意してその是正を促すことが効果的であると認め、三十年発生災害について早期検査を実施するとともに二十八、二十九年発生災害の復旧工事未着手の地区等についてもあわせてこれを実施することとし、査定額がとくに多額な北海道ほか一〇県を選び五千九百余箇所工事費査定額三十七億六千八百余万円について検査した。その結果は、なお二重査定、災害便乗、設計過大等の事例が多数見受けられたので注意したところ、二千七百余箇所の工事につき工事費において六億千三百余万円を減額是正することとなった。

（昭和二十八、二十九両年度の検査報告掲記事項の事後処理状況について）

昭和二十九年度決算検査報告で指摘した不当工事のうち、国庫補助を除外すべき額一工事二十万円以上のものは七二〇件であるが、このうち当局において国庫補助を返還または減額することとしたものは三〇七件、この処理に代えて手直しまたは補強することとしたものは三〇七件、一部を返還または減額し、一部を手直しまたは補強することとしたものは一〇六件である。

右のうち国庫補助を返還または減額することとしたもの四一三件については、三十一年九月末現在三二一件が処理済となっている。また、昭和二十八年度決算検査報告に掲記したもののうち国庫補助を返還することとしたもので三十年九月末現在収納にいたっていなかった一三四件のうち三十一年九月末現在まだ収納にいたっていないものが四四件ある。

また、手直しまたは補強することとしたもののうち、秋田県ほか一八府県内の昭和二十九年度決算検査報告掲記の分二八三箇所、昭和二十八年度決算検査報告掲記の分三二〇箇所につきその施行状況を三十一年二月から八月までの間に現地について検査したところ、二十九年度分については、工事が完成していたものは一五三箇所にすぎず、五九箇所は工事中であり、七一箇所は未着工であったが、工事中の五九箇所のうちには、検査のあることを知り急きょ着工し、工事現場に資材を準備した程度にすぎないものまたは出来高が二〇％にもみたないものが見受けられた。また、二十八年度分については、秋田県ほか一二府県内において実地検査当時なお未着工のものが二二箇所、工事中のものが一九箇所であって、工事中のもののうちには前年度の事後処理検査当時の出来高に比べほとんど工事が進ちょくしていないものもあった状況である。

つぎに、手直し工事等が完成したもの四三二箇所および工事中のもの七八箇所計五一〇箇所について検査した結果は、大部分のものは設計どおりに工事を施行し、その効果があがっているものと認められたが、なお、手直しまたは補強の効果が十分あがっていないものが五八箇所（うち二十八年度分三六箇所）見受けられた。

しかして、検査当時工事中または未着工となっていた二十八年度分四一箇所、二十九年度分一三〇箇所のうち、三十一年九月末現在工事を完成した旨の報告のあったものは二十八年度分八箇所、二十九年度分六三箇所となっている。

（公共事業関係以外の国庫補助の経理について）

公共事業関係以外の国庫補助については、昭和三十年に引き続き主として末端の事業施行者に交付される農村振興、農産物増産助成、農作物病虫害防除等の継続的補助金および二十九年に発生した風水害等の災害対策費補助金七二費目七十三億八千百余万円ならびに三十年度国庫補助のうち農村振興総合施設整備費補助金ほか二六費目四十九億三千三百余万円を選び四百余の市町村と各種組合を実地に検査したが、その結果は一部改善の跡の認められたものもあるが、なお補助金を市町村等が使用しないで保有していたり、補助の目的外に使用していたり、事業主体が正当な自己負担をしないで事業を実施したため事業量が不足していたものなどの事例が少なくなく、これら国庫補助の経理当を得ないと認められるものが検査の結果判明したものだけでも八百余件一億千六百余万円に上っている。

（災害融資金に対する国庫利子補給金の交付について）

風水害、冷害等の天災により損害を受けた農林漁業者に対し、その施設の復旧その他生産力の回復のため低利で融通される災害融資金に関しては、昭和三十年に引き続き八八七金融機関の融資総額七十八億千余万円について実地に検査したところ、金融機関において当該資金を貸し付けないで事業資金等に使用していたり、災害に関係のない旧債権の回収等に充てているなどの事例が多く、融資金の貸付または使用が当を得ず、これに対する国庫利子補給の必要がなかったと認められるものが検査の結果判明したものだけでも五三三金融機関で融資総額

十二億二千六百余万円これに対する国庫利子補給済額七千四百余万円に上っている。

不当事項

工事（九二八）―（一〇〇一）

（九二八）
（九三一）

直轄工事費の積算が過大となっているもの

（組織）農林本省　（項）土地改良事業費　ほか一科目

仙台ほか二農地事務局で施行した農業水利および干拓事業のうち、工事費の積算にあたり採石山の表土はぎ取りに要する経費、機械の修理費、しゅんせつの送砂距離等を過大に見積ったものが左のとおり四件八、九九六、九五五円ある。

庁名	工事請負人	工事名	着工年月 完成年月	工事費設計過大額
（九二八）仙台農地事務局	豊沢川農業水利事業原石山表土剝取	鹿島建設株式会社	三〇、一一 三一、三	九五二、四三一円

採石山の表土二八、七九四立米をはぎ取り捨土するもので、うち上層部の土砂一一、六七一立米は水圧で排除したものを河床においてブルドーザーで整地し、下層部の土砂九、〇三九立米は人力で、最下層部の風化岩八、〇八三立米は火薬で掘さくし、いずれもパワーショベル、ダンプトラック等で約百五十メートル運搬捨土したこととしているが、右採石山は二割程度の急傾斜で、水圧により排除した土砂のうち半量程度の五、八三五立米はそのまま豊沢川に流入したため整地を要せず、また、人力掘さくしたこととしている土砂のうち三、六〇〇立米は水圧で排除することができ、

	庁名	工事請負人	着工年月 完成年月	工事費設計過大額 円	円
		風化岩のうち一、六〇〇立米は掘さくを要しなかったなどのため約九十五万円が高価に当っている。			
（九二九）	金沢農地事務局	邑知潟干拓建設事業鹿島路締切堤塘	二九、一〇 三一、三	三〇、七八七、〇〇〇 （うち二十九年度分 一五、二五〇、〇〇〇）	八二〇、六四七
		堤とう延長五七〇メートルの盛土三六、九五〇立米は全土量のつき固めを施行するものとしてつき固め経費二、一五六、〇三二円を積算しているが、現地は常時たん水していて地盤も軟弱なため、うち二一〇、〇八九立米のつき固めは不可能であり、現に、請負人も運搬した山土を投入しただけであるから、右土量のつき固めを積算する要はなかったもので約八十二万円が高価に当っている。			
（九三〇）	岡山〃	芦田川農業水利事業堰堤コンクリート	二八、六六三、九一八	四、一二二、三六三	
		コンクリート一〇、五四三立米の打設および骨材二一、六七三トンの採取に使用するバッチャープラント、クラッシングプラント等はいずれも請負人に無償貸与し、その修理費は定期整備を含めコンクリートの練混ぜ、運搬等に立米当り一六〇円、骨材採取にトン当り一一〇円から二四七円を見込み五、八八九、〇九〇円を積算しているが、右機械類の定期整備はすべて同局で施行することになっているものであるから、工事中の修理費としては他の重機械類と同様定期整備費を除いた一、七六六、七二七円を見込めば足り、現に、請負人が要した修理費は一、四〇三、二二七円にすぎない状況で、約四百十二万円が高価に当っている。			
（九三一）	同	児島湾干拓建設事業埋立および貯水池堤塘	三〇、一二 三一、三	二二、三五四、〇〇〇	三、一〇〇、五一四
		埋立二六八、六七〇立米は五〇〇馬力のしゅんせつ船を無償貸与し立米当り五七円三四総額一五、四〇五、五三七円と積算しているが、右単価は、当初二八八、六〇〇立米を埋め立てることとし、うち四四、四〇〇立米は二、五二〇メートルを二段送砂し、二四四、二〇〇立米は一二〇メートルを一段送砂する場合の平均であって、本件工事はその後の設計変更により二段送砂の分を取りやめ、二六八、六七〇立米をすべて一二〇メートル一段送砂することとしたものであるから、設計変更にあたっては当然一段送砂の単価で算出すべきであり、これにより計算すれば本件工事費は			
	計			八、九九六、九五五 （うち二十九年度分 一五、二五〇、〇〇〇）	

（九三二）（一〇〇一）　代行工事の施行にあたり処置当を得ないもの

（昭和二十九年度）（組織）農林本省（項）開拓事業費　ほか三科目
（組織）農林本省（項）開拓事業費　ほか一科目

農林省で、事業費の全額を国が負担して開墾、干拓等国営土地改良事業の一部を都道府県に実施させている代行工事については、本院において、昭和三十一年中、前年に引き続きこれら代行工事施行地区中北海道を除く八六二箇所（北海道の分については三一ページ参照）のうち、前年に実地検査を施行した府県を主とし宮城県ほか二五府県につきその三四・六％に相当する二九九箇所を検査したところ、補助工事として施行するのが適当と認められるものを代行工事としているもの、開拓計画が当を得ないため不経済となっているものがあり、また、工事の内容についてみると、工事の施行が粗漏で手直しを要するものや、工事の出来高が不足しているのに設計どおり完成したものとして請負代金の全額を支払っているものがあり、工事費の積算においても現地の調査が不十分で積算が過大となっているものなどが多く、不当金額一工事十万円以上のものを集計すると一〇〇工事一三五、三九九、七六七円に上っている。

この種不当工事については、昭和二十九年度決算検査報告において多数指摘したところであるが、本年の検

査においても、耕作に適せず入植者がほとんどいない高冷の山林地を開墾しようとして多額の経費を投入しているものや、代行工事の前身である緊急開拓事業当時においてさえ四割の地元負担を要するものとしていた既存の畑地を開田する事実上のかんがい排水補助事業を全額国庫負担の代行工事に含めているものや、既存の県道または市町村道等を利用して営農上支障がないのにことさら拡幅したり、一部路線の付替えを行うなど明らかに市町村道等の改修工事と認められるもの、または付近に利用可能な道路があるのにさらにこれと近接して道路を開設しているものなどが多く見受けられたほか、既成の老朽した干拓地の補修だけを施行しているものや、わずか十一町余の小規模な干拓に三千三百余万円の多額を投じ、しかもその工法および施行が当を得なかったため海面と等水位にたん水して作付不能となっているもの、または代行工事の対象とはならないのに部落共有の耕地を学校敷地とした代替としてわずか開畑一町三反、開田三反を代行地区の一部とし、かつ、農道橋の災害復旧等を二百余万円で施行しているものがあるなど事業計画当を得ないと認められるものが少なくない。

しかして、検査の結果明らかになった不当工事のうち、不当金額一工事二十万円以上のものを事項別にあげると別表第四のとおり七〇件一三一、四三二、四四一円であるが、このように多数の不当事項が発生する原因としては、農林省当局の現地調査と設計内容の検討が十分でなかったことならびに支出庁である各農地事務局が現場監督および検収をほとんど行うことなく都府県の請求により工事費と代行料を支払うにとどまり、また、工事を施行する都府県においても、工事の監督、検査等を十分に行なっていないことなどによるものと認められる。

いま、前記不当事項のうち代表的な事例をあげると次のとおりである（各項末尾の（　）内の数字は別表第四に掲記した番号を示す。）。

(1)　東京農地事務局で、神奈川県に施行させている大楠山線開拓道路工事は、二十七年度から総事業費八、〇四〇、〇〇〇円をもって大楠山の周辺に散在する補助および非補助開拓地三地区九四町四反のために道路延長一、五五〇メートルを施行することとして三十年度までに一、一八三メートルを五、九〇〇、〇〇〇円で施行したものであるが、右道路の路線は大楠山東側の谷間を通っているため、右のうち七〇町五反からはこれに連絡することが不可能で、わずかに一地区の一団地二三町九反だけが利用することができるにすぎないものである。

しかして、この団地には二級国道横須賀大磯線に至る幅員五メートル程度の市道が通じており、また、他の地区にもそれぞれ右国道に至る幅員三メートル程度の市道が通じているので開拓者はこれらを利用して営農に支障がないものであるから、ことさら本件道路を代行工事として施行する要は認められない。

なお、本件道路は前記国道の旧大楠町付近を起点とし、三浦半島を横断して横須賀市街に向っているものであるが、代行工事として施行予定の終点からは別途横須賀市の都市計画による道路が予定されている状況である。（**代行工事として施行することが適当でないもの**）（**九三二**）

(2)　熊本農地事務局で、長崎県に施行させている島原線開拓道路延長四九、七三一メートルのうち、二十九年度に一、五四二、二七五円をもって施行した二、四八八メートルは、二級国道島原諫早線から唐比に至る既設の町道を幅員六メートルに拡張したものであるが、右町道は幅員四・五メートル程度の良好なものであり、また、三十年度以降に二、八四九、六五一円をもって施行する一、七一五メートルは既設の道路にほぼ並行して道路を新設するものであるが、右既設道路は幅員四メートル程度の良好なもので、開拓者はこれを利用して営農に支障がないものであるから、代行工事としてこれを施行する要は認められない。（**代行工事として施行することが適当でないもの**）（**九四〇**）

(3)　京都農地事務局で、滋賀県に施行させた信楽地区開墾建設工事のうち、二十八年災害復旧ほか一工事は、二十七年度から二十九年度までの間に二、一一七、〇〇〇円をもって橋りょう一箇所の復旧および排水路延長七二メートルの新設等を施行したもので、二十九年度に一、三七三、〇〇〇円で復旧した橋りょうは幅員三メートルのP・Sコンクリート構造で施行したものであるが、原形は地元が農道橋として架設したものであるから、代行災害復旧工事として施行したことは当を得ない。

なお、右橋りょうを利用する江田工区は入植一戸、開畑一町三反、開田三反の小団地で、その入植者は従来耕作していた部落共有地を学校敷地として信楽町に使用させた代替として右工区の割当を受けた特殊事情のものであり、しかも、二百余万円の多額をわずか一町六反にすぎない小団地に投入することは不経済に失するものと認められる。（**代行工事として施行することが適当でないもの**）（**九三五**）

(4)　熊本農地事務局で、熊本県に施行させている鞍岳線開拓道路工事のうち、二十九年度に一、二九六、二一〇円をもって熊本県開拓事業農業協同組合連合会に請け負わせた延長一、七一〇メートルは、切取五、七八一立米、盛土三、八三〇立米を施行するもので、切取のうち転石は一、〇二一立米を施行したこととしているが、実際は三〇六立米を施行すれば足り、二一三、八三九円が設計過大となっている。

しかして、同連合会は工事費から一八一、四七一円を差し引き残額一、一一四、七四九円を現場責任者永田某に交付しているが、同人は工事を九八二、五五三円で施行している。

なお、本開拓道路は総事業費四一、六五二、〇〇〇円をもって道路延長二二、五五九メートルを施行するもので、三十年度までに施行した一六、〇七六メートルのうち一一、八一三メートルおよび三十一年度以降施行予定の五、四八二メートルその工事費三五、六六一、〇三一円は尾ヶ石地区と既設県道とを結ぶものであるが、尾ヶ石地区は阿蘇外輪山鞍岳の東北方斜面に位置する標高九〇〇メートル以上に及ぶ高冷の地で、土質も酸性土壌であるなど開墾適地である未墾地とは認められない。現に開墾面積四三一町、入植一二一戸の計画に対し一〇一戸が入植したが、その大部分が離農し八年を経た現在わずかに五戸が薪炭の生産等により生計を立てているにすぎず、開墾はほとんど行われていない状況で、本地区を開拓地として選定したことは当を得たものとは認められないばかりでなく、さらに、このような地区と県道とを結ぶ道路を代行工事とし

て施行するのは当を得ない。（**設計過大**）（**九九四**）

(5)　金沢農地事務局で、石川県に施行させている木郎地区開墾建設工事のうち、二十九年度に一、二八五、〇〇〇円をもって株式会社丸仁組に請け負わせた干拓堤とうほか一工事は、河川堤延長五二〇メートルの張石七三六平米、盛土一、〇一二立米および潮受堤延長四四メートルのコンクリート波返し一四立米等を施行したものであるが、右干拓地は堤とう、遊水路、排水機場等の工事を二十八年度までに一応完了したにもかかわらず、漏水に対する考慮が不十分であり、かつ、工事の施行も粗雑であったため海水の浸透が著しく海面と等水位にたん水しており、これが耕地としての利用は全く不可能な状況となっているものであるから、これに張石および波返しの一部を施行したとしてもその効果を期待することができないものであるのに、漫然と既定計画どおりの工事をそのまま施行しているのは当を得たものとは認められない。また、右工事のうち、張石は控二三センチメートルから二七センチメートルの割石を使用し、波返しコンクリートは一・三・六の配合で施行したこととしているが、実際は割石は控一〇センチメートル程度のものを使用し、波返しコンクリートは粗悪なもので施行しているため一三四、三二五円が出来高不足となっている。

なお、本地区は当初五〇町の干拓を予定していたところ、地形の関係で一一町程度以上の干拓が不可能であることが判明したのに地元の要請をいれ干拓地と直接関係のない開畑三〇町をあわせ二十二年緊急開拓事業として採択されたものを、そのまま総事業費三〇、二三二、七四九円の代行工事としたものであるが、右のうち、開畑三〇町に必要な建設工事としてはわずか一三一、〇〇〇円の道路を施行したにすぎないものであり、本地区は事実上一一町四反の干拓を目的としているもので、このような小団地の干拓を代行工事の対象としているのは当を得ないばかりでなく、その後二十五、二十八両年に災害を受けこれを三、七〇八、〇〇〇円で代行災害復旧工事として施行しており、結局、開田わずか十一町余にすぎないものに三千三百余万円の多額を投入することとなり著しく不経済な結果をきたしている。（**出来高不足、その他**）（**九六六**）

(6)　熊本農地事務局で、熊本県に施行させた一町田地区干拓建設工事のうち、二十九、三十両年度に一〇、八〇四、六〇〇円（うち二十九年度分六、〇二四、六〇〇円）をもって共栄建設株式会社ほか三名に請け負わせた干拓堤とう補強工事は、堤とう延長一、五八三メートルを施行するもので、盛土一一、一五四立米のうち八、五八七立米は水中掘さくにより立米当り三九七円から四〇五円で施行したこととしているが、実際は水替えを行い掘さくすることができたため二九二円で足り、水替費等六七一、六七九円を見込んでも五九二、四五〇円が設計過大となっている。また、から積石垣二、三三五平米は石積の施行が粗雑で築石の間に空げきが多いなど二四五、三三一円が出来高不足となっている。

なお、本地区は二十二年緊急開拓事業として主留、二浦両工区の新規干拓八一町六反と明治の初期に干拓され水田として利用されてきた久留工区六〇町二反等の改修を総事業費八三、二〇〇、〇〇〇円をもって着手したところ、昭和二十三年五月代行工事に切り替えられたものであるが、二十六年にいたり未施行となっ

ていた主留、二浦両工区は反当単価が高価となる事由でこれを中止し、本件久留工区だけを大規模に改修することに計画を変更し、三十年度までに七七、一三七、五二一円をもって潮受堤のかさ上げおよび腹付、用水路、排水ひ門等の改修を施行したもので、このように既成の干拓地を補修するにすぎないものを全額国庫負担の代行工事として施行していることは当を得ない。（**設計過大、出来高不足**）（**九九〇**）

(7)　岡山農地事務局で、島根県に施行させている江島地区干拓建設工事のうち、三十年度に六八五、〇〇〇円（ほかに支給材料六六七、五九〇円）をもって丸和建設株式会社に請け負わせた堤とう工事は、堤とう延長三六〇メートルの護岸を施行するもので、練積石垣四一四平米は胴込コンクリート平米当り〇・二一立米総量八六立米を施行したこととしているが、実際は築石の間に多量のぐり石をそう入しこれを配合の悪いコンクリートで被覆したにすぎないなど工事の施行が粗漏で七七六、二七五円に相当する工事がその目的を達していない。（**粗漏工事**）（**九七五**）

(8)　金沢農地事務局で、富山県に施行させている武農地区開墾建設工事のうち、二十七年度から三十年度までの間に一三、五三四、〇〇〇円をもって平村開拓農業協同組合に請け負わせた水路工事は、延長五、一四一メートルを施行するもので、うち二、四五六メートルの三面張コンクリートは一・三・六の配合で側壁上幅一〇センチメートルまたは一二センチメートル、下幅一〇センチメートルまたは一八センチメートル、底厚一〇センチメートルまたは一二センチメートル総量六〇二立米を施行したこととしているが、実際は粗悪なコンクリートで側壁は上幅だけを設計どおり施行し、下幅は一〇センチメートルまたは一二センチメートル、底厚八センチメートル総量四四〇立米を施行したにすぎず、また、延長二、六八五メートルのうち七三九メートルは一・三・六の配合で七三立米を施行したこととしているが、実際は配合の悪いコンクリートに一部玉石を混入したもので六七立米を施行したにすぎないなど三、二二〇、四二四円が出来高不足となっている。

なお、同組合は右のうち九、六八〇、〇〇〇円で請け負った工事を東礪波郡中村某ほか四名に七、二八二、四七四円で下請けさせ、残額二、三九七、五二六円はうち二、〇七五、〇〇〇円を設計外の工事費に充て三二二、五二六円を保有していた。（**出来高不足**）（**九六五**）

物　件

（一〇〇二）　機械の管理当を得ないもの

（組織）農林本省　（項）農業施設災害復旧事業費

京都農地事務局で、昭和三十年一月および五月、紀の川災害復旧事業に使用するため九七九、八三七円でクラムシェル二台を運搬のうえ修理を行なっているが、事前の調査が不十分で機械が現地に適しなかったなどのため全く使用することなく七月および三十一年三月一六九、三三〇円で他へ転送し合計一、一四九、一六七円が不経済となっている。

右機械のうち一台は、三十年一月株式会社中村組に八三六、六六二円で同農地事務局野洲川農業水利事業所から運搬のうえ修理を行わせたものであるが、本機械は、走行装置にタイヤを使用しているので接地圧力が大きく、とくに地盤の良好な箇所でなければ使用することができないのに、高水敷等で地盤支持力が大きくない前記事業の現場に搬入したため車輪が没して全くか働することができない状況となり、かつ、既に各部が衰損して実用に適しないため、七月七九、〇〇〇円で中部近畿地方農業機械管理所へ転送している。

また、他の一台は、三十年五月、日本通運株式会社に一四三、一七五円で岡山農地事務局から運搬させたものであるが、性能不良で故障が続出し全くか働することなく、三十一年三月九〇、三三〇円をもって中部近畿地方農業機械管理所へ転送し、結局、不用品として処分することとしている。

補助金（一〇〇三）―（一七一〇）

（一〇〇三）（一五二五）　公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの

（組織）農林本省　（項）農業施設災害復旧事業費　ほか七科目
（組織）林野庁　（項）山林施設災害復旧事業費　ほか三科目
（組織）水産庁　（項）漁港施設災害復旧事業費　ほか二科目

地方公共団体および農業協同組合等が施行した土地改良、地盤変動対策、林道開設、漁港修築および災害復旧等の工事に対する国庫補助金または国庫負担金（以下「国庫補助金」という。）は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）等の根拠法規に基いて各事業主体に交付されるものであるが、本院において、昭和三十一年中、その経理および工事施行の状況について、全国の工事現場五二、一一三箇所のうち青森県ほか三五都府県につきその八%に相当する四、二〇〇箇所を実地に検査したところ、関係当局の指導監督の強化および事業主体の自覚等により、漸次改善の跡が認められ、都府県のしゅん功検査の結果二万余の工事について約八億円相当の手直しおよび減額等の処置を講じている状況で、不当事項は前年度に比べ相当減少したが、なお、設計に対し工事の出来高が不足しているもの、設計が過大なもの、工事の施行が粗漏で補助の目的を達していないもの、災害復旧とは認められない改良工事を施行しているものなどがあり、国庫補助金を除外すべきことの判明したものが、青森県ほか三五都府県において、除外すべき額一工事十万円以上のものをあげると一、〇三二工事三三一、八三七、一七一円あり、これを事項別に分類して示すと次表（折込）のとおりである。

しかして、従来検査報告において指摘したと同様正当な自己負担をしていないものが、右一、〇三二工事のうち八〇・六%に相当する八三二工事二七三、八九三、二一九円あり、そのうちには国庫補助金相当額を下回る金額で工事を施行し国庫補助金に剰余を生じたこととなっているものも見受けられる状況である。

検査の結果明らかとなった不当事項のうち国庫補助金を除外すべき額一工事二十万円以上のもの五二三件二五九、八一五、三九三円を農業施設、山林施設および漁港施設に分類してあげると別表第五のとおりであるが、

このように多数発見される不当工事の発生原因は既に毎年度の検査報告に掲記したとおりで、そのおもな原因は監督、検収の不十分と事業主体の負担回避とにあるものと認められるからその防止について一層の努力の要がある。なお、本院においては事後検査にあわせて二十八、二十九および三十年発生災害に対し従来と同様早期検査を行なったところ、二重査定、災害便乗、設計過大等の事態となっているものが多数発見され、農林省において本院の注意により是正したものが別項記載（一五四ページ以下参照）のとおり工事費において六億円をこえる状況である。

（一）　農業施設

（一〇〇三）
（一四六六）　農業施設について地方公共団体、農業協同組合および土地改良区等が施行する土地改良、地盤変動対策、災害復旧工事等に対する本院の実地検査は、全国都道府県の工事現場四四、一二一箇所のうち青森県ほか三五都府県の七・七％に相当する三、四二六箇所その工事費一〇、〇一一、一五〇、三八〇円（国庫補助金六、二一二、一〇〇、九三六円）について実施したが、その結果は、前年度同様水路、堤とう、農道等の石垣工事における面積、胴込量、裏込量が設計に比べ不足していたり、頭首工工事におけるコンクリートの配合比もしくは打設量または農地復旧工事における排土量、客土量もしくはその運搬距離が設計と相違していたり、あるいは石材、コンクリート用骨材の採取場所が設計に比べて近距離となっているものがあったほか、工事の手抜きが大きく完成後間もないのに崩壊していて補助の目的を達していないものなどがあったため、国庫補助金を除外すべき額一

類別 / 都府県名	
岡山	〃
山口	〃
徳島	〃
香川	〃
福岡	〃
長崎	〃
熊本	〃
大分	〃
宮崎	〃
鹿児島	〃
合計	

四百五十余万円（うち実施の際設計変更予定のもの一一工事五百七十余万円）国庫負担金相当額千九百十余万円を減額是正することとなった。

県名	年災	建設省査定額 工事数	建設省査定額 金額	同上のうち本院において実地検査したもの 工事数	同上のうち本院において実地検査したもの 金額	減額された工事費 二重査定 工事数	二重査定 金額	改良工事その他 工事数	改良工事その他 金額	設計過大 工事数	設計過大 金額	計 工事数	計 金額
北海道	二八	四八五	六〇七、八五六千円	一七七	二三〇、三二〇千円					三	九一五千円	三	九一五千円
	二九	三三五	五二三、五八九	一二五	二六八、二九九					三	七一九	三	七一九
	三〇	二、二五七	三、四三三、九一五	六七七	一、六四二、九三八					一〇	二、四一一	一〇	二、四一一
	計	三、〇七七	四、五六五、三六〇	九七九	二、一四一、五五七					一六	四、〇四五	一六	四、〇四五
岩手県	二八	二九	三九、一一六	二八	二八、九九三			七	八七三			七	八七三
	二九	二二	一三、三〇一	二二	一三、三〇一								
	三〇	三六二	五九一、七八〇	一六二	四一六、三七九			七	一、〇四六	二	三〇二	九	一、三四八
	計	四一三	六四四、一九七	二一二	四五八、六七三			一四	一、九一九	二	三〇二	一六	二、二二一
秋田〃	二八	九七	一三七、一六九	四七	八三、三四三			二	二、〇四一	三	一、一二四	五	三、一六五
	二九	三二	六五、八五六	一三	二三、八〇七			二	二、五九一			二	二、五九一
	三〇	八七一	九七一、一九〇	四六二	五一九、五二一			一〇	一、五四二	四	一、一四一	一四	二、六八三
	計	一、〇〇〇	一、一七四、二一五	五二二	六二六、六七一			一四	六、一七四	七	二、二六五	二一	八、四三九
山形〃	二八	二八六	三〇〇、一八〇	九三	一〇九、二二八			五	一、〇四一			五	一、〇四一
	二九	五八	四六、五八一	三一	三一、九二一			一	二四四			一	二四四
	三〇	四五四	六六九、九五四	二五四	三七九、三六九	一	四七八	二	七九六	九	一、四三七	一二	二、七一一
	計	七九八	一、〇一六、七一五	三七八	五二〇、五一八	一	四七八	八	二、〇八一	九	一、四三七	一八	三、九九六
広島〃	二八	六七六	三七九、七一一	一一六	一一三、三二二	二	一、六〇六					二	一、六〇六
	二九	七一一	四三五、七七三	三七五	二六八、五四〇	一	五一四					一	五一四
	三〇	四三三	三九〇、五四四	三八〇	三八一、六六四			六	七九六			六	七九六
	計	一、八二〇	一、二〇六、〇二八	八七一	七六三、五二六	三	二、一二〇	六	七九六			九	二、九一六
山口〃	二八	一、一四六	七五四、一四七	三六	三六、二八〇			五	二、九一六			五	二、九一六
	二九	二、二〇七	一、二二一、三五五	八三七	七八七、〇七六			一	二五五			一	二五五
	三〇	九九八	一、三五八、七四二	八一九	一、二三八、一三五	一	一九〇	一一	一、九九〇	五	一、三六九	一七	三、五四九
	計	四、三五一	三、三三四、二四四	一、六九二	二、〇六一、四九一	一	一九〇	一七	五、一六一	五	一、三六九	二三	六、七二〇
高知〃	二八	一〇	五、二五四	一〇	五、二五四			一	一〇六			一	一〇六
	二九	二二	一六、二一八	二二	一六、二一八								
	三〇	七一四	五一二、一八二	六四九	四〇八、四一三			一三	一、八八三	七	二、八一四	二〇	四、六九七
	計	七四六	五三三、六五四	六八一	四二九、八八五			一四	一、九八九	七	二、八一四	二一	四、八〇三
福岡〃	二八	二、〇八〇	一、六九三、六九五	二三	一八、八九五	一	一、五三二					一	一、五三二
	二九	九九八	四八九、六三一	三〇五	二九五、五一八	一	一七七	一五	五、二七九	三	五一〇	一九	五、九六六
	三〇	八八一	三四一、二〇一	七四四	三一六、七一〇			八	六八三	六	五一六	一四	一、一九九
	計	三、九五九	二、五二四、五二七	一、〇七二	六三一、一二三	二	一、七〇九	二三	五、九六二	九	一、〇二六	三四	八、六九七
宮崎〃	二八	二二二	一二九、五八二	五四	六八、〇五一			三	六九一			三	六九一
	二九	七八〇	九八五、〇〇八	一二六	一〇三、四〇九			四	三七九	三	一、〇五六	七	一、四三五
	三〇	四三三	三六二、二七一	三九三	三四〇、八六八			七	六〇四	六	九四八	一三	一、五五二
	計	一、四三五	一、四七六、八六一	五七三	五一二、三二八			一四	一、六七四	九	二、〇〇四	二三	三、六七八
鹿児島〃	二八	一六〇	一三三、五八二	四四	六一、三三八								
	二九	二八五	二二三、三九一	一九	二五、九四三								
	三〇	五八二	三六〇、一五七	四八八	三二四、七九七			六	六八六	三	一、二三九	九	一、九二五
	計	一、〇二七	七一七、一三〇	五五一	四一二、〇七八			六	六八六	三	一、二三九	九	一、九二五
合計	二八	五、一九一	四、一八〇、二九二	六二八	七五五、〇二四	三	三、一三八	二三	七、六六八	六	二、〇三九	三二	一二、八四五
	二九	五、四五〇	四、〇二〇、七〇三	一、八七五	一、八三四、〇三二	二	六九一	二三	八、七四八	九	二、二八五	三四	一一、七二四
	三〇	七、九八五	八、九九一、九三六	五、〇二八	五、九六八、七九四	二	六六八	七〇	一〇、〇二六	五二	一二、一七七	一二四	二二、八七一
	計	一八、六二六	一七、一九二、九三一	七、五三一	八、五五七、八五〇	七	四、四九七	一一六	二六、四四二	六七	一六、五〇一	一九〇	四七、四四〇

なお、占のほか査定の時と状況が変化したりまたは査定と関係なく別途に工事を施行済のため災害復旧工事

工事十万円以上のものが検査済工事数の二七・二%に相当する九三三箇所に上りその額二九四、一八八、七九六円に達した。しかも、そのうちには、事業主体において工事費の経理に関し事実に合致しない書類を作成して正当な自己負担を免かれていることの判明したものが、右のうち八三・八%に相当する七八二箇所二五二、一六二、七四六円の多額に上っており、ことに、補助率が高率であった二十八年発生災害復旧についても一、一五九箇所を検査したところ、なお正当な自己負担をしないで工事を施行していたものが二三・二%に相当する二六九箇所一一三、九四八、八六七円になっている状況である。

いま、農業施設関係の不当工事のうち国庫補助金を除外すべき額一工事二十万円以上のものをあげると別表第五(一)のとおり四六四件二二八、一五三、六五七円になっており、その代表的な事例は次のとおりである(各項末尾の( )内の数字は別表第五(一)に掲記した番号を示す。)。

(1) 群馬県邑楽郡板倉町(旧海老瀬村)邑楽土地改良区が八五〇、〇〇〇円(国庫補助金五五二、四〇〇円)で施行した丸谷橋梁二十九年災害復旧は、二十九年九月の災害により被災した橋りょう二〇メートルを復旧したこととしているものであるが、実際は老朽していた木橋を災害に名をかり鉄筋コンクリート橋に架け換えたものである。(**改良工事その他補助の対象としてはならないもの**)(一〇七八)

(2) 新潟県中魚沼郡津南町(旧外丸村)外丸村南部土地改良区が六、八〇〇、〇〇〇円(国庫補助金二、七二〇、〇〇〇円)で施行した樽田溜池土地改良は、ため池一箇所を新設するものであるが、堤とうのはがね土のつき

固めが著しく不良なため漏水している状況である。なお、工事は六、二八三、〇〇〇円で施行されていて、事業主体はその負担したとしている四、〇八〇、〇〇〇円のうち五一七、〇〇〇円を負担していない。（**粗漏工事、事業主体負担不足**）（**一一〇〇**）

(3)　愛知県西尾市（旧平坂町）平坂土地改良区が五、六二五、〇〇〇円（国庫補助金五、〇六二、五〇〇円）で施行した奥田水路二十八年災害復旧は、水路六〇〇メートルを三面張コンクリートで復旧するものであるが、敷ぐり石を設計の四分の一、底張コンクリートを二分の一程度で施行したにすぎないため工事費は国庫補助金を下回る三、四五〇、〇〇〇円にすぎず、事業主体はその負担したとしている五六二、五〇〇円を全く負担していないばかりでなく一、六一二、五〇〇円の剰余を生ずることとなっている。

また、同土地改良区が工事費五、六〇〇、〇〇〇円（国庫補助金五、〇四〇、〇〇〇円）で施行した東奥田堤塘二十八年災害復旧においても石積の築石の控が不足しているなどのため工事費は国庫補助金を下回る四、四五〇、〇〇〇円で施行されている。（**出来高不足、事業主体負担不足**）（**一一六二、一一六三**）

(4)　京都府綴喜郡田原村が一〇、三六〇、〇〇〇円（国庫補助金九、三二四、〇〇〇円）で施行した平の谷溜池二十八年災害復旧は、堤とう三三メートルを復旧するもので、余水吐七〇メートルの三面張コンクリートは底厚五〇センチメートルで配合比一・三・六のコンクリート四六三立米を施行したこととしているが、実際は岩ずりを使用した粗悪なコンクリートで底厚二〇センチメートル程度のものを施行したにすぎないため工事は国庫補助金を下回る八、四五〇、〇〇〇円で施行されていて、事業主体はその負担したとしている一、〇三六、〇〇〇円を全く負担していないばかりでなく八七四、〇〇〇円の剰余を生ずることとなっている。（**出来高不足、事業主体負体不足**）（**一二五〇**）

(5)　大阪府富田林市大伴農業協同組合が三、六二〇、〇〇〇円（国庫補助金三、二五八、〇〇〇円）で施行した北大伴梶頭首工二十八年災害復旧は、井ぜき四七メートルを復旧するもので、えん体は玉石コンクリート二九五立米で施行したこととしているが、実際は玉石二〇五立米を中詰とし、これを配合の粗悪なコンクリートで厚さ一〇センチメートル程度被覆したにすぎず、工事の施行が著しく粗漏で、災害復旧の目的を達していない。なお、工事は国庫補助金相当額三、一五八、〇〇〇円で施行されていて、事業主体はその負担している三六二、〇〇〇円を全く負担していない。

右のほか、同組合および喜志、彼方両農業協同組合が施行した水路、井ぜき、ため池等の二十八、二十九年災害復旧七工事一三、二八三、〇〇〇円（国庫補助金一一、七八九、七〇〇円）においても正当な自己負担をせず国庫補助金相当額一一、七八九、七〇〇円で施行し、工事の出来高が不足していたなどのため減額を要する国庫補助金が総額一、五八〇、四五〇円に上っている。

なお、同市においては、従来正当な自己負担をしないで工事を施行していたため、とくに厳重注意したところであるが、その後施行した工事においても依然として右のような事態を繰り返している。（**粗漏工事、出**

来高不足、設計過大、事業主体負担不足）（一二五五―一二五七）

(6) 兵庫県高砂市（旧荒井村、伊保村）が二二、八三五、〇〇〇円（国庫補助金一一、四一七、五〇〇円）で施行した地盤変動対策事業は、農地一三一町七反の塩害を防止するため、潮止堤とう二八七メートル、ひ門一箇所および排水路四六九メートルを施行したものであるが、右工事のうち、排水路工事費五、八〇六、〇〇〇円（国庫補助金二、九〇三、〇〇〇円）は別途に同市が廃川廃堤敷地を市庁舎等の建設用地として埋め立てたため必要となったもので農地の地盤変動対策事業としては認められない。**（改良工事その他補助の対象としてはならないもの）（一二六六）**

(7) 和歌山県有田郡岩倉村が二、一二二、〇〇〇円（国庫補助金一、九〇〇、八〇〇円）で施行した九鬼の登溜池二十八年災害復旧は、土砂留えん堤二八メートル等を施行するもので、えん体はぐり石三一三立米を中詰とし、これを玉石コンクリート上幅三〇センチメートル、下幅一メートルで被覆し、また、水たたきは厚さ七〇センチメートルで施行したこととしているが、実際は粗悪なコンクリートでえん体は上幅三〇センチメートル、下幅二〇センチメートル、水たたきは厚さ一五センチメートル程度で施行したにすぎず、既に水たたきの一部が崩壊している状況で工事の施行が著しく粗漏となっている。**（粗漏工事）（一二八九）**

(8) 福岡県三井郡大橋村が五二、二三五、〇〇〇円（国庫補助金四七、〇一一、五〇〇円）で施行した大橋農地二十八年災害復旧は、農地一四一町七反を復旧するもので、排土一六五、八五三立米を施行したこととしているが、実際は一二四、一八五立米を施行しただけで足り、工事は国庫補助金を下回る三九、九三三、〇〇〇円で施行されていて、事業主体はその負担としている五、二二三、五〇〇円を全く負担していないばかりでなく七、〇七八、五〇〇円の剰余を生ずることとなっている。**（設計過大、事業主体負担不足）（一三九五）**

（一四六七）（一五〇三）

(二) 山林施設

山林施設について、地方公共団体および森林組合が施行する林道の開設および災害復旧ならびに崩壊地復旧の治山工事に対する本院の実地検査は、全国都道府県の工事現場六、一〇八箇所のうち八・八%に相当する五五〇箇所その工事費一、六一四、三二九、二〇九円（国庫補助金九二一、〇二五、五三一円）について実施したが、その結果は、林道工事において、硬岩、軟岩、土砂の切盛土量、石垣の面積、胴込量、裏込量が設計に比べて不足していたり、岩石等の切盛土量を必要以上に過大に見込んでいたり、治山のえん堤工事においてコンクリートの配合比またはその打設量が設計と相違しているなどのため、国庫補助金を除外すべき額一工事十万円以上のものが検査済工事数の一二・五%に相当する六九箇所に上り、その額二二、六七三、一一四円に達した。しかも、事業主体において工事費の経理に関し事実に合致しない書類を作成して正当な自己負担を免かれていることの判明したものが、右のうち五五%に相当する三八箇所一五、六三五、六〇五円になっている状況である。

いま、山林施設関係の不当工事のうち、国庫補助金を除外すべき額一工事二十万円以上のものをあげると別表第五（一二）のとおり三七件一七、八〇三、二八五円になっており、その代表的な事例は次のとおりである

（各項末尾の（　）内の数字は別表第五（二）に掲記した番号を示す。）

(1)　京都府北桑田郡弓削村弓削森林組合が四一、五六四、〇〇〇円（国庫補助金二二、五四〇、四〇〇円）で施行した奥地開発林道八丁線開設は、林道三、一八〇メートルを新設するもので、硬岩切取三四、五八二立米を施行したこととしているが、実際はうち九、八四四立米は軟岩であったため工事は三六、九二四、五一〇円で施行されていて、事業主体はその負担したとしている一四、八六七、二〇〇円のうち四、六三九、四九〇円を負担していない。（**設計過大、事業主体負担不足**）（**一四七九**）

(2)　鳥取県岩美郡岩美町が九、五八二、〇〇〇円（国庫補助金五、二二一、〇〇〇円）で施行した奥地開発林道鳥越線開設は、林道三、二一二メートルを新設するもので、練積石垣二、四五二平米は胴込コンクリート平米当り〇・一立米程度総量二六九立米を施行したこととしているが、実際は目地ぬりで施行したにすぎないため工事は八、〇九一、六五一円で施行されていて、事業主体はその負担したとしている三、四〇二、八〇〇円のうち一、四九〇、三四九円を負担していない。（**出来高不足、事業主体負担不足**）（**一四九〇**）

(3)　島根県邑智郡桜江町（旧桜江村）が二、七七〇、〇〇〇円（国庫補助金八三一、〇〇〇円）で施行した一般林道鹿賀谷線開設は、林道九六八メートルを新設するもので、硬岩切取一、九四二立米を施行したこととしているが、実際は一、五二七立米を施行すれば足り、また、路側および橋台石垣七九三平米の築石は七〇〇メートル運搬したこととしているが、実際は現場付近で採取することができたため工事は一、六九五、〇〇〇円で施行されていて、事業主体はその負担したとしている一、三八五、〇〇〇円のうち一、〇七五、〇〇〇円を負担していない。（**設計過大、事業主体負担不足**）（**一四九五**）

(三)　漁港施設

（一五〇四）（一五二五）

漁港施設について、地方公共団体および漁業協同組合が施行する災害復旧、漁港修築工事等に対する本院の実地検査は、北海道ほか三八都府県の工事現場一、七八四箇所のうち一二二四箇所その工事費七四五、三一一、〇五一円（国庫補助金四九〇、〇九七、八九七円）について実施したが、その結果は、防波堤の張石、中詰石、捨石の規格もしくは施行量または船揚場もしくは護岸のコンクリート打設量がそれぞれ設計に比べて不足していたり、在石の使用量を過少に見込んでいたり、石積の面積、石材の単価を過大に見積っていたり、またはその施行が粗漏で補助の目的を達していないものなどがあったため、国庫補助金を除外すべき額一工事十万円以上のものが検査済工事数の一三、三%に相当する三〇箇所に上り、その額一四、九七五、二六一円に達した。しかも、事業主体において工事費の経理に関し事実に合致しない書類を作成して正当な自己負担を免かれていることの判明したものが、右のうち三六・六%に相当する一一箇所六、〇九四、八六八円になっている。

いま、漁港施設関係の不当工事のうち、国庫補助金を除外すべき額一工事二十万円以上のものをあげると別表第五（三）のとおり二二件一三、八五八、四五一円になっており、その代表的な事例は次のとおりである

（各項末尾の（　）内の数字は別表（第五（二））に掲記した番号を示す。）。

(1)　千葉県安房郡和田町真浦南三原漁業協同組合が三、八一〇、〇〇〇円（国庫補助金二、四八三、〇〇〇円）で施行した真浦漁港二十六年災害復旧は、防波堤六五メートルを復旧するもので、堤体はぐり石コンクリート八四〇立米で施行したこととしているが、実際はうち五七四立米はぐり石四一九立米を中詰とし、これをコンクリートで厚さ二〇センチメートル程度被覆したにすぎないため工事は二、八九八、〇〇〇円で施行されていて、事業主体はその負担したとしている一、一四六、〇〇〇円のうち九二二、〇〇〇円を負担していない。（**出来高不足、事業主体負担不足**）（**一五〇七**）

(2)　長崎県北松浦郡生月町が三、四六二、〇〇〇円（国庫負担金二、三〇八、八〇〇円）で施行した御崎漁港二十六年災害復旧は、防波堤七五メートルを復旧するもので、うち四〇メートルの堤体の張石は五二〇平米を施行したこととしているが、実際は三五三平米を施行すれば足り、また、中詰ぐり石一、六八三立米のうち半量は新石を使用したこととしているが、実際は全量を在石で施行することができたため工事費は国庫負担金を下回る一、二五六、〇〇〇円で施行されていて、事業主体はその負担したとしている一、一五三、二〇〇円を全く負担していないばかりでなく、一、〇五二、八〇〇円の剰余を生ずることとなっている。（**設計過大、事業主体負担不足**）（**一五二一**）

（一五二六）
（一五二八）

公共事業国庫補助工事の計画が当を得ないもの

（組織）農林本省　（項）土地改良事業費
（組織）林野庁　（項）林道事業費
（組織）水産庁　（項）漁港災害復旧事業費

地方公共団体である県または土地改良区が国庫補助金等の交付を受けて施行した土地改良、災害復旧等の工事において、工事の施行にあたり、計画が当を得なかったため補助の目的を達していないものが、左のとおり三件九、一四四、九六九円（国庫補助金等四、三六七、七九九円）ある。

（**一五二六**）　新潟県十日町市下貫土地改良区が施行した願入溜池土地改良工事は、工事費五、八四〇、〇〇〇円（国庫補助金二、四八六、〇〇〇円）で、ため池堤とう延長六二メートルを新設したものであるが、三十一年五月完成後間もなく堤とうの基礎地盤の一部から漏水して十分に貯水することができない状況で工事施行の目的を達していない。

右は、堤とうの基礎地盤が砂岩、砂質頁岩の破砕層であるから漏水のおそれがあることは予測することができたものと認められるのに、これに対する対策を考慮することなく工事を施行したもので、工事の設計が当を得なかったことによるものである。

（**一五二七**）　岡山県が施行した笠岡市金浦漁港二十九年災害復旧工事は、工事費一、三七三、一四一円（国庫負担金

九一五、八八五円）で防波堤延長四九メートルを復旧したものであるが、三十一年三月、工事完成後間もなく先端部二一メートルが不等沈下してき裂を生じ工事施行の目的を達していない。

右は、工事施行箇所が軟弱な泥土層で重量施設を構築するにはきわめて不適当な地盤であるのに、旧施設の築堤地盤に対する平米当り自重四・四トンを著しく超過した六・八トンの重量施設を短期間のうちに取急ぎ施行するなど工事の設計および施行が当を得なかったことによるものである。

（一五二八） 徳島県が施行した奥地開発林道古屋川線開設工事は、工事費一六、三六〇、〇〇〇円（国庫補助金八、一八〇、〇〇〇円）で林道延長一、五三九メートルを施行したものであるが、そのうちずい道延長二五メートルの開さく（工事費一、九三一、八二八円、国庫補助金九六五、九一四円）は工事完成直前の三十一年五月崩壊し、工事施行の目的を達していない。

右は、周辺一帯が地層の安定していないいわゆる衝上帯でずい道開さくにはきわめて不適当な地質であり、とくに本件工事施行箇所は頁岩、砂岩等の破砕層が縦走しているあん部で、かつ、土かぶりもわずかに三メートルから一一メートル程度であるから崩壊の危険は予測することができたものと認められるのに、これらの事情を考慮することなく工事を施行したもので、位置および工法の選定が当を得なかったことによるものである。

（一五二九）
（一五三八）

災害復旧事業の査定額を減額させたもの

地方公共団体、農業協同組合、土地改良区、森林組合等が施行する農業施設、林道、漁港の災害復旧工事の査定に対する早期検査は、昭和二十九年以降、二十八年発生災害の分から実施し、その結果は、昭和二十八、二十九両年度の検査報告に掲記したとおりであるが、本年においても三十年発生災害について早期検査を実施するとともに二十八、二十九年発生災害復旧工事の未着手地区等でまだ検査を行わなかった地区についてあわせてこれを実施した。

三十年発生災害については、復旧費査定額がとくに多額な北海道ほか一〇県を選び、三十一年二月から六月までの間に、農業施設二、三六一工事一、二〇七、七一四、〇〇〇円、林道一六九工事六一、九五六、〇〇〇円および漁港三〇七工事四八七、八六八、〇〇〇円について実施した。その結果は、過去二箇年にわたって早期検査を実施した府県については相当改善の跡が認められたが、今回初めて検査を実施した北海道および青森、岩手、秋田、山形各県についてはなお多数の不当事項が発見された。

しかして、指摘した工事の内容は、前年と同様に河川の堤とう、護岸等の復旧工事について、同一箇所の工事を農林省と運輸省、農林省と建設省または農林省部内において重複して査定しているもの、災害を受けていなかったり被害が軽微であるのに災害復旧の査定を受けて新設または改良工事を施行しようとしているもの、経済効果の著しく少ない施設に多額の経費を投入しようとしているもの、水路、護岸、井ぜき等の工事において著しく原形をこえて実施しようとしているもの、石材もしくはコンクリート工事の骨材を現場付近で採取することができるのに遠距離運搬することとしているもの、農地復旧において排土、客土を地区内で相互に流用

| | | |

減額された工事費

道県名	年災	類別	農林省査定額 工事数	農林省査定額 金額	同上のうち本院において実地検査したもの 工事数	同上のうち本院において実地検査したもの 金額	二重査定 工事数	二重査定 金額	改良工事その他設計過大 工事数	改良工事その他設計過大 金額	計 工事数	計 金額
				千円		千円		千円		千円		千円
北海道	二八		四七二	六五八、九四六	二〇	三四、二〇九			六	三、三二六	一四	四、一五一
	二九		一五二	一四五、七一三	二四	三四、九五五			三〇	一〇、五六五	一五五	三三、六七九
	三〇		一、〇〇一	七六六、九七九	三一五	二八七、七二二			三六	一三、八九一	一七七	四〇、六五五
	計		一、六二五	一、五七一、六三八	三五九	三五六、八八五			一五	七、五〇九	一九	四、〇六八
青森県	二八		一八二	一六二、三二一	四八	五五、八四三			二六	一〇、一九三	三四	五、〇五四
	二九		二一一	一四六、二二〇	九六	五五、八四〇			二九	一三、七六九	六二	九、九六四
	三〇		三二三	二三五、〇二七	一九六	一四三、四六〇			七〇	三一、四七一	一一五	一九、〇八六
	計		七一六	五四三、五六八	三四〇	二五二、七三七			七五	三一、〇六二	五〇	七、一四八
岩手県	二八		二九一	一三七、五二七	一七九	八二、九四〇	一	八八	七	二、二二〇	五	七六一
	二九		二五	二〇、〇三三	一五	八、八七〇			四六	一〇、四一〇	八五	八、四九九
	三〇		三九五	三二六、六二九	二七六	一四七、三四三			一二八	四三、六九二	一四〇	一六、四〇八
	計		七一一	四八四、一八九	四七〇	三三九、一五三	一	八八	二一五	八、三二三	一二	三、三九〇
秋田県	二八		四八三	二五九、六一八	三六	二八、七九八	一	八八	一八	八、三二三	二	三、二二二
	二九		三五	一一三、三六八	一四	二八、七九八			四	一、四四〇	六	一、六九四
	三〇		九〇五	五五〇、八〇一	四三一	二四一、〇九五	一	八八	六	二、〇七〇	一七四	四一、三六二
	計		一、四二三	九二三、九六七	四八一	二九五、七七一	二	一、七七六	二八	一二、一二六	一九二	五四、九八四
山形県	二八		二七六	一五九、五〇六	四八	二九、七三九			五	一、四五四	九	一、六七四
	二九		五三	二七、〇七一	一〇	三、八五〇			三	一、一三二	三	六五六
	三〇		三四四	一八九、六七六	二〇四	一一九、〇九〇	一	八八	七	二、二二〇	五	七六一
	計		六七三	三七六、二五三	二六二	一五二、六七九	一	八八	一五	四、三五二	一四	三、一二八
和歌山県	二八		九五五	一、三一五、〇二二	四六六	六四〇、七六五	五	八八	二八	五、三六八	一七八	四二、二五一
	二九		四四九	一八一、四五〇	二九一	一二二、六六八	二	一七六	五一	二八、五六六	一七八	四二、二五一
	三〇		二六四	八七、七〇四	一一三	三八、五六八			七	二、一二七	七九	二二、五六三
	計		一、六六八	一、五八四、一七六	八七〇	四一六、〇〇一	七	一、七六二	一三七	五二、七八八	二七二	八七、七〇四
山形県	二八		三七六	一六六、一五六	一三四	四三、七六三			三三	六、六四一	三三	八、七八四
	二九		五六七	二九三、三九二	一四三	六七、六九九			二四	四、二〇五	二四	四、二〇五
	三〇		四一七	一八、一三三八	一九八	九七、四七二	一	八八	一〇	一、九三三	二三	三、七六四
	計		六七三	三七六、二五三	二六二	一五二、六七九	一	八八	三三	一二、〇七五	二九四	五七、八一〇
広島県	二八		九五五	一、三一五、〇二二	四六六	六四〇、七六五	五	八八	二八	五、三六八	一七八	四二、二五一
	二九		五六七	二九三、三九二	一四三	六七、六九九			五一	二八、五六六	一七八	四二、二五一
	三〇		四一七	一八、一三三八	一九八	九七、四七二	一	八八	七九	二二、五六三	七七	八、五三三
	計		一、三六〇	六四〇、八八六	四七五	二〇八、九三四	一	八八	一三一	一〇、一六〇	一〇三	一五、五三六
愛媛県	二八		一九一	二〇七、八二二	五〇	六二、二七一			二一	七、八二二	一〇	六一九
	二九		四六八	一六二、七八三	八六	三二、四四九			二四	四、三四六	二四	四、三四六
	三〇		四〇〇	一三九、四九八	二一五	七九、二七六			二六	五、八六〇	一八	七九八
	計		一、〇五九	五一〇、一〇三	三五一	一七三、九九六			七二	一八、〇二八	四六	二、三三七
高知県	二八		一、六九〇	八六、三八二	二四	六、九七二			八九	二四、二九六	一〇五	一三、七一八
	二九		一、三三四	四一、五〇八	一五	一二八、一四三	五	一、四八、五六九	四一	一五、五〇八	三九	六、六六〇
	三〇		四七九	一七、三三六	一七	一、四〇九	四五	四、〇九六	二四	六、三八二	九〇	五、〇九〇
	計		三、二二四	一四四、七六九	一〇一	一三、七一八	一九九	三九、七〇四	一七九	五、八六〇	一八	七九八
福岡県	二八		五、五〇三	一、九一二、二〇八	一、四〇八	一、一五八、二一〇	一五	七、八七二	三三	一、一二二、六四五	四三七	八〇、五七一
	二九		四、六三一	二、四二六、三四六	一、六七六	八五二、七〇七	一九	一四、二〇二	四八二	一三三、五九一	三六九	三三、二七〇
	三〇		五、五六三	三、二五八、一九八	二、八三七	一、七五七、五三八	四	七二一	三三二	一〇一、九九六	二八一	七五、五二三
	計		一〇、一五一、二七八	三五八、二三二	二、五六二	一、三〇二、七五〇	三八	二二、七九五	一、一五〇	三五八、二三二	一、五六二	一、三〇二、七五〇
合計	二八		一九一	二〇七、八二二	五〇	六二、二七一			二一	七、八二二	一〇	六一九
	二九		四六八	一六二、七八三	八六	三二、四四九			二四	四、三四六	二四	四、三四六
	三〇		四〇〇	一三九、四九八	二一五	七九、二七六			二六	五、八六〇	一八	七九八
	計		一、〇五九	五一〇、一〇三	三五一	一七三、九九六			七二	一八、〇二八	四六	二、三三七
山口県	二八		一、一四一	四六八、一七八	五一一	一八〇、〇四〇	一二	六、二二一	一八四	四一、二六八	八三	九、四一〇
	二九		四五八	一六二、七八三	八六	三一、四四九			二一	六、二二一	一九、四四七	七四
	三〇		六八五	四五四、九四四	四五七	三二、〇六一	一	六二	一一	一、一三三	一九、四四七	七四
	計		一、八二六	九二三、〇七二	九六八	五〇二、一〇一	一二	六、三三二	二四六	六〇二、七一五	一八四	四一、二六八
広島県	二八											
	二九		一、一四一	四六八、一七八	五一一	一八〇、〇四〇	一二	六、二二一	一八四	四一、二六八	八三	九、四一〇
	三〇		六八五	四五四、九四四	四五七	三二、〇六一	一	六二	一一	一、一三三	一九、四四七	七四
	計		一、八二六	九二三、〇七二	九六八	五〇二、一〇一	一二	六、三三二	二四六	六〇二、七一五	一八四	四一、二六八
和歌山県	二八											
	二九		一、一四一	四六八、一七八	五一一	一八〇、〇四〇	一二	六、二二一	一八四	四一、二六八	八三	九、四一〇
	三〇		六八五	四五四、九四四	四五七	三二、〇六一	一	六二	一一	一、一三三	一九、四四七	七四
	計		一、八二六	九二三、〇七二	九六八	五〇二、一〇一	一二	六、三三二	二四六	六〇二、七一五	一八四	四一、二六八
和歌山県	二八											
	二九		一、一四一	四六八、一七八	五一一	一八〇、〇四〇	一二	六、二二一	一八四	四一、二六八	八三	九、四一〇
	三〇		六八五	四五四、九四四	四五七	三二、〇六一	一	六二	一一	一、一三三	一九、四四七	七四
	計		一、八二六	九二三、〇七二	九六八	五〇二、一〇一	一二	六、三三二	二四六	六〇二、七一五	一八四	四一、二六八

（一五二九）同一箇所の工事を農林省と運輸省、農林省と建設省または農林省部内において重複して査定しているものは、昭和二十八年発生災害一五工事七、八七二、〇〇〇円、二十九年発生災害一九工事一四、二〇二、〇〇〇円、

あげると次のとおりである。

（一五二九）　和歌山県海草郡美里町北谷堤塘二十九年災害復旧は、査定額三、〇六〇、〇〇〇円（国庫補助金一、九八九、〇〇〇円）で堤とう三四〇メートルを復旧することとしていたが、右のうち右岸石垣三四〇メートル工事費

あげると次のとおりである。

（一五二九）　和歌山県海草郡美里町北谷堤塘二十九年災害復旧は、査定額三、〇六〇、〇〇〇円（国庫補助金一、九八九、〇〇〇円）で堤とう三四〇メートルを復旧することとしていたが、右のうち右岸石垣三四〇メートル工事費二、四五一、〇〇〇円（国庫補助金九四三、一〇〇円）は、別途同町北谷線林道二十八年発生災害復旧三、五二一、〇〇〇円（国庫補助金三、一六八、九〇〇円）と重複して査定されていた。

（一五三〇）　広島県安芸郡倉橋町須川漁港三十年災害復旧は、査定額五一七、〇〇〇円（国庫負担金三四四、〇〇〇円）で護岸五〇メートルを復旧することとしていたが、右のうち一二メートルは別途運輸省所管の須川港護岸二十六年発生災害復旧五四四、〇〇〇円（国庫負担金三六〇、〇〇〇円）と重複して査定されていた。

（一五三一）　改良工事その他国庫補助の対象としてはならないものであるのに災害復旧の査定を受けて新設、改良工事等を施行しようとしたり、または著しく原形をこえて工事を施行しようとしたものは、昭和二十八年発生災害三三六工事一三三、五九一、〇〇〇円、三十年発生災害三三二工事一〇一、九九六、〇〇〇円計一、一五〇工事三五八、二三二、〇〇〇円に上っているが、そのおもなものをあげると次のとおりである。

（一五三一）　青森県西津軽郡木造町排水路三十年災害復旧は、査定額三、四九〇、〇〇〇円（国庫補助金二、二六八、五

○○円）で排水路九七六メートルの流入土砂一、八八一立米の排土および土留板さく工九七六メートルを施行することとしていたが、右は災害によるものではない。

（一五三二）　岩手県下閉伊郡小本村赤鹿橋梁二十八年災害復旧は、査定額二、四○○、○○○円（国庫補助金一、五六○、○○○円）で長さ九○メートル、幅三・五メートルの橋りょうを復旧することとしていたが、右は、被災の事実がなく従来なかった橋りょうを新たに架設しようとしていたものである。

（一五三三）　秋田県北秋田郡上小阿仁村奥地開発林道屋布線三十年災害復旧は、査定額四、一○○、○○○円（国庫補助金二、六六五、○○○円）で橋りょう五○メートルを復旧することとしていたが、右橋りょうは国有のもので、秋田営林局において工事費三、一四五、○○○円で復旧することとしていたものである。

（一五三四）　和歌山県日高郡船着村西原第二堤塘二十九年災害復旧は、査定額一、八五八、○○○円（国庫補助金一、二○七、七○○円）で堤とう一七○メートルを復旧することとしていたが、同堤とうによって直接受益するのは二反歩程度で、経済効果の著しく少ない施設に多額の経費を投入しようとしていたものである。

（一五三五）　愛媛県西宇和郡三崎町与侈漁港二十九年災害復旧は、査定額一、三三九、○○○円（国庫負担金一、一七八、○○○円）で防波堤八九メートルを復旧することとしていたが、実際に被災したのは先端部の二六メートルだけで、残余の六三メートル工事費一、一四○、○○○円（国庫負担金一、○○三、○○○円）は被災の事実が認められず、先端二六メートルの復旧に名をかり防波堤のかさ上げを施行しようとしていたものである。

（三）　設計が過大と認められたもの

（一五三六―一五三八）　排土、客土の土量または運搬距離を過大に見込むなど設計が現地の実情に沿わないと認められたものは、昭和二十八年発生災害四三七工事八○、五七一、○○○円、三十年発生災害七五六工事一○四、五六九、○○○円、二十九年発生災害三六九工事四六、九九○、○○○円計一、五六二工事二三二、一三○、○○○円に上っているが、そのおもなものをあげると次のとおりである。

（一五三六）　秋田県横手市黒川農地三十年災害復旧は、査定額一、四二○、○○○円（国庫補助金七一○、○○○円）で三町四反に流入した土砂五、一四一立米を三○○メートル運搬して捨土することとしていたが、実際は五反歩に流入した土砂一、四八六立米を二○○メートル運搬捨土すれば足りるもので、復旧費は二六○、○○○円となり一、一六○、○○○円（国庫補助金五八○、○○○円）が過大となっていた。

（一五三七）　和歌山県有田郡五村三瀬川堤塘二十八年災害復旧は、査定額五、九六三、○○○円（国庫補助金五、三六六、七○○円）で堤とう一、一四○メートルのから石積護岸二、九九一平米を復旧するもので、築石は五○○メートルまたは一、六○○メートルの地点から運搬することとしていたが、実際は現地付近で採取することができるもので、復旧費は四、三九九、○○○円となり、一、五六四、○○○円（国庫補助金一、四○七、六○○円）が過大となっていた。

（一五三八）　山口県豊浦郡豊浦町宇賀漁港二十九年災害復旧は、査定額三、八一○、○○○円（国庫負担金三、三一

二、〇〇〇円）で防波堤六八メートルおよび捨石一、三一七立米を復旧することとしていたが、右のうち捨石は、在石を五三〇立米、新石を三五三立米使用すれば足りるもので、復旧費は二、六二六、〇〇〇円となり一、一八四、〇〇〇円（国庫負担金一、〇三二、〇〇〇円）が過大となっていた。

（一五三九）
（一六三一）

国庫補助金の経理当を得ないもの

（組織）農林本省　（項）農村振興総合施設補助　ほか七科目
（組織）林野庁　（項）林業振興費
（組織）水産庁　（項）水産業振興費

農林省所管国庫補助金のうち公共事業関係を除く一般補助については、昭和二十九、三十両年にわたり主として都道府県、市町村等を経由して末端の事業施行者に交付される農村振興、農産物増産助成、畜産、蚕糸または水産業振興費等の継続的補助金と風水害、冷害の災害対策費補助金を選び、その交付状況および補助事業実施の効果と補助金の使途を各府県および市町村の一部と各種組合につき検査したが、その結果については既に二十八、二十九両年度の検査報告に掲記したとおり事業の実施ならびに補助金の使用当を得ないものが多数見受けられたので、本年においても前年に引き続きこの種補助事業についてその実態を調査し是正改善をはかることが必要と認め、二十九年度国庫補助金のほか、新たに三十年度国庫補助金のうち農村振興総合施設整備費補助金ほか二六費目四、九二三、五三七、六一九円について検査することとした。

右検査は、三十一年二月以降北海道ほか二七府県および市町村の一部四百余と各種組合について実施したが、その結果は一部改善の跡の見受けられたものもあるが、なお補助金を市町村等が使用しないで保有していたり、補助の目的外に使用していたり、地元負担の全部または一部をしないで事業を実施していたため事業量が不足していたものなど不当な事例が少なくない状況である。

しかして、検査の結果これら補助金の経理当を得ないと認められたものは八二〇件一一六、〇三〇、六九二円（うち三十年度分一八六件一八、八三一、八四九円）に上っており、これを態様別に示すと次表のとおりであるが、このうちには補助対象事業の全部または一部を実施していないにもかかわらず、補助金の交付を受けていたものが採種圃補助、開拓事業費補助等で七十余件五百二十余万円発見された。また、既に昭和二十八年度決算検査報告に掲記してその是正を促したにもかかわらず、その後交付された同種の補助金についても同様の経理を繰り返し是正の跡がほとんど見受けられないものが福島県の農作物病虫害防除事業、宮崎県小林市の土壌改良事業、栃木県那須郡那須村横沢牧野管理農業協同組合の牧野改良事業等で一〇件二千五百余万円あった。

いま、補助種目別に検査の結果と一件の国庫補助金二十万円以上の不当事項をあげると次のとおりである。

（一）　農作物病虫害防除費補助

（一五三九）
（一五五九）

農作物病虫害防除費補助金は、水稲および麦等の病虫害の防除に要した農薬購入費の全額または二分の一以内を、また、防除機具購入費補助金は、防除機具の購入に要した経費に対しその二分の一以内をそれぞれ交付するもので、国庫補助金の総額は一、四三二、二七一、三〇〇円（うち二十九年度分一、〇九五、二〇八、〇〇

補助種目 ＼ 態様	検査済件数	検査済金額	検査済団体数	不使用のまま保有しているもの 件数	不使用のまま保有しているもの 金額	不適当な方法により配分したもの 件数	不適当な方法により配分したもの 金額	補助の目的外に使用したもの 件数	補助の目的外に使用したもの 金額	事業量が不足しているもの 件数	事業量が不足しているもの 金額	積算が過大なもの 件数	積算が過大なもの 金額	計 件数	計 金額
					千円		千円		千円		千円		千円		千円
農作物病虫害防除費補助	六二六	七〇	二、五一九	三五	三、五一三	三三	三二、二七四	四	七三七			二四一	三九、〇四五		
水稲健苗育成費補助	一三五	四	六二三	三三	一三、九二一	七	二、〇八三					四四	一六、六二九		
稲苗疱保対策費補助	五六	四	一三	一	二六	四	三二四	四	三〇			一三	三九四		
採種圃補助	五七四	四七	八四二	八	一九三	八九	五、四六五	八	一九三			一五二	六、六九四		
臨時救農対策施設費補助	六一					四	六二九	一五	二、四五七	一二	一、〇二三	三〇	四、一〇九		
農村振興総合施設および施設災害復旧費補助	六〇	一	四三			一五	二、六〇〇	一三	八二七	一三	五六五	四二	四、〇三六		
土壌改良事業費補助	二一六	四	四一五	二	五一〇	三	一一六	六六	六、一九〇	四	九五	七九	七、三二八		
牧野改良その他畜産関係補助	一二六	三	一九六			三	一七九	八六	六、〇七一	五	一七九	九七	六、六二六		
開拓事業費補助	六六六	一二	三、三八七			一八	五、五一八	二〇	四、四六五	一二	一六、三三一	六一	二九、三〇四		
水産増殖事業費補助	三七					一	三八六	一四	五六九	一	四〇	一六	九九六		
森林病害虫駆除予防費補助	五三	四	一七七			三九	六〇七	二	八一	四五	八六六				
計	二、六一〇	一四九	八、二一九	七九	一八、一六五	三一五	四九、七八六	二三〇	二一、五四三	四七	一八、三一六	八二〇	一一六、〇三〇		

〇円）に上っているが、北海道ほか二七府県、三一九市町村、二八〇組合の補助金八四、七二三、六九七円についてその実地を検査したところ、平常発生分のほか災害対策分もあわせて交付されたため補助金が実際の使用量を上回っているところが多く、剰余を生じた補助金を翌年度以降の農薬購入費に充てたり、使用しないで別途に保有していたものがあったほか、実際の農薬使用量が計画に比べ不足していたり、または防除の実績を確認しないで補助の目的に沿わない方法により耕作面積割等で適宜配分したり、あるいは市町村等が帳簿外に経理してその一般財源としているものなど補助金の使用当を得ないと認められるものが福島県ほか一七一団体で二四一件国庫補助金三九、〇四五、一五二円に上っている。

道県名	年度	事業内容	事業主体	事業費	交付済国庫補助金	同上のうち除外すべき国庫補助金相当額	摘要
				円	円	円	
（一五三九）北海道	二九	農作物病虫害防除	石狩郡石狩町	二、七九六、七五〇	二六二、八〇〇		目的外使用
（一五四〇）福島県	〃	同	福島県	四八、二七七、〇〇〇	三四、一四三、五〇〇	三四、一四三、五〇〇	同

国庫補助金二四、一四三、五〇〇円の交付を受け、県費四、六五一、四〇〇円を合わせ二八、七九四、九〇〇円を防除を実施した者に交付したこととしているが、実際は農薬は二十八年度の補助金で購入したもののうち二十九年度に持ち越した七七、八三〇、二七六円を現物交付しただけで、補助金を三十年度以降使用の農薬購入代金に充てていた。

（一五四一）	愛知	〃	同	知多郡東浦町	六六九、二〇〇	三三七、二九三	不使用
（一五四二）	同	〃	同	西春日井郡春日村	六五一、二一七	三三〇、五五三	目的外使用
（一五四三）	和歌山県	〃	同	海草郡和佐村	六七八、一五五	三三八、二一八	不適当配分